

平成26年秋田県告示第192号で告示された外部監査契約について、外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月17日

秋田県監査委員	工藤嘉範
秋田県監査委員	中田潤
秋田県監査委員	石塚博史
秋田県監査委員	中嶋定雄

※以下別紙報告書のとおり

平成26年度

包括外部監査結果報告書

平成27年3月

秋田県包括外部監査人
公認会計士 山崎聡一郎

目 次

第 1	包括外部監査の概要	1
第 2	下水道事業の概要	4
1.	秋田県（全体）の下水道事業の概要	4
2.	県の実施する下水道事業の仕組み	9
第 3	県が実施する下水道事業特別会計の概要	15
1.	県が実施する下水道事業特別会計の概要	15
2.	決算の状況	16
3.	企業会計をベースとした下水道事業特別会計の財政状況（平成 24 年度）	25
第 4	経営指標分析	29
1.	財政健全化法に基づく資金不足比率	29
2.	下水道事業の経営指標分析	30
第 5	下水道事業の計画	34
1.	流域下水道事業に係る計画	34
2.	十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る計画	44
3.	人材育成計画	44
第 6	収入に係る財務事務	46
1.	負担金単価の水準の決定	46
第 7	固定資産管理に係る財務事務	65
1.	台帳作成の関連法令等	65
2.	秋田県の下水道台帳の整備状況	67
3.	設備投資計画	84
4.	未利用財産	87
第 8	入札契約事務	89
1.	入札契約事務の概要	89
2.	工事の発注時期	94
3.	1 者入札の取扱い	95

4 . 処理場の維持管理の指定管理制度の運用	102
5 . 委託契約の変更について	106
第 9 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況	108
1 . 事業運営の状況	108
2 . 経営の状況	108
3 . 計画の策定状況	111
4 . 滞納債権の状況	112
第 10 地方公営企業法の適用について	114
1 . 下水道事業に対する地方公営企業法の適用への流れ	114
2 . 下水道事業における法適化の必要性	115
3 . 法適化に向けての取組み	116
4 . 法適化による消費税の節税メリット	118

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 特定の事件（監査テーマ）

下水道事業特別会計の財務事務について

3. 監査対象年度

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

ただし、必要に応じて、過年度も調査対象とした。

4. 監査対象部局

建設部下水道課、その他下水道事業特別会計に関する財務事務に係る関連部局

当包括外部監査は、地方公営企業の枠組みとして実施する下水道事業特別会計を監査テーマとしており、流域下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を対象とした。

県が下水道関連事業として果たす役割としては、上記のほかに、集落排水事業、合併処理浄化槽事業、県内の地方公共団体への指導・助成を行う普及事業等があるが、これらは下水道事業特別会計で実施する事業ではないため、監査の対象としていない。

5. 監査の実施期間

平成26年6月30日～平成27年1月31日

6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	山崎聡一郎
補助者	公認会計士	日野克紀
	公認会計士	宗和暢之
	公認会計士	片桐将人
	公認会計士	藤巻祐輔

7. 特定の事件を選定した理由

下水道事業は、生活インフラの一環として住民生活と密接し、生活環境の改善、浸水被害の防除、川・湖沼や海の水質保全に対して極めて重要な役割を果たしている。

秋田県の下水道事業特別会計は、平成 24 年度決算において、総収益 5,295 百万円、企業債現在高 17,559 百万円と県の公営企業にあって最大規模であり、その経営状況によっては多額の繰入金を通じて一般会計にも重要な影響を与えるものである。

秋田県の下水道の普及率、接続率は全国平均と比較して高くない状況である一方で、県の人口は将来大きく減少すると予想されている。整備した施設への接続率の向上はもちろんのこと、装置産業である下水道事業はいったん施設が建設されると経営改善が困難である特性を有し、今後の普及の推進に当たっては、将来のインフラ施設の更新需要を踏まえた計画の策定と実行が求められる。

また、下水道事業に公営企業会計の適用に取り組むことの要請が出され、法適化への対応も課題事項となっている。

このような状況において、下水道事業における財務事務が関係諸法令に準拠し適正に執行されているか、事業が効果的・効率的に実施されているか、将来の諸課題に対して適切な対応が図られているか等について監査することが有用かつ時宜にも適うと考え、監査のテーマとして選定した。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

下水道事業特別会計における財務事務について、準拠性及び有効性・効率性・経済性の観点から監査を実施する。

具体的な監査の要点は下記のとおりである。

投資事業（新規・更新）計画が、将来の人口減少を踏まえた適切な前提の下に策定され、実行されているか。

下水道事業に係る財務事務は、法令・規則に準拠して適正に行われているか。

下水道事業は、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。一般会計からの繰入金は適正な水準か。赤字補填のための一般会計からの繰入金がある場合には、解消もしくは縮小される見込があるか。

流域下水道事業における負担金単価の算定方法及び算定基準は適切であるか。

固定資産の取得、維持管理及び利用状況は適切か。

入札・契約に関する事務手続きの状況は適切か。

今後の地方公営企業法の適用を見据えた対応、準備ができているか。

(2) 主な監査手続き

監査対象部局に取引等の内容についてヒアリングを行った。
流域下水道事業に係る計画を入手・閲覧し、質問を行った。
事務手続の条例・規程等関係法令等への準拠性について検討を行った。
内部管理文書等を閲覧した。
関係証拠書類を閲覧し、整備・保管状況を確認した上で、財務記録との突合を行った。
固定資産等の現場視察及び現物照合を行った。
契約関連書類を閲覧し、業者選定手続等について質問した。
経年比較、比率分析等の分析的手続を行った。

(3) 指摘事項及び意見

本報告書において、指摘事項と意見は次のように区別した。

指摘事項	法令、財務規程等に照らして、準拠性または有効性・効率性・経済性を満たさず、違法または著しく不当な状況になっているものと監査人が判断した事項
意見	指摘事項には該当しないが、財務事務を執行するに当たって改善を要するもの、または検討を要するものと監査人が判断した事項

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 金額単位の端数処理

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

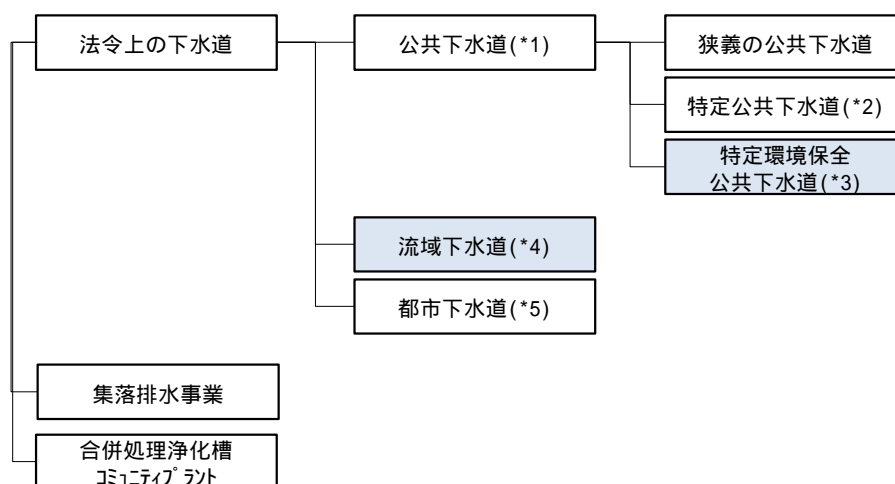
第2 下水道事業の概要

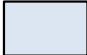
1. 秋田県（全体）の下水道事業の概要

(1) 下水道事業の種類

下水道事業は、生活に密着するインフラ施設でありながら、その種類が多岐にわたり、かつ、下水道管が地下に埋設されていることもあり住民の目に直接触れる機会がないため、非常に分かりにくいものとなっている。

下水道の種類は以下のとおりである。



 は秋田県下水道事業特別会計が実施する下水道事業（本報告の対象）

法令上の下水道

公共下水道(*1)	主として市街地の下水を排除・処理するために <u>主に市町村</u> が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。 (特定公共下水道)(*2) 特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道。 (特定環境保全公共下水道)(*3) 市街化区域以外の区域において設置される公共下水道で、自然公園区域内の水域の水質保全または生活環境の改善のために施行されるもの等。
流域下水道(*4)	専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除・処理するために <u>主に都道府県</u> が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するもの等。
都市下水道(*5)	主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないもの。

(2) 秋田県(全体)の下水道の普及の状況

秋田県(全体)の下水道普及率

平成 25 年度の公共下水道における下水道処理人口普及率は、全国平均 77.0% に対して秋田県は 61.6% (29 位) である。また、集落排水事業や合併処理浄化槽事業を含めた污水处理全体の普及率は、全国平均の 88.9% に対して秋田県は 83.7% (25 位) である。

秋田県は、下水道の普及率が全国の都道府県の中にあって平均以下であり、「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン¹」の中でも、下水道等の効率的な整備と普及促進を掲げている。

<平成 25 年度污水处理人口普及状況>

都道府県	公共下水道における下水道処理人口普及率	污水处理人口普及率
青森県	57.0%	75.2%
岩手県	55.4%	76.7%
宮城県	78.9%	88.9%
秋田県	61.6%	83.7%
山形県	74.6%	89.4%
全国	77.0%	88.9%

(出典：2014 あきたの下水道(資料編)～秋田県建設部下水道課)

人口減少社会を踏まえた下水道普及策

県全体の下水道施策として、下水道の普及促進による普及率の引き上げが必要である。

ただし、下水道事業の形態は前述のとおり様々であり、今後の本格的な人口減少社会の到来を踏まえると、各市町村ごとに公共下水道施設を整備するのか、県が整備した流域下水道に接続するのがよいのか、あるいは、下水道ではなく集落排水事業や合併処理浄化槽事業として整備するのがよいのか、最適な施設整備について慎重に検討する必要がある。

現状有する施設について、市町村が単独で経営する単独公共下水道事業、農業集落排水事業、し尿処理場等を県が経営する流域下水道事業へ接続することは、人口減少下での生活排水処理事業の効率化と維持管理コストの低減を図る広域共同処理による施設統廃合の取組みとして、「あきた循環のみず推進計画²」(計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度)で

¹ 第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン

平成 26 年度から平成 29 年度までを計画期間とした県政運営指針。

² あきた循環のみず推進計画

各下水道事業者は、効率的な設備投資、処理の効率化や人員減による維持管理費の削減、また、下水汚泥の有効利用などに取り組んでいるが、各事業者単独では限界があり、将来的に課題を克服するのは困難になってきている中、「県民の快適で安心できる暮らし」と「きれいな水環境」を次の世代に引き継ぐために、県と市町村との協働や各事業者間での連携などにより、これまで以上に事業の合理化・効率化を図り、生活排水処理事業の経営基盤を強化する取組みを定めたもの。

推進しており、着実に進めるべきである。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、秋田県は、今後 30 年間で人口が 108 万人（平成 22 年度）から 70 万人（平成 52 年度）へと減少することが試算され、全国 47 都道府県の中で最も減少率の高い県とされている。普及率を高めていくに当たって、人口減少社会への対応は他県と比べても重要性・緊急性が高いと言える。

< 都道府県別の人口推計における人口減少率の高い県 >

都道府県	平成 22 年度人口	平成 52 年度人口	減少率
秋田県	108 万人	70 万人	35.6%
青森県	137 万人	93 万人	32.1%
高知県	76 万人	53 万人	29.8%
岩手県	133 万人	93 万人	29.5%
山形県	116 万人	83 万人	28.5%
和歌山県	100 万人	71 万人	28.2%

（国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に監査人が加工）

広域共同化への取組み

人口減少社会の到来における持続可能な事業運営の取組みとして、広域共同化が注目されており、秋田県においても、「あきた循環のみず推進計画」として、現在、流域下水道処理施設を核とした生活排水広域共同化が進められている。

平成 26 年 5 月現在、農業集落排水事業で 5 市町（9 地区）が、し尿処理場で 1 市（1 箇所）が県の流域下水道に接続し広域共同化したところである。


県が農業集落排水とし尿処理場別に建設費と維持管理費を試算した結果によると、従来施設を存続させた場合に比べて、流域下水道に接続したことにより、農業集落排水事業で 1,498 百万円、し尿処理場で 2,011 百万円のコスト削減効果が生み出された（試算値であるため、金額の妥当性については監査の対象外とした）。

< 広域化の実績 >

処理施設	市町村・地区名
農業集落排水	秋田市（金足）
	潟上市（大崎、羽立、湖岸）
	五城目町（上山内）
	八郎潟町（小池、浦大町）
	井川町（井内、蒔田）
し尿処理場	秋田市（向浜事業所）

	農業集落排水（9地区計）			し尿処理場（1箇所）		
	存続した 場合	接続した 場合	-	存続した 場合	接続した 場合	-
建設費（百万円）	1,593	620	973	2,700	1,039	1,661
維持管理費（百万円）	740	215	525	1,145	795	350
計			1,498			2,011

（注） 存続した場合は、施設存続に係る建設費（改築更新）、維持管理費
接続した場合は、下水道接続に係る建設費、維持管理費
なお、維持管理費は、期間5年間の費用額を示す。

<p>今後予定されている取組み</p> <p>【流域下水道と秋田市単独公共下水道（八橋処理区）との統合】 秋田市単独公共下水道八橋処理区を流域関連公共下水道に変更し、八橋処理区の汚水を流域下水道で処理 八橋終末処理場の汚水処理施設を廃止し、臨海処理センターの処理機能を増強 今まで、市町村同士の広域化は見られたものの、<u>県と市による広域化は、本取組みが全国でも先駆的事例</u></p> <p><コスト削減効果（秋田市試算）> 今後50年間で約120億円のコスト削減</p> <p>【県北地区の汚泥広域共同処理】 県北地域の汚泥広域共同処理として、米代川流域下水道大館処理センター敷地内に汚泥処理施設を設置</p> <p> 生活排水処理汚泥を集約処理</p>

以上の取組みは、県と市町村が一体となって、人口減少社会に対峙する一つの方策として評価できる。

< 県内の市町村ごとの普及率及び下水道の整備手法の状況 >

H26.3.31現在

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		H25までの整備手法					住民基本台帳人口 (人) (H26.3.31)	
	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	公共下水道		集落排水等				合併
											単	流	農	漁林	簡小		
秋田市	292,100	91.4	11,896	3.7	0		6,554	2.1	310,550	97.2							319,497
能代市	25,132	43.7	244	0.4	0		12,998	22.6	38,374	66.7							57,564
横手市	45,911	47.5	8,375	8.7	76	0.1	16,460	17.0	70,822	73.3							96,665
大館市	37,023	48.0	7,612	9.9	0		14,596	18.9	59,231	76.8							77,096
男鹿市	19,582	63.9	1,422	4.6	488	1.6	1,751	5.7	23,243	75.9							30,632
湯沢市	18,861	38.1	4,085	8.3	0		10,671	21.6	33,617	68.0							49,459
鹿角市	14,529	43.3	1,237	3.7	0		3,553	10.6	19,319	57.5							33,593
由利本荘市	34,904	42.2	24,314	29.4	1,778	2.2	9,205	11.1	70,201	85.0							82,628
潟上市	31,374	92.4	1,040	3.1	0		305	0.9	32,719	96.3							33,971
大仙市	34,289	39.3	20,403	23.4	0		14,072	16.1	68,764	78.8							87,239
北秋田市	16,440	46.7	6,597	18.8	0		4,356	12.4	27,393	77.9							35,177
にかほ市	16,149	60.3	7,577	28.3	113	0.4	2,221	8.3	26,060	97.4							26,767
仙北市	10,597	36.7	4,786	16.6	158	0.5	5,712	19.8	21,253	73.6							28,891
小坂町	3,111	54.1	0		0		1,021	17.8	4,132	71.8							5,751
上小阿仁村	1,088	41.3	1,185	45.0	0		285	10.8	2,558	97.2							2,633
藤里町	2,742	73.9	254	6.8	0		502	13.5	3,498	94.3							3,709
三種町	12,735	69.2	2,740	14.9	0		1,534	8.3	17,009	92.4							18,414
八峰町	5,511	68.7	1,356	16.9	828	10.3	106	1.3	7,801	97.2							8,023
五城目町	7,530	72.9	0		0		906	8.8	8,436	81.7							10,325
八郎潟町	6,231	97.4	0		0		87	1.4	6,318	98.8							6,395
井川町	5,036	96.8	0		0		151	2.9	5,187	99.7							5,203
大潟村	3,275	100	0		0		0		3,275	100							3,275
美郷町	4,438	21.0	4,382	20.7	0		7,687	36.3	16,507	78.0							21,155
羽後町	6,100	36.9	2,668	16.1	0		2,468	14.9	11,236	67.9							16,553
東成瀬村	0		0		0		2,260	82.5	2,260	82.5							2,740
市合計	596,891	62.2	99,588	10.4	2,613	0.3	102,454	10.7	801,546	83.6	供用済 着手済 未着手					959,179	
町村計	57,797	55.5	12,585	12.1	828	0.8	17,007	16.3	88,217	84.7						104,176	
県合計	654,688	61.6	112,173	10.5	3,441	0.3	119,461	11.2	889,763	83.7						1,063,355	

(注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

(出典：2014 あきたの下水道(資料編)～秋田県建設部下水道課)

(網掛け部分は、流域下水道に接続しているものとして監査人が独自に網掛け表示)

2. 県の実施する下水道事業の仕組み

県が実施する下水道事業は、(1) 流域下水道事業と(2) 特定環境保全公共下水道事業であり、その概要は以下のとおりである。

(1) 流域下水道事業

流域下水道事業の概要

流域下水道とは、2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道である。

市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から構成される。幹線管渠に接続する枝線管渠は接続するそれぞれの市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、下記の2流域5処理区について、昭和57年度～平成7年度にかけて供用を開始し、事業運営している。

< 流域下水道の概要 >

流域下水道	処理区	供用開始時期	経過年数 (*1)	供用エリア (合併後)	普及率 (*2)	管渠整備率(*3)
秋田湾・雄物川 流域下水道	臨海処理区	昭和57年	32年	3市4町1村	95%	89%
	大曲処理区	昭和63年	26年	2市1町	88%	99%
	横手処理区	平成元年	25年	1市	85%	89%
米代川流域下水 道	大館処理区	平成4年	22年	1市	60%	85%
	鹿角処理区	平成7年	19年	1市1町	65%	95%

(*1) 経過年数は施設の老朽度等の参考とするために、供用開始時点から平成25年度までに何年経過したかをみたもの

(*2) 計画区域内人口に対する処理区域内人口の割合

(*3) 幹線管渠延長と複線区間延長の合計に対する整備済み延長の割合。なお、幹線管渠の整備率は全区間で100%となっており、幹線管渠整備は完了した。

< 流域下水道事業の実施状況 >



(出典：2014 あきたの下水道(資料編)～秋田県建設部下水道課)

処理区ごとの概要

< 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区・大曲処理区・横手処理区）>

	臨海処理区	大曲処理区	横手処理区	小計
使用開始	昭和 57 年 ~ 平成 8 年	昭和 63 年 ~ 平成 10 年	平成元年 ~ 平成 2 年	6 市 5 町 1 村
全体計画処理面積	12,133ha	2,734ha	2,642ha	17,509ha
整備済面積	8,986ha	1,550ha	1,791ha	12,327ha
整備率	74%	57%	68%	70%
全体計画処理人口	336.8 千人	46.3 千人	46.6 千人	429.7 千人
整備済人口	333.1 千人	38.5 千人	44.3 千人	415.9 千人
整備率	99%	83%	95%	97%
接続人口	283.9 千人	23.9 千人	29.3 千人	337.1 千人
接続率	84%	52%	63%	78%
全体計画処理能力	180.0 m ³ /日	23.2 m ³ /日	25.8 m ³ /日	229.0 m ³ /日
事業計画処理能力	180.0 m ³ /日	21.6 m ³ /日	24.6 m ³ /日	226.2 m ³ /日
現在処理能力	120.0 m ³ /日	16.2 m ³ /日	24.6 m ³ /日	160.8 m ³ /日
整備率	67%	70%	95%	70%

< 米代川流域下水道（大館処理区・鹿角処理区）>

	大館処理区	鹿角処理区	小計
使用開始	平成 4 年 ~ 平成 7 年	平成 7 年 ~ 平成 10 年	2 市 1 町
全体計画処理面積	2,547ha	1,352ha	3,899ha
整備済面積	1,318ha	626ha	1,944ha
整備率	52%	46%	50%
全体計画処理人口	53.5 千人	23.6 千人	77.1 千人
整備済人口	37.0 千人	17.3 千人	54.3 千人
整備率	69%	73%	70%
接続人口	28.7 千人	10.2 千人	38.9 千人
接続率	54%	43%	50%
全体計画処理能力	27.0 m ³ /日	12.7 m ³ /日	39.7 m ³ /日
事業計画処理能力	18.0 m ³ /日	8.2 m ³ /日	26.2 m ³ /日
現在処理能力	12.0 m ³ /日	8.2 m ³ /日	20.2 m ³ /日
整備率	44%	65%	51%

各処理区の対象市町村は、以下のとおりである。

< 各処理区の対象市町村 >

流域下水道名	秋田湾・雄物川流域下水道			米代川流域下水道	
	臨海	大曲	横手	大館	鹿角
事業着手年度	昭和50年	昭和56年	昭和57年	昭和61年	昭和63年
処理開始年度	昭和57年	昭和63年	平成元年	平成4年	平成7年
流域関連市町村	秋田市 男鹿市 潟上市 三種町 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村	大仙市 仙北市 美郷町	横手市	大館市	鹿角市 小坂町
市町村数	3市4町1村	2市1町	1市	1市	1市1町

(2) 特定環境保全公共下水道事業（十和田湖特定環境保全公共下水道）

秋田県の特定環境保全公共下水道事業の概要

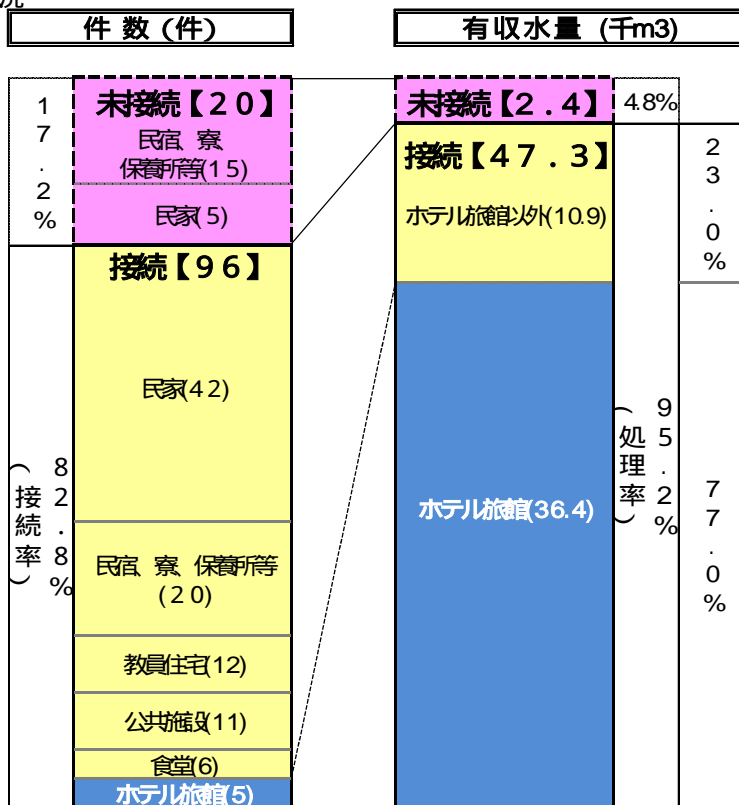
十和田湖特定環境保全公共下水道事業は、十和田湖の水質保全を目的に、秋田県と青森県で共同実施する公共下水道事業である。

生活水準の向上と観光政策の活発化などを背景として、十和田湖を訪れる観光客が増加し、平成5年には年間304万人超に達したが、一方において、観光排水や生活排水の流入量が増加し、湖の水質悪化を招いていた。このため、秋田県と青森県の共同事業として、十和田湖及びその下流に十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施することとし、昭和55年に事業着手し、平成3年から供用開始した。

平成10年には管渠・ポンプ場の整備が完了し、建設・整備から維持管理の状態に移行した。なお、処理場は、青森県が所有し、秋田県にはない。

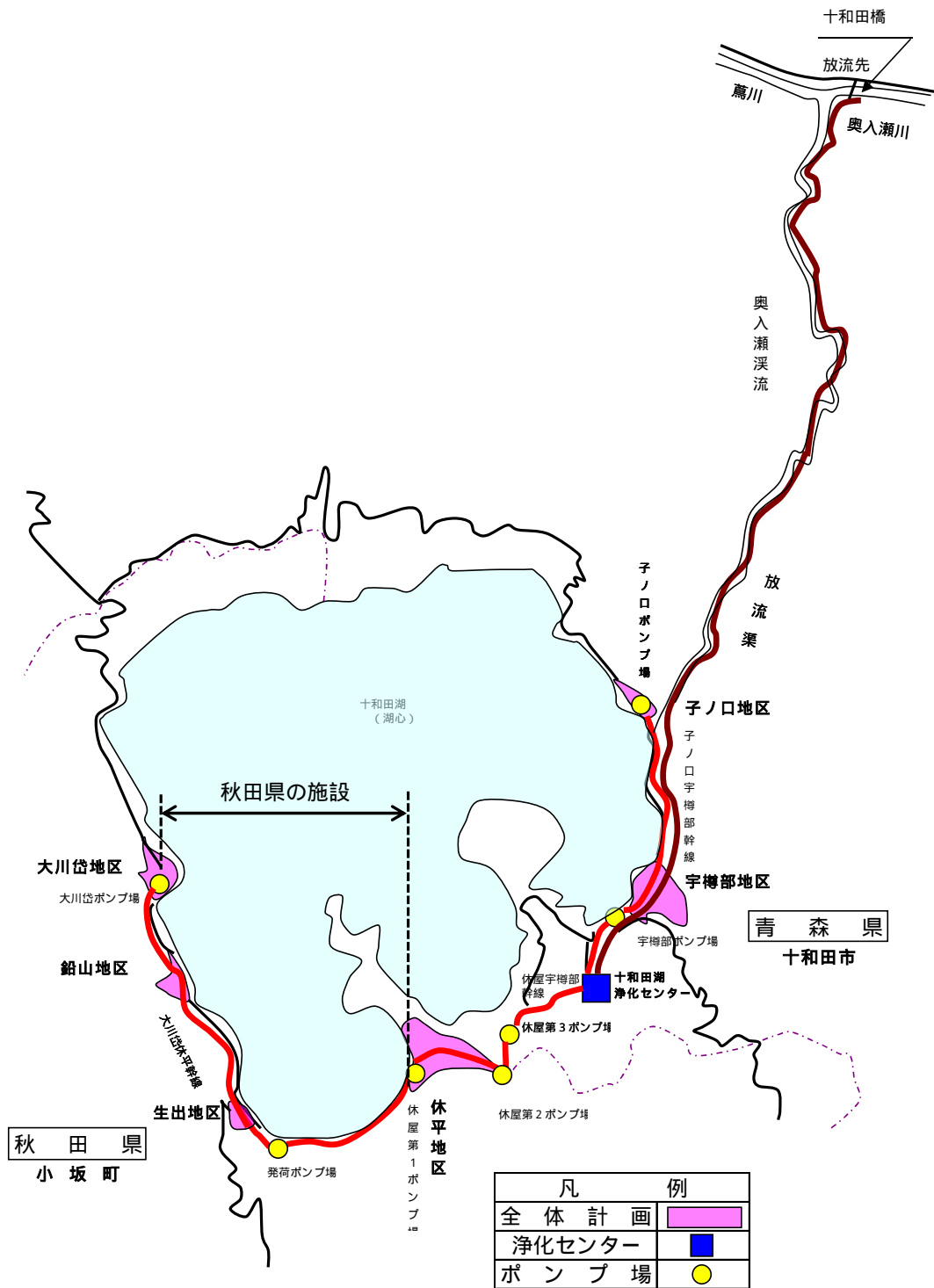
施設整備としては完了しており、現在は機械設備等の長寿命化対策を実施中である。

秋田県の管渠施設 幹線管渠 9.3km ポンプ場 16箇所(内MP14箇所)
 秋田県の接続状況 対象箇所 116戸、 接続戸数 96戸、 接続率 82.8%
 利用状況



- ・接続済みの96戸中ホテル旅館は5戸であるが、有収水量に占める割合は約8割となっており、収入はホテル旅館に依存
- ・未接続の20戸全て接続した場合は見込水量を100とすると現在95%を処理

秋田県側の利用状況（H25年度）



第3 県が実施する下水道事業特別会計の概要

1. 県が実施する下水道事業特別会計の概要

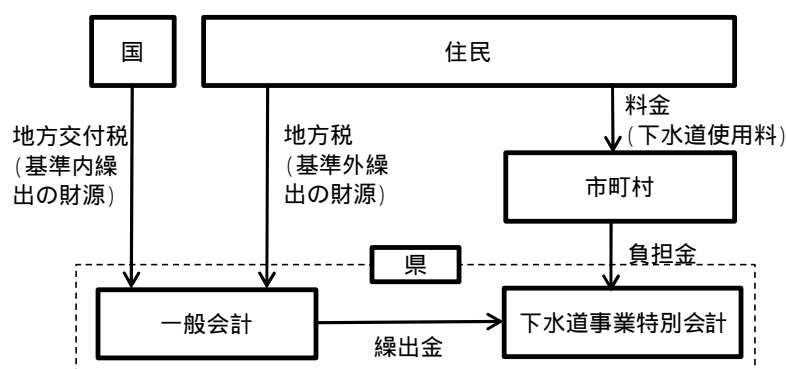
県が実施する(1)流域下水道事業と(2)特定環境保全公共下水道事業は、特別会計を設定して実施する公営企業である。両事業をあわせて、「秋田県下水道事業特別会計」を設置して、下水道事業を実施している。ただし、地方公営企業法の適用は受けない、いわゆる「法非適用企業」である。

公営企業は、“公費負担の原則の下での独立採算性”を確保した運営をしなければならないことが法令に定められている(地方財政法第6条³)。

ここで、“公費負担の原則の下での独立採算性”とは、民間企業のように全ての事業経費を事業収入によって賄うような独立採算ではなく、事業経費をあらかじめ公費で負担すべきものと料金(下水道使用料)で賄うべきものとに区分し、料金で賄うとされた経費について料金で賄うことをもって独立採算とする考え方である。

したがって、事業運営が独立採算を確保しているか否かは、どの経費が公費負担経費で、どの経費が料金で賄う経費かを区分することが重要である。

公費負担とすべき経費は、一般会計が税収(地方税・地方交付税)等を財源として、“一般会計から下水道事業特別会計への繰出金”として負担する。一般会計が負担すべき経費は、法令により定められるほか、実務上は、総務省が発出する「繰出基準」に掲げられた経費とされることが多い(繰出基準に掲げられた繰出をした場合、地方交付税の算定に当たって考慮されるため)。



³ 地方財政法(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。

2. 決算の状況

(1) 歳入歳出決算の状況

下水道事業特別会計の歳入歳出決算書を要約したものが下表である。

<平成22年度～平成25年度 歳入歳出決算書>

(単位:千円)

款	項/目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入					
分担金及び負担金	流域下水道維持管理費負担金	2,346,074	1,957,738	2,005,885	2,112,848
	流域下水道建設費負担金	499,800	354,300	429,600	247,800
	汚泥焼却施設維持管理費負担金	250,243	256,287	252,121	257,866
	汚泥炭化施設維持管理費負担金	124,809	116,768	174,496	137,463
使用料及び手数料	十和田湖公共下水道使用料	21,518	11,467	13,382	10,752
	行政財産目的外使用料	247	198	166	166
国庫支出金	流域下水道事業費	1,461,089	963,570	1,226,776	590,940
	十和田湖公共下水道事業費	11,768	9,204	9,478	7,015
財産収入	汚泥炭化物売払収入	45	38	66	68
繰入金	十和田湖公共下水道維持管理費繰入金	33,681	37,291	43,029	48,891
	公債費繰入金	442,879	714,138	699,636	701,353
繰越金	繰越金	0	2,100	0	0
諸収入	費用収入その他	590	410	288	254
県債	流域下水道事業費	497,700	356,400	429,600	247,800
	十和田湖公共下水道事業費	12,300	9,300	10,300	8,000
合計		5,702,742	4,789,208	5,294,824	4,371,216
歳出					
流域下水道事業費	流域下水道維持管理費 (内、他会計繰入金)	1,578,064 (0)	1,607,808 (492)	1,715,622 (12,300)	1,760,683 (29,264)
	流域下水道建設費	2,456,489	1,676,370	2,085,976	1,086,540
十和田湖公共下水道事業費	十和田湖公共下水道維持管理費	79,595	67,424	76,229	74,666
公債費	公債費	1,586,495	1,437,606	1,416,996	1,449,328
合計		5,700,642	4,789,208	5,294,824	4,371,216
歳入歳出差引額		2,100	0	0	0
翌年度繰越財源		2,100	0	0	0
実質収支		0	0	0	0

歳入から歳出(及び翌年度繰越財源)を控除した実質収支(表の最下行)をもって黒字・赤字を判定するのが一般的である。

公営企業は民間企業とは異なり、企業でありながらも公共の福祉の増進を目的とするものであり⁴、原則的には収支均衡(若しくは経営を維持するのに必要な若干の黒字計上)するのが望ましいとされている。

秋田県の下水道事業特別会計は、決算上、実質収支が毎年度ゼロであり、収支均衡の経営を実施しているようにも見える。

しかし、これは赤字(=収支差額がマイナス)が生じた場合に、一般会計から「繰入金」という形で繰り入れているからであり、事業の経営実態として赤字が発生していないわけではない(一般会計からの繰入金の状況については(3)を参照)。

⁴ 地方公営企業法(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(2) 事業別の収益的収支・資本的収支の状況

歳入歳出決算書は、特別会計の単位で決算がされているため、流域下水道事業と十和田湖特定環境保全公共下水道の区分がなされていない、収益的収支と資本的収支が混在して歳入・歳出として括られているため、収入・支出の状況を収益的収支と資本的収支ごとに把握できない。そこで作成されているのが、決算統計⁵である。

< 決算統計 >

(単位：千円)

流域下水道

			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収益的収支	収益的収入	営業収益	1,577,510	1,607,325	1,715,142	1,760,203
		営業外収益	351,519	346,503	316,649	284,901
		維持管理負担金	87,266	76,791	88,920	101,506
		小計(a)	2,016,295	2,030,619	2,120,711	2,146,610
	収益的支出	営業費用	1,578,064	1,607,317	1,703,322	1,731,418
		営業外費用	438,231	422,810	405,089	385,928
		人件費・委託費等				
	小計(b)	2,016,295	2,030,127	2,108,411	2,117,346	
	収益的収支	差し引き = (a) - (b)	0	492	12,300	29,264
資本的収支	資本的収入	地方債	497,700	356,400	429,600	247,800
		他会計補助金	30,732	272,454	261,271	287,756
		他会計借入金	0	34,486	61,083	68,103
		国庫補助金	1,461,089	963,570	1,226,776	590,940
		工事負担金	499,800	354,300	429,600	247,800
		建設費負担金				
		その他	1,056,904	647,160	628,920	646,948
		小計(c)	3,546,225	2,628,370	3,037,250	2,089,347
	資本的支出	建設改良費	2,456,489	1,676,370	2,085,976	1,086,540
		地方債償還金	1,087,636	954,100	951,274	1,002,807
他会計繰出金		0	492	12,300	29,264	
	小計(d)	3,544,125	2,630,962	3,049,550	2,118,611	
	資本的収支	差し引き = (c) - (d)	2,100	2,592	12,300	29,264
繰越	前年度からの繰越金	0	2,100	0	0	
	翌年度繰越財源	2,100	0	0	0	
実質収支	合計(+ + -)	0	0	0	0	

特定環境保全公共下水道

			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収益的収支	収益的収入	営業収益	21,517	11,467	13,383	10,752
		営業外収益	51,191	53,704	58,168	62,726
		下水道使用料	328	162	40	8
		小計(a)	73,036	65,333	71,591	73,486
	収益的支出	営業費用	55,527	48,919	56,452	59,651
		営業外費用	17,509	16,414	15,139	13,835
		人件費・委託費等				
	小計(b)	73,036	65,333	71,591	73,486	
	収益的収支	差し引き = (a) - (b)	0	0	0	0
資本的収支	資本的収入	地方債	12,300	9,300	10,300	8,000
		他会計補助金	43,118	44,282	45,494	46,758
		他会計借入金	0	0	0	0
		国庫補助金	11,768	9,204	9,478	7,015
		工事負担金	0	0	0	0
		建設費負担金				
		その他	0	0	0	0
		小計(c)	67,186	62,786	65,272	61,773
	資本的支出	建設改良費	24,068	18,504	19,778	15,015
		地方債償還金	43,118	44,282	45,494	46,758
他会計繰出金		0	0	0	0	
	小計(d)	67,186	62,786	65,272	61,773	
	資本的収支	差し引き = (c) - (d)	0	0	0	0
繰越	前年度からの繰越金	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源	0	0	0	0	
実質収支	合計(+ + -)	0	0	0	0	

⁵ 決算統計(地方公営企業決算状況調査)とは、地方自治法第257条の17の5第1項及び地方財政法第30条の2に基づき、全国の地方公営企業を対象に決算や業務の状況を調査したもので、地方公営企業の経営実態の正確な把握、全国平均値や類似団体比較を実施する上での基礎資料である。

決算統計では、流域下水道事業と特定環境保全公共下水道事業のそれぞれが、収益的収支（売上と維持管理費・支払利息に係る収支）と資本的収支（施設整備と地方債の起債・償還に係る収支）に区分されて示される。

なお、両事業の他会計繰入金、他会計補助金、他会計借入金の合計は、歳入歳出決算書上の繰入金合計と一致する。

流域下水道事業の経営状況について

（収益的収支の状況）

直近 3 ヶ年の収益的収支は黒字となっている（横手処理区で計上される黒字がそのまま事業体としての黒字額となっている）。

収益構造としては、特定環境保全公共下水道事業と同様に、事業に係る経費を維持管理負担金（売上）で賄っておらず、その差額を一般会計からの繰入金で補填している。しかし、後述する特定環境保全公共下水道事業における繰入が赤字補填であるのに対して、流域下水道事業の繰入は借入の元利償還に伴う交付税措置額として一般会計から繰入しているものであり、本来一般会計が負担することに制度上の合理性が認められる繰入である。

（資本的収支の状況）

基本的には「地方債 + 国庫補助金 + 建設費負担金 = 建設改良費」、「他会計補助金 + 他会計借入金 + その他 = 地方債償還金」となるように運営されている。「その他」とは維持管理費負担金のうち元利償還費相当額として徴収する分である。

特定環境保全公共下水道事業について

（収益的収支の状況）

収益的収支は毎年度ゼロで均衡しているが、事業に係る費用を下水道使用料（売上）で賄っておらず、赤字分の補填として一般会計から繰入を受けているからである。

（資本的収支の状況）

資本的収支は、「地方債 + 国庫補助金 = 建設改良費」、「他会計補助金 = 地方債償還金」となるように運営されており、地方債の償還の財源は全て一般会計からの繰入によっている。なお、特定環境保全公共下水道事業の一般会計からの繰入には、交付税措置額は含まれていない。

(3) 一般会計からの繰入金の状況

直近4ヵ年における一般会計からの繰入金（補助金及び借入金を含む。）の状況は以下のとおりである。

流域下水道事業

	H22	H23	H24	H25
一般会計からの繰入金（千円）	382,251	653,443	639,003	640,760
一般会計への繰出金（千円）(*)	0	492	12,300	29,264

(*)横手処理区において平成23年度に累積赤字が一掃されたため、収支黒字分を一般会計に繰出している。なお、臨海処理区における累積黒字の解消は、負担金単価の引き下げを通じて行われている。

これに対し、維持管理費負担金の単価水準を算定するに当たって考慮する“公費として負担されるべき交付税措置額”は以下のとおりである。

	H22	H23	H24	H25
交付税措置額（千円）	984,142	936,104	893,465	895,176

一般会計からの繰入金と交付税措置額との差額は下記のとおりである

	H22	H23	H24	H25
交付税措置額 - 繰入金（千円）	601,891	282,661	254,462	254,416

つまり、近年は、実際に決算で繰り入れられた金額より負担金を算定する際の交付税措置額の方が高い。これは、負担金水準を決定するに当たっては、交付税措置額分の一般会計繰入金を想定しているのに対して、実際にはそれを下回る繰入金で収支均衡を果たしているということであるので、事業全体として、黒字化していることを表している。

処理区ごとでは、臨海・横手は累積ベースでの収支黒字化を達成し、大曲・大館・鹿角は、いまだ収支赤字が累積している状態である。処理区ごとの決算状況は「第6 収入に係る財務事務 1. 負担金単価の水準の決定 (4) 処理区ごとの状況」を参照のこと。

十和田湖特定環境保全公共下水道事業

	H22	H23	H24	H25
一般会計からの繰入金（千円）	94,309	97,986	103,662	109,484

流域下水道事業とは異なり、特定環境保全公共下水道事業には交付税措置がない。元利償還金も公費負担ではない。したがって、公費として負担すべき繰入金はゼロであるから、上記の一般会計からの繰入金は、そのまま、事業の赤字補填の性格を有するものといえる。

(4) 借入の状況

下水道事業の借入の特徴

下水道事業は、インフラ事業であるから、まず事業の初期に大量の借入を行い設備投資を実施し、その後、受益者からの料金収入（県の場合は市町村からの負担金収入）で事業の維持管理費を賄いつつ、借金の償還財源を確保する、という事業運営を行う。したがって、多くの地方公共団体において、下水道事業は巨額の借入をしているのが通常である。

秋田県も例外ではなく、県の公営企業の中でもっとも借入金が多い。

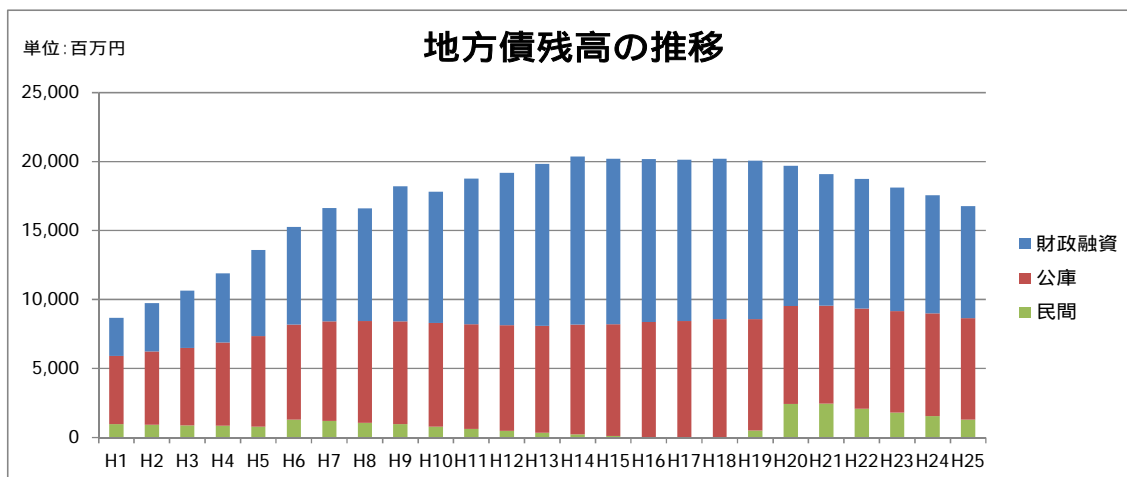
<平成 25 年度 秋田県の公営企業ごとの借入金残高の状況>

公営企業	地方債残高
下水道事業	16,765,276 千円
工業用水道事業	2,480,149 千円
電気事業	2,586,951 千円
港湾整備事業	5,384,929 千円

なお、公営企業の借入（起債）は、原則として、建設改良費の財源とする場合にのみ認められ、かつ、その額も事業費に対する一定割合として事業ごとに定められている。収支不足を補填するためのいわゆる赤字債の発行は認められていない。

下水道事業特別会計の借入金の残高の推移

下水道事業特別会計の借入金（地方債）の残高の推移（平成元年度～平成 25 年度）を、財源内識別に表したものが下図である。



秋田県の地方債残高は、平成以降に流域下水道施設が 5 処理区同時に整備され続けたことに伴い、増加の一途をたどり、ピークである平成 14 年度には 203 億円にまで膨らんだ。その後、全ての処理区において供用開始となり、敷設管渠の整備事業も終了したことから、地方債残高は減少に転じ、平成 25 年度の地方債残高は 167 億円である。

地方債の資金調達先別の内訳の推移

平成 25 年度末の地方債残高 167 億円の資金調達先別の内訳は、財政融資資金 81 億円（49%）、機構資金 73 億円（44%）、民間資金 12 億円（7%）である。

平成 20 年度に民間資金が急激に増加したのは、当時、高金利の公的資金を補償金なしで繰上償還する制度が時限措置として設けられ（公的資金補償金免除繰上償還⁶）、これに応じ、低金利の民間資金に借り換えたためである。

借入金の資金調達先の選定

借入資金は、上記のとおり、政府資金として、財務省の財政融資資金、地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）の機構資金の 2 種類があり、これに民間銀行からの民間資金を加えた計 3 種類がある。

	政府資金	民間資金
償還年数	長期的（下水道事業債の場合、主に 5 年据置 25 年償還の 30 年が多い）	短期的（通常 10 年程度）
返済方法	元利均等償還	元金均等償還または満期一括償還
金利水準	全ての地方公共団体で一律（発行時期による違いはある）	地方公共団体ごとに異なる。
機動性	借入時期が決まっており機動性は高くない。	随時借入が可能であり機動性が高い。

財政課によると、秋田県における下水道事業債の起債に係る資金調達先の選定方針は、下水道事業が公営企業であることに鑑みて、長期安定的な資金調達を優先させ、原則として、政府資金である財政融資資金または機構資金を選定し、例外的に、これらで調達しきれない場合にのみ民間資金を選定するというものであった。

当該方針は、地方債計画において、政府資金の重点化項目に公営企業が含まれていることを 1 つの根拠とするものである。

⁶ 公的資金補償金免除繰上償還

地方公共団体（公営企業を含む。）が過去に借り入れた高金利（5%以上）の公的資金（旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・旧公営企業金融公庫資金）を、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件として、補償金（仮に約定どおりに償還していれば支払っていたであろう利息相当額）を支払わずに繰上償還できる国の制度で、平成 19 年度から 21 年度までの臨時特例措置として設けられた。

この資金調達に当たって、最も有利な条件で借入しているかという観点で、民間資金との金利水準との比較による検討及び金利方式の検討を行った。

(金利水準の検討)

民間資金によった方が金利が安く有利な調達になるのではないか、という観点で検討したところ、下表のように、同じ条件の下では、直近で政府資金の方が調達金利が低く、また、中長期的にもこのような傾向で推移していた。

< 10年債(3年据置)(平成26年5月時点)の条件で比較した調達金利 >

財政融資資金	機構資金	民間資金
0.4%	0.45%	0.51%

(出典：財政融資資金、機構資金についてはHPにおける公表情報、民間資金については銀行等引受地方債発行(借入)条件状況調)

(借入方式の検討)

下水道事業債を政府資金で借り受けるに当たっては、30年(5年据置)で借り入れることになり、その金利水準は下記のとおりである。

< 30年債(5年据置)(平成26年5月時点)の条件で比較した調達金利 >

借入方式 ⁷	財政融資資金	機構資金
固定金利方式	1.40%	1.40%
料率見直し方式	0.50%	0.60%

(注)民間資金には30年という長期貸付はない。

県は、固定金利方式を選択している。県としては、中長期的にみて金利が低水準である現在の情勢に鑑みると、できるだけ長期・固定で借入し、資金需要を安定化させる方針である。

将来の金利水準は誰にも分からないため、将来の金利変動リスクを認識しつつ、短期の低金利で調達するか、長期的な安定資金を調達するかは、一概にどちらが有利・不利かを言うことはできず、政策判断の問題である。

かつての金利水準が5%を超える水準であった時代には、長期・固定で借り入れていたこ

⁷ 借入方式(固定金利方式と料率見直し方式)

財政融資資金、地方公共団体金融機構の貸付条件は、固定金利方式と料率見直し方式の選択制である。固定金利方式とは、借入日から償還期限までの間、償還期限及び据置期間に応じた同一の利率が適用されるものである。

料率見直し方式とは、借入後10年経過ごとに利率の見直しを行い(財政融資資金の場合は5年経過ごとも可)、10年経過後は、利率見直し日時点における残りの償還年数に応じた利率が適用されるものである。

とがその後の超低金利の恩恵を受けることができずに結果的に経営の足を引っ張っていたときもあったが（これを解消させるために、政府資金を補償金免除で繰上償還し、低利の民間資金に借り替えた）現在の低金利情勢下においては、県の方針は合理的と考えられる。

民間資金の調達方法

民間資金は、あくまで公的資金での調達ができなくなった場合の補完的手法であり、平成 25 年度においては、民間資金の調達実績はゼロである。しかし、民間資金を調達する場合も想定されているため、その調達方法が適切なものかの観点から検討を行った。

民間資金を調達する場合には、相対方式、入札方式等がある。秋田県は、指定金融機関との関係が良好であり、この信頼関係を継続することが中長期的に安定的な資金調達につながるとの判断から、相対方式で調達している。

一方で、入札方式にし、複数の金融機関からの借入条件を比較した上でもっとも有利な金利水準を提示してきた銀行から借り入れた方が、金利水準が抑えられるのではないかと、この考え方がある。

この選択の前提として、秋田県が相対方式で調達する民間資金の金利が適正な水準なのか、という点が重要である。この点、秋田県は相対で取引しているものの、その金利水準は低く、同じ条件で他県の発行条件と比較しても最も有利な条件であった。これは、資金の受託会社においても、県との取引関係を重視し、相対でありながらも可能な限り譲歩した水準の条件を提示してきたものと理解できる。

< 10 年債（3 年据置）（平成 26 年 5 月時点）の条件で比較した調達金利（表面利率） >

秋田県	0.510%	山口県	0.674%
群馬県	0.600%	福岡県	*0.750%
福井県	*0.674%	佐賀県	*0.679%
滋賀県	0.674%	大分県	0.674%
和歌山県	0.674%	鹿児島県	*0.678%
島根県	0.650%	沖縄県	0.674%

（出典：銀行等引受地方債発行（借入）条件状況調 なお、*は証書形式による発行、無印は証券形式による発行）

以上から、少なくとも現在のところ、直ちに入札制度を導入することで短期的な低利の果実を得るより、中長期的な観点から相対方式により調達することが、経済性の観点から合理的なものと考えられる。

ただし、今後、金利上昇局面において、取引銀行からの条件が有利なものといえなくなってきた場合には、入札も含めて、資金調達方法を見直す必要がある。

地方債の金利水準の状況

平成 25 年度における地方債残高の金利水準ごとの内訳は以下のとおりである。

< 地方債残高の金利水準ごとの内訳 >

(単位:千円)

	1%未満	1%以上 2%未満	2%以上 3%未満	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	合計
財政融資資金	-	1,869,817	4,287,166	738,918	1,226,210	8,122,111
機構資金	312,585	2,713,717	3,197,628	367,040	762,015	7,352,985
民間資金	249,000	1,041,180	-	-	-	1,290,180
合計	561,585	5,624,714	7,484,794	1,105,958	1,988,225	16,765,276

(決算統計から加工)

5%以上の金利水準の借入は、平成 20 年度及び平成 21 年度に実施した公的資金補償金免除繰上償還の制度を利用し、高金利水準の公的資金（財政融資資金・機構資金）を低金利の民間資金に借り替えたため、平成 25 年度現在においてはゼロである。

なお、財政融資資金及び機構資金の中には、現在の金利水準からすれば依然として高水準といえる 4%を超えるものが残っているが、今後、順に償還期日を迎え、ゼロに近づいていく。

3. 企業会計をベースとした下水道事業特別会計の財政状況（平成 24 年度）

秋田県では、新地方公会計⁸の取組みとして、企業会計の手法を取り入れた連結ベースの財務 4 表を作成しており、その内訳として、下水道事業特別会計についても、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成している。

歳入歳出決算書及び決算統計は、現金の収入（歳入）・支出（歳出）に着目した官庁会計に基づくものであり、資産・負債といったストックの状況、コスト情報、活動収支別の資金収支の状況は一切示されない。

公営企業に係るストック、コスト、活動収支別の資金収支に関する情報は、地方公営企業法の適用を受ける場合には決算書類として貸借対照表や損益計算書を作成することで開示されるが、秋田県の下水道事業特別会計は平成 25 年度において地方公営企業法を適用していない。（都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村等が実施する下水道事業は、平成 31 年度までに地方公営企業法を適用することとされている。「第 10 地方公営企業法の適用について」を参照のこと）

したがって、現在、下水道事業特別会計の資産・負債の状況、損益計算の状況、活動別の資金収支の状況は、この新地方公会計に基づく財務 4 表が唯一の情報である。そこで、この財務 4 表に基づき、下水道事業特別会計の資産・負債等の状況（平成 24 年度）を分析した。

（1）資産・負債の状況

平成 24 年度の秋田県下水道事業特別会計の貸借対照表は下記のとおりである。

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
公共資産	108,482,594	公営事業地方債	16,509,476
長期延滞債権	258	翌年度償還予定額	1,049,565
未収金	7	賞与引当金	4,124
		純資産の部	
		純資産	90,919,694
資産合計	<u>108,482,859</u>	負債及び純資産合計	<u>108,482,859</u>

下水道事業特別会計は、1,084 億円の資産（管渠、ポンプ場など）を有しており、その調

⁸ 新地方公会計に基づく財務 4 表

財務情報に係る説明責任履行の強化を図り、資産・負債管理、費用管理等内部管理を強化し、財政の効率化・適正化に資することを目的として、資産や負債のストック情報や資産の形成に結びつかない行政サービス等のコスト情報を一体的かつ包括的に把握するために、企業会計手法を用いて作成する財務書類のこと。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の 4 表からなる（財務 4 表といわれる）。

秋田県では、平成 20 年度決算から総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」等に示された作成要領に基づき「総務省方式改訂モデル」により普通会計及び連結財務書類を作成している。

なお、新地方公会計に基づく財務 4 表の詳細は、県の下記 HP を参照されたい。

<http://pref.akita.lg.jp/www/genre/000000000000/1134453715085/index.html>

達財源は、借金等の負債が 175 億円、過去に受け入れた補助金や一般会計からの繰入金
の累積である純資産が 909 億円である。

(2) 損益計算(行政コスト)の状況

平成 24 年度の秋田県の下水道事業特別会計の行政コスト計算書は下記のとおりである。

(単位:千円)

行政コスト計算書	
経常行政コスト	
人件費	72,190
賞与引当金繰入額	4,124
物件費	1,597,120
維持補修費	108,978
減価償却費	4,598,926
他会計等への支出額	12,300
支払利息	420,228
その他の行政コスト	27,966
	6,841,832
経常収益	
分担金・負担金	429,600
事業収益	13,383
その他特定行政サービス収入	2,433,022
他会計補助金等	681,582
	3,557,587
純経常行政コスト	3,284,245

新地方公会計制度は、地方公共団体の普通会計を主体とした連結財務諸表の作成を志向しているため、「損益計算書」ではなく、「行政コスト計算書」という名称で、行政コストから収益を控除した純コストを計算する表となっている。

公営企業についていえば、収益からコストを控除したものが利益であるから、行政コスト計算書は法適用した場合の損益計算書に近い概念のものである。

下水道事業特別会計においては、経常行政コストが 68 億円、経常収益が 35 億円であり、純経常行政コストは 32 億円である。これは、売上などの経常収益が 35 億円、それに対応する経常費用が 68 億円、事業の採算を表す経常利益がマイナス 32 億円の赤字であることを意味する。

歳入歳出決算書では収支均衡、決算統計では収益的収支が黒字と示されてきたが、企業会計をベースに損益を計算すると、32 億円もの赤字を計上していたことが分かる。

その最大の要因が、経常行政コストに計上された「減価償却費 45 億円」である。これは、官庁会計である歳入歳出決算書には出てこない企業会計固有の費用項目である。

なお、秋田県の場合、この赤字の主な要因は、事業の経営悪化や資金不足によるものではなく、建設補助金の会計処理に基づき発生したものと考えられ、ただちに市町村に負担を転嫁する性質のものではない。(下記補足を参照)

(補足)

行政コスト計算書において多額の赤字が生じる理由の 1 つとして、建設補助金の受入を収益とせず純資産として扱っていることが挙げられる。すなわち、施設の建設費のうち、補助金を財源とする部分については、固定資産は減価償却費を通じて費用として認識されるのに対して、財源たる補助金は収益として認識されないため、会計上、赤字が生じる仕組みになっている。建設補助金を収益化しないことによる赤字は、事業の経営悪化や資金不足による赤字とはまったく異なり、単なる会計処理の問題として捉えることができる。

なお、地方公営企業法を適用する事業（秋田県下水道事業特別会計は非適用）が作成する損益計算書についても、地方公営企業法の改正により平成 26 年度から建設補助金の取扱いが変更になった。すなわち、損益計算書を作成するに当たって、従来の会計基準では、建設補助金を収益として認識することはなかったが（そのかわり、みなし償却⁹の制度が認められていた）、新会計基準では、資産の減価償却にあわせて建設補助金を収益化する制度が導入された。この結果、建設補助金を収益化しないことによる赤字は解消されることとなり（つまり、平成 24 年度の金額を前提に損益計算書を作成したとしても、32 億円もの赤字は発生しないと考えられる）、適切な情報開示がなされるようになった。

(3) 純資産の変動の状況

平成 24 年度の秋田県の下水道事業特別会計の純資産変動計算書は下記のとおりである。

(単位:千円)	
純資産変動計算書	
期首純資産残高	92,856,148
純経常行政コスト	-3,284,245
補助金等受入	1,236,254
その他	111,537
期末純資産残高	<u>90,919,694</u>

行政コスト計算書で算出された赤字 32 億円は、下水道事業特別会計の純資産を減少させる。建設補助金を 12 億円受け取っているため、純資産の減少額は 19 億円（＝期首純資産残高 928 億円 - 期末純資産残高 909 億円）である。

純資産はこれまでの世代が負担（蓄積）してきた財源を意味するものであり、純資産が減少することは、現在の世代が過去の世代の蓄えを切り崩した、あるいは、将来世代に負担を先送りしたことを表す。

⁹ みなし償却

施設建設により取得した固定資産のうち、補助金を財源とした部分については減価償却しない制度（任意適用）。使用料で負担する部分だけ減価償却するという考え方で認められていた処理だが、企業会計基準にはない特殊な会計処理であり、資産の実態や事業のフルコストを適正に示さないことを理由に、平成 26 年度より廃止された。

(4) 活動別の資金収支の状況

平成 24 年度の秋田県の下水道事業特別会計の資金収支計算書は下記のとおりである。

(単位:千円)

資金収支計算書			
経常的収支の部			
人件費	76,196		
物件費	1,597,120		
支払利息	420,228		
その他支出	161,544	2,255,088	
諸収入	13,383		
他会計補助金等	374,817		
その他収入	1,804,102	2,192,302	-62,786
公共資産整備収支の部			
公共資産整備支出	2,042,968	2,042,968	
国県補助金等	1,236,254		
地方債発行額	439,900		
その他収入	429,600	2,105,754	62,786
投資・財務的収支の部			
地方債償還額	996,768	996,768	
収益事業純収入	61,083		
他会計補助金等	306,765		
その他収入	628,920	996,768	0
当年度資金増減額			0
期首資金残高			0
期末資金残高			0

(経常的収支の部)

マイナス 6 千万円である。営業活動からの収支差であるため、通常はプラスになる。秋田県の経常的収支がマイナスになるのは、建設改良費に含まれる人件費が経常的収支の部で整理されているからであると考えられる。

(公共資産整備収支の部)

プラス 6 千万円である。施設の整備支出以上の財源があることは考えられないため、通常はマイナスになる。秋田県の公共資産整備収支がプラスであるのは、建設改良費に含まれる人件費支出を経常的収支の部に整理した一方で、その財源収入は公共資産整備収支の部に残したままとなっているためである。

(投資・財務的収支の部)

借金の返済とその償還財源を表す。これも償還額以上の収入があることは考えられないため、通常はマイナスになる。秋田県では、元金償還の財源として一般会計からの繰入金(他会計補助金等)を受け入れているため、収支差はゼロとなる。

第4 経営指標分析

1. 財政健全化法に基づく資金不足比率

(1) 制度趣旨

平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）」が施行され、一義的には、地方公共団体（公営企業を含む。）の財政健全度は、法に基づく統一的な物差しにより、判定されることになった（ただし、本来、財政状況は多角的に分析・把握するものであり、財政健全化法による健全化指標だけで判断できるものではない）。

財政健全化法では、公営企業の財政健全度を「資金不足比率」で測ることとしている。

資金不足比率は以下の算式で算定する。

資金不足比率 = $\frac{\text{分子}}{\text{分母}}$

資金の不足額 = (線充額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の
財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足比率がマイナスになれば資金不足があるということであり、さらに、資金不足比率が20%以上になると、経営健全化計画策定の対象となる（健全化法施行令第19条）。

なお、資金不足比率は、他の健全化指標とあわせて監査委員の審査に付され、議会に報告された後、公表される。

(2) 秋田県下水道事業特別会計の資金不足比率

下水道事業特別会計の資金不足比率	- (資金不足なし)
------------------	------------

秋田県の平成24年度決算に基づく下水道事業の資金不足比率は、資金不足額が生じていないことから「-」となっている。

2. 下水道事業の経営指標分析

下水道事業の代表的な経営指標を、東北 5 県の流域下水道事業同士で比較分析した。結果は以下のとおりである。(数値は平成 24 年度決算統計(地方公営企業決算状況調査)による)

(1) 施設の効率性

最大稼働率

(意義) 施設のキャパシティに対して最大どの程度稼働しているか。

高いほど有効活用されているといえる。

(算式) 最大稼働率(%) = 現在晴天時最大処理水量(m³/日) ÷ 現在晴天時処理能力(m³/日)

施設利用率

(意義) 施設のキャパシティに対してどの程度実際に使用されているか。

高いほど有効活用されているといえる。

(算式) 施設利用率(%) = 現在晴天時平均処理水量(m³/日) ÷ 現在晴天時処理能力(m³/日)

< 東北 5 県の流域下水道事業の最大稼働率、施設利用率 >

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
現在晴天時処理能力 (m ³ /日)	115,300	245,800	459,000	172,800	154,200
現在晴天時最大処理水量 (m ³ /日)	92,339	252,400	292,699	172,800	131,810
現在晴天時平均処理水量 (m ³ /日)	66,981	153,453	256,326	102,600	110,462
最大稼働率	80.1%	102.7%	63.8%	100.0%	85.5%
施設利用率	58.1%	62.4%	55.8%	59.4%	71.6%

秋田県の最大稼働率は 100% に達しており、施設は最大限に有効活用されているといえるが、この指標が 100% ということは、処理能力が限界に近づいているということでもある。

また、施設利用率は近隣県と比較する限りにおいては平均的といえる。しかし、最大稼働率と施設利用率の乖離が大きいことは、季節的変動が比較的大きいことを示す。

普及率

(意義) 計画人口に対してどの程度整備が終わったか。

(算式) 現在処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口

接続率

(意義) 現在処理区域内人口に対してどの程度接続したか。

(算式) 現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口

< 東北 5 県の流域下水道事業の普及率、接続率 >

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
行政区域内人口(人)	892,535	864,294	1,099,100	786,136	844,885
現在処理区域内人口(人)	242,423	518,060	862,104	470,900	446,681
現在水洗便所設置済人口(人)	203,182	465,603	789,415	371,744	378,090
普及率	27.2%	59.9%	78.4%	59.9%	52.9%
接続率	83.8%	89.9%	91.6%	78.9%	84.6%

秋田県の普及率は 59.9%、接続率は 78.9%である。

普及率は行政区域にどれだけ施設整備したかを表すため、普及率を上げるためには多額の設備投資費用が必要であるが、接続率は整備済みの施設にどれだけ接続したかを表すため、設備投資費用は不要である。したがって、接続率は、効率的な下水道経営をできているかどうかを判断する代表的な指標である。

秋田県においては、この接続率が東北 5 県の中で最も低いため、接続率を上げていくことが重要な課題である。

有収率

(意義) 処理した総水量に対してどの程度料金回収に結びついているか。

(算式) 年間有収水量 (m^3) ÷ 年間総処理水量 (m^3)

< 東北 5 県の流域下水道事業の有収率 >

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
年間総処理水量 (千 m^3)	23,959	59,506	85,464	37,426	41,730
年間有収水量 (千 m^3)	23,959	59,506	85,464	37,426	41,730
有収率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

有収率が低いことは、漏水など収入に結びつかない処理水量があることを示しており、有収率は施設の効率性を測る上で接続率と並んで重要な指標とされるが、流域下水道事業においては年間総処理水量と年間有収水量が一致するため、東北5県全てで100%である。

(2) 経営の効率性

経費回収率

(意義) 負担金収入で経費のどの程度を回収できているか。

(算式) 負担金単価 (円/m³) ÷ 汚水処理原価 (円/m³)

<東北5県の流域下水道事業の経費回収率>

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
負担金単価 (円/m ³)	67.17	58.96	49.16	45.83	58.17
汚水処理原価 (円/m ³)	101.28	68.29	92.23	72.96	64.65
うち維持管理費分 (円/m ³)	67.24	57.46	60.10	45.51	42.74
うち資本費分 (円/m ³)	34.05	10.83	32.13	27.45	21.92
経費回収率 (%)	66.3%	86.3%	53.3%	62.8%	90.0%
うち維持管理費分の経費回収率 (%)	99.9%	102.6%	81.8%	100.7%	136.1%

秋田県の経費回収率は62.8% (維持管理費分の経費回収率は100.7%)と、青森県とほぼ同レベルで、岩手県や山形県に比べて低く、宮城県に比べて高い。

「第6 収入に係る財務事務 1. 負担金単価の水準の決定について」で後述するが、秋田県は、累積黒字の還元を考慮した負担金単価となっている処理区があることが影響していると思われる。

繰入金比率

(意義) 収益的収支における総収益に占める他会計繰入金の割合

この指標が高いほど、他会計からの繰入依存度が高いことを示す。

(算式) 他会計繰入金(営業外収益) ÷ 総収益

<東北5県の流域下水道事業の繰入金比率>

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
総収益(千円)	1,679,931	3,921,451	5,754,533	2,120,711	2,558,486
他会計繰入金(千円)	0	281,639	555,887	316,649	130,875
繰入金比率	0%	7.2%	9.7%	14.9%	5.1%

秋田県の繰入金比率は、東北5県において最も高く、繰入依存度が高い。

一般的に、独立採算を前提とする公営企業において繰入金比率が高いことは、一般会計からの繰入依存度が高いことを示すことから好ましいことではない。しかし、秋田県の他会計繰入金は地方債の元利償還に対して交付税措置されたいわゆる公費負担分であり、赤字繰入が多いことを表すものではないため、殊更に問題視すべきものではないと考えられる。

なお、秋田県の繰入金比率が高い理由として、下表のように、全体の経費に占める支払利息の割合が高いことがあげられる。

全国一定の金利水準である政府資金を中心とした資金調達をしているにもかかわらず、経費に占める支払利息の割合が高い理由としては、一般的には、借入時期(すなわち施設整備時期)の違いにより、借入金残高全体に占める高金利借入の割合が高いこと、元利均等償還であることから償還開始当初において償還額に占める支払利息の割合が高いこと、あるいは、総費用そのものが圧縮されていることが考えられる。

(参考) 総費用に占める支払利息の割合

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
総費用(千円)	1,646,551	3,843,130	5,733,003	2,108,411	2,052,855
支払利息(千円)	227,132	423,887	596,730	405,089	269,407
支払利息比率	13.8%	11.0%	10.4%	19.2%	13.1%

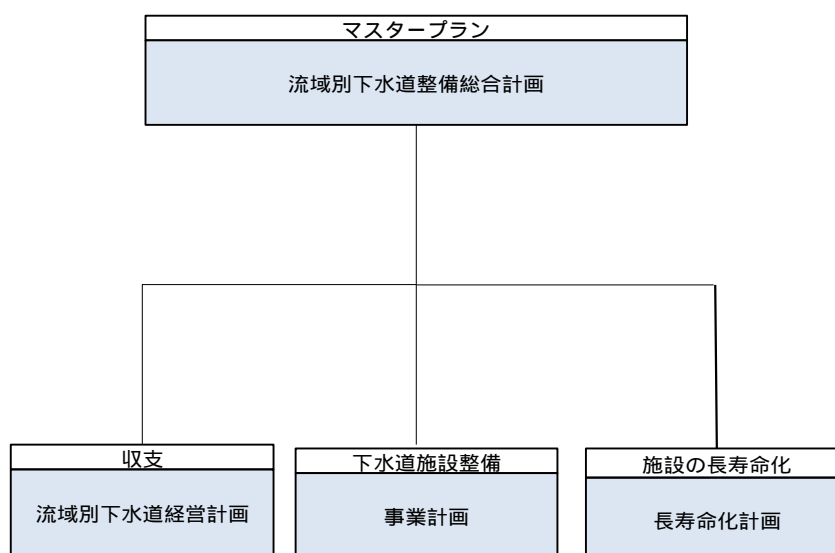
第5 下水道事業の計画

1. 流域下水道事業に係る計画

(1) 流域下水道事業に係る計画の関係及び各計画の概要

秋田県の流域下水道事業を取り巻く事業計画等は以下のとおり。

流域別下水道整備総合計画は、県の下水道事業全体のマスタープランであり、これに基づき、個別の下水道の設置に関する技術的な基本方針を定めたものが事業計画である。そして、この事業ごとに中長期的な収支計画を策定したものが流域別下水道経営計画であり、整備済の施設について計画的な改築等により長寿命化を図るための計画が長寿命化計画である。



流域別下水道整備総合計画

下水道法第2条の²¹⁰に基づき策定される下水道事業の整備に関する総合的な計画である。公共用水域の水質環境基準が定められた地域における下水道の整備のための事業全体のマスタープランであり、公共用水域の水質環境基準を達成維持するために、将来人口や汚水排出量、発生汚濁負担量の推定をもとに、必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質等を定めたものである。

直近策定時期	秋田湾・雄物川：平成17年3月14日
--------	--------------------

¹⁰ 下水道法（流域別下水道整備総合計画）

第2条の2 都道府県は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

	米代川：平成 17 年 1 月 5 日
計画対象期間 (目標年次)	秋田湾・雄物川：平成 32 年度 米代川：平成 27 年度
計画の概要	下水道整備に係る基本方針 下水道整備の対象となる区域 下水道の根幹的施設の配置・構造・能力 下水道事業の実施順位 等

< 秋田県流域別下水道整備総合計画の策定状況 >

流総名	項目/内容	経緯			基準年度		目標時の人口		市町村数
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標	全県人口	区域人口	
秋田湾 ・雄物川	当初計画	昭和 4 8 年	昭和 5 0 年	昭和 5 6 年	昭和 4 7 年	平成 7 年	1,331,000	919,000	7 市 7 町 1 村
	第 1 回変更	昭和 5 7 年	平成 6 年	平成 7 年	昭和 5 5 年	平成 1 7 年	1,421,000	964,000	
	第 2 回変更	-	-	平成 1 3 年	昭和 5 5 年	平成 1 7 年	1,421,000	964,000	
	第 3 回変更	平成 1 4 年	同意不要	県策定 平成 1 7 年	平成 1 2 年	平成 3 2 年	1,023,000	716,000	
米代川	当初計画	昭和 4 9 年	昭和 5 7 年	昭和 5 9 年	昭和 4 7 年	平成 7 年	1,331,000	307,000	4 市 3 町 1 村
	第 1 回変更	平成 7 年	平成 1 5 年	平成 1 7 年	平成 5 年	平成 2 7 年	1,150,000	240,500	
子吉川	当初計画	昭和 5 0 年	昭和 6 1 年	昭和 6 3 年	昭和 4 9 年	平成 7 年	1,331,000	135,400	2 市
	第 1 回変更	平成元年	平成 9 年	平成 1 1 年	昭和 6 3 年	平成 2 2 年	1,200,000	131,000	

子吉川については、市町村合併により現在は策定が不要になっている。

「流域別下水道整備総合計画」の目標である公共用水域の水質環境基準の達成状況については、平成 24 年度時点でほぼ達成しており、特に河川においては対象水域における水質環境基準¹¹の達成率が 96.7%である。(平成 25 年度版秋田県環境白書より)

なお、八郎湖については、流入する周辺河川の一部を含め、水質基準を達成していないものの、湖沼水質保全特別措置法¹²に基づく「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、八郎湖の水質保全に向けて流入する負荷量を削減すべく、水質汚濁の大きな要因となっている周辺農地からの濁水抑制、家庭や事業所からの排水の適正処理等を進める等、関連する各種水質保全事業を実施している。

¹¹ 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準である。第 16 条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

¹² 湖沼の水質の保全を図るため、必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律である。

流域別下水道経営計画

流域別下水道経営計画は、流域下水道に接続する市町村に対して、維持管理費負担金の単価水準を決定するための中長期的な収支計画を策定したものである。

なお、本計画は、法令等に基づいて策定するものではない。

直近策定期期	平成 25 年度（負担金の水準の見直しは 5 年ごとだが、経営計画自体は毎年度更新される）
計画対象期間	平成 41 年度まで
計画の概要	年度ごとの維持管理費・元利償還費などの歳出額、地方交付税措置額、一般会計からの繰入金、負担金収入の歳入額及び流入見込水量の推移を計画したもの。

事業計画

事業計画は、下水道の設置に関する基本方針を定めたものであり、一般的に 5～7 年間の計画期間とした整備計画である。

流域下水道については下水道法第 25 条の 3 の規定¹³に基づき定め、国土交通大臣に届け出ることとなる。（流域別下水道の計画策定の場合）

また、流域別下水道整備総合計画に定められた事項に適合しなければならない。

直近策定期期	平成 23 年度・平成 24 年度
計画対象期間	平成 24 年度～平成 28 年度
計画の概要	第 1 . 事業計画の概要 第 2 . 流域関連公共下水道の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途 第 3 . 計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠 第 4 . 流域下水道からの放流水、処理施設において処理すべき下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠 第 5 . 下水の放流先の状況 第 6 . 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源 第 7 . その他

「第 6 . 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源」では、管渠・ポンプ場・処理

¹³ 下水道法（事業計画の策定）

第 25 条の 3 前条の規定により流域下水道を管理する者（以下「流域下水道管理者」という。）は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

（第 2 項以下省略）

場ごとに、「財政計画書（事業費総括表）」で事業費が、「財政計画書（経費）」で建設費及び起債償還費・維持管理費が、「財政計画書（財源）」で建設費の国費・起債・県費・市町村分担金（起債、市費）ごとの内訳金額が記載される。これを踏まえて、維持管理費及び起債償還費の市町村分担金及び県費他ごとの内訳金額が記載されている。

長寿命化計画

長寿命化計画は、資産のストックマネジメントの実践により、下水道施設全体を俯瞰して将来にわたる改築需要を勘案しつつ、維持管理・改築・修繕の一体的な最適化を図り、計画的に改築（更新・長寿命化対策）を実施して、持続的な下水道事業運営を確実に確保するための計画である。

平成 25 年 9 月に国土交通省より、下水道事業に係る長寿命化計画の基本的考え方（手引き）が示され、全国下水道事業者が取り組んでいる。

新規投資計画ではなく、既存施設の長寿命化を図るための予防保全型の計画である。

直近策定期間	平成 24 年度
計画対象期間	平成 25 年度～平成 29 年度
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 概要 2 策定フロー（下水道長寿命化計画の策定フロー） 3 対象施設の選定 4 調査・診断 5 対策方針 6 今後の維持管理実施方針

(2) 事業計画の将来の人口減少の織り込みの程度

事業計画は、下水道の設置に関する基本方針を定めたものである。

事業計画上で、将来（各事業計画の目標年次の時点）の人口減少を適切に織り込むことが重要であり、国土交通省への提出後であったとしても、その後に将来人口の減少が見込まれるようであれば、その点を反映した事業計画の変更協議を行う必要がある。

そこで、各処理区ごとの事業計画変更届出書を確認した。

臨海処理区（変更届出年度：平成 23 年度）

主な変更内容（「変更理由書」より抜粋）

1. 全体計画について

近年の人口減少を勘案した将来計画人口の見直し、関連市町村の効率的な下水道整備計画の見直し、農業集落排水区域等の接続による計画区域の拡大を図る。

1 - 2. 計画人口

関連 8 市町村全部の全体計画人口を見直し、合計で 15,620 人縮小する。

既計画：352,450 人 新計画：336,830 人

2. 認可計画について

2 - 2. 認可人口

関連 8 市町村全部の認可人口を変更し、合計で 15,240 人縮小する。

既認可：347,380 人 今期計画：332,140 人

大曲処理区（変更届出年度：平成 24 年度）

主な変更内容（「変更理由書」により抜粋）

（中略）

今回の変更は、事業計画目標年次を延伸すると共に関連市町の事業進捗に伴う区域拡大や削除変更、および、昨今の社会情勢を踏まえて全体計画諸数値を見直し、計画汚水量を見直した。

変更の概要は以下のとおりである。

- ・事業計画目標年次を 6 ヶ年延伸し平成 30 年とする。
- ・事業計画区域を 51.9ha 削除し 1,824.9ha とする。
- ・事業計画人口を見直し 900 人減の 38,070 人とする。
- ・上記諸元の変更も踏まえ、日最大計画汚水量を 18,952 m³/日とする。

横手処理区（変更届出年度：平成 24 年度）

主な変更内容（「変更理由書」より抜粋）

1．全体計画について

近年の人口減少を勘案した将来計画人口及び汚水量原単位等の再検討を図り、全体計画を以下のとおり変更する。

1 - 2．計画人口

計画区域の縮小及び将来の人口減少を勘案し、計画人口を 46,600 人に変更（縮小）する。

項目	全体計画人口（人）		
	既計画	（増減）	新計画
横手処理区	58,500	11,900	46,600

2．事業計画について

2 - 2．事業計画人口

全体計画の縮小に伴い、46,600 人に変更（縮小）する。

項目	新全体計画 （人）	事業計画人口（人）		
		既計画	（増減）	今期計画
横手処理区	46,600	58,500	11,900	46,600

大館処理区（変更届出年度：平成 24 年度）

主な変更内容（「変更理由書」より抜粋）

1．全体計画について

近年の人口減少を勘案した将来計画人口及び汚水量原単位等の照査を行い、全体計画を以下のとおり変更する。

1 - 2．計画人口

既計画どおり、53,500 人とする。

項目	全体計画人口（人）		
	既計画	（増減）	新計画
大館処理区	53,500	-	53,500

2．事業計画について

2 - 2．事業計画人口

予定処理区域の拡大に伴い、38,330 人に変更する。

項目	新全体計画 （人）	事業計画人口（人）		
		既計画	（増減）	今期計画
大館処理区	38,330	36,230	2,100	38,330

鹿角処理区（変更届出年度：平成 24 年度）

主な変更内容（「変更理由書」により抜粋）

（中略）

今回の主な変更内容は、関連市町村における予定処理区域の見直しにあるが、近年の人口減少等を踏まえたフレーム・原単位等の見直しも併せて行い、全体見直し計画と整合した事業計画の変更について申請を行うものである。

以下に、主な変更概要を示す。

1．全体計画について

近年の人口減少、1人1日当たりの給水実績を勘案した各種フレーム・原単位等の再検討を行い、全体計画について以下のとおり変更する。

1 - 1．計画目標年次

「平成 27 年度」から「平成 32 年度」へ 5 カ年延伸する。

1 - 3．計画人口

鹿角市及び小坂町の合計で 6,500 人縮小し、23,600 人に変更する。

2．認可計画について

2 - 2．認可計画人口

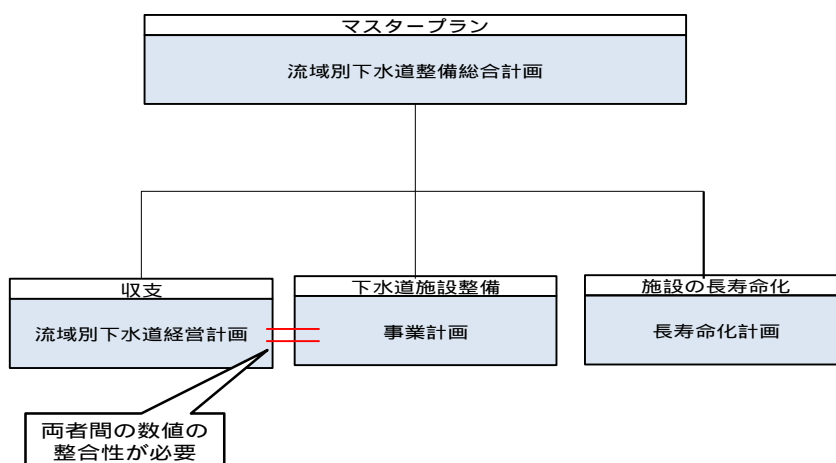
全体人口の縮小に伴い、1市1町合計で 5,690 人縮小し、14,970 人に変更する。

以上のとおり、全処理区について、事業計画は将来の人口減少を見据えて変更されていることを確認した。

【指摘事項 1】流域別下水道経営計画と事業計画との不整合について

流域別下水道経営計画（収支計画）は、下水道施設に関する各事業年度の管理運営に係る歳入と歳出の見込及び流入見込水量を計画したもの、事業計画は、今後の下水道施設整備に当たっての建設費見込みを計画したもの、長寿命化計画は、現状有する下水道施設に対して長寿命化を図るために今後見込まれる更新、長寿命対策費を計画したものであって、それぞれの計画の内容は異なる。

しかし、それぞれの計画において、同じデータを元にする部分もある。例えば、事業計画に含まれる財政計画書（経費）の起債償還費や維持管理費、財政計画書（財源）の維持管理費及び起債償還費分の市町村分担金は、流域別下水道経営計画の維持管理費、元利償還費等と数値の整合性が取れていなくてはならない。



そこで、サンプルとして同一年度に両計画を変更した臨海処理区分を抽出し、維持管理費、元利償還費、維持管理負担金（維持管理費分＋元利償還費分）について、事業計画変更年度である平成 23 年度時点における流域別下水道経営計画と事業計画の数値を照合した。すると、以下のとおり数字が相違していた。

（単位：百万円）

	流域別下水道 経営計画	事業計画	差異 (-)
(歳出)			
維持管理費			
平成 23 年度	715	706	9
平成 24 年度	759	729	30
平成 25 年度	777	746	31
平成 26 年度	793	745	48

平成 27 年度	807	748	59
平成 28 年度	807	749	58
元利償還費（事業計画上は、「起債償還費」）			
平成 23 年度	644	644	0
平成 24 年度	629	631	2
平成 25 年度	652	655	3
平成 26 年度	673	670	3
平成 27 年度	687	678	9
平成 28 年度	652	640	12
（歳入）			
維持管理負担金（事業計画上は、「市町村分担金」）			
平成 23 年度	820	820	0
平成 24 年度	892	886	6
平成 25 年度	953	949	4
平成 26 年度	977	1,005	28
平成 27 年度	1,023	1,052	29
平成 28 年度	1,026	1,059	33

流域別下水道経営計画も事業計画も、具体的な計画数値を表したものであり、維持管理費、元利償還費、維持管理費負担金などの両方で共通する数値は整合していなくてはならない。

流域別下水道経営計画は負担金単価水準を決定する基礎資料であるが、承認機関の決定等を受けたものではなく、法的な根拠を持たない。もし、流域別下水道経営計画が、国土交通省と協議した事業計画との整合性が確保されていないとなると、負担金単価水準の前提条件となる将来の支出総額の見込額等が本当に適切なものだったのかという疑念を生み出しかねない。

下水道課によると、維持管理費、元利償還費、維持管理負担金の実績値を即時に反映しているのは、流域別下水道経営計画であるとのことであるため、事業計画上の数値が流域別下水道経営計画上の数値と整合しないということになると、事業計画上の財政計画書の数字に不備があったこととなる。

事業計画は、法令等に基づき、県として国土交通省に届け出る計画であるため、流域別下水道経営計画と整合が取れたものでなくてはならない（一致しない場合はその理由を合理的に説明できなければならない）。

なお、今後、事業計画は、「事業管理計画」と名称を変更して、流域別下水道経営計画で記載した各事業年度の管理運営費とあわせて歳入と歳出の見込額等を記載する予定とのことなので、各計画間の数字の整合性を確保し、適切な事業計画とするよう、チェックの仕組みを構築する必要がある。

【意見 1】事業全体の収支計画の策定について

流域別下水道経営計画（収支計画）は、維持管理費負担金の単価水準を決定するための基礎資料であり、下記の特徴を有している。

- ・流域別（処理区ごと）に策定している。
- ・負担金単価の決定に関係ない項目（例えば、建設補助金）は考慮していない。逆に、予算・決算には出てこないが、負担金単価を設定する上で重要な概念である“地方交付税財政措置分”を加味して策定している。
- ・十和田湖特定環境保全公共下水道は含んでいない。

現在、公営企業としての下水道事業特別会計の全体像を示した収支計画は策定されていない。したがって、事業全体の収支計画が不明であり、特別会計全体として、中長期的に持続的な経営がなされているかどうかを判断するツールがない状態である（この点、特別会計の単位で作成される歳入歳出予算があるが、予算は単年度の収支状況についてしか記載されないため、中長期的観点からは十分ではない）。

事業全体の収益や経費について達成状況を点検し、計画どおりに経営できていない状況に陥ればその原因分析をした上で次の施策につなげるといった PDCA サイクルを実行に移す前提として、事業全体の収支計画を策定することが望ましい。

なお、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画は「下水道事業特別会計」の単位で作成されており、また、財政健全化法に基づく経営健全化計画も、特別会計単位における公営企業全体のものとして策定されるため、これとの平仄を確保する意味合いもある。

【意見 2】経営指標による目標管理について

現在、県が事業を進めていく上で、目標管理する経営指標が示されていない。

一般的な下水道事業の目標管理のための経営指標としては、普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率が挙げられる。「あきた循環のみず推進計画」では、市町村ごとに、平成 30 年度における普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率を目標として掲げ、その達成に向けた取り組みを実施している。しかし、県の流域下水道事業については、目標数値は示されていない。

その理由は、市町村が実施する公共下水道事業等は市町村の経営努力等により普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率をコントロールできるのに対して、県が実施する流域下水道事業は、既に幹線管渠の整備が終わった現状において、接続率の向上は各市町村が流域下水道に接続してくれるかで決まるものであること、経費回収率の上昇は処理区ごとに市町村と相対で負担金単価を決める仕組みの中で決まるものであることから、いずれの指標も県の経営努力だけではコントロールできず、目標管理するものとして適していないからである。

しかし、県が流域別下水道経営計画や事業計画を確実に遂行するためには、負担金単価を決定するに際し前提条件とした、歳出総額、流入水量の中長期的な見込みを確実に達成する必要があり、経営指標による目標管理をしなくてよいことにはならない。

採用すべき経営指標は、普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率のほかにも、例えば、累積赤字の解消度合いや、歳出総額の確実な達成を図るために、県の経費削減努力だけで達成可能な特定の経費項目や1 m³当たりの汚水処理原価なども考えられる。事業の持続可能性を確実にするためにも、計画と整合した経営指標による目標管理を実施し、あわせて、事業進捗度合いを公表することにより住民からのモニタリングを受けることで、事業の確実な推進を図ることが望ましい。

2．十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る計画

「第9 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況 3．計画の策定状況」にて後述する。

3．人材育成計画

平成21年度から平成26年度までの6年間で、下水道事業に関わる担当職員数は約2割減少した。

なお、平成21年度より流域下水道及び十和田湖特定環境保全公共下水道の維持管理に指定管理者制度を導入しており、その時点で担当職員数は約4割減少していた。

< 下水道事業等に係る職員数の推移 >

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
建設部下水道課	10	9	10	10	10	10
北秋田地域振興局建設部 工務課工務第3班	7	6	6	6	6	4
秋田地域振興局建設部工務課 工務第3班（H26より下水道課）	11	10	8	6	6	11
仙北地域振興局建設部 工務課工務第3班	9	8	7	7	6	4
計	37	33	31	29	28	29

現在は人事異動のローテーションの間隔が非常に短く、下水道事業を担うのに必要なノウハウが前任者から後任者に対して十分承継されておらず、後進育成のための育成プログラムも策定されていない。特に、平成25年度現在、電気関係職員の平均経験年数が3年、機械関係職員の平均経験年数が17年であるのに対して、土木関係職員の平均経験年数は2年程度と極端に短くなっており、ノウハウの継承に不安が残る。

【意見3】今後の人材育成プログラムの策定について

県の職員は、市町村に対して助言・指導する立場でもあり、人材育成は重要であるとの認識を強く持つべきであり、今後の事業運営の難易度の上昇に備えるためにも職員のスキル・アップを目指し、人材育成に力を入れていかななくてはならない。

現在、後進育成のための育成プログラムが策定されていないため、まずはこれを策定した上で、計画的に、着実な実行を図ることが望ましい。

県としても、下水道事業団に職員を派遣しての研修会、市町村と県の職員を集めての勉強会を必要に応じて実施しているところであるが、実効性のある職員のスキル・アップのためには例えば、経験の浅い職員が経験を多く積んだ熟練職員について実践経験をより多く積ませるといった対応も進めるべきである。

第6 収入に係る財務事務

1. 負担金単価の水準の決定

(1) 流域下水道事業に係る負担金と対象経費の関係

流域下水道事業における事業費のうち、維持管理負担金の対象経費となるのは、維持管理費と元利償還費である。

維持管理費	流域下水道処理施設（処理場、ポンプ場、管渠）の維持管理費
元利償還費	建設改良費の財源とした起債の元利償還費（地方交付税措置分を除く。）

なお、県は、市町村から、維持管理負担金のほかに、建設改良費の財源として補助金が充当されなかった部分の50%を建設負担金として徴収する。

本報告書で負担金の水準について言及しているのは維持管理負担金の方である。

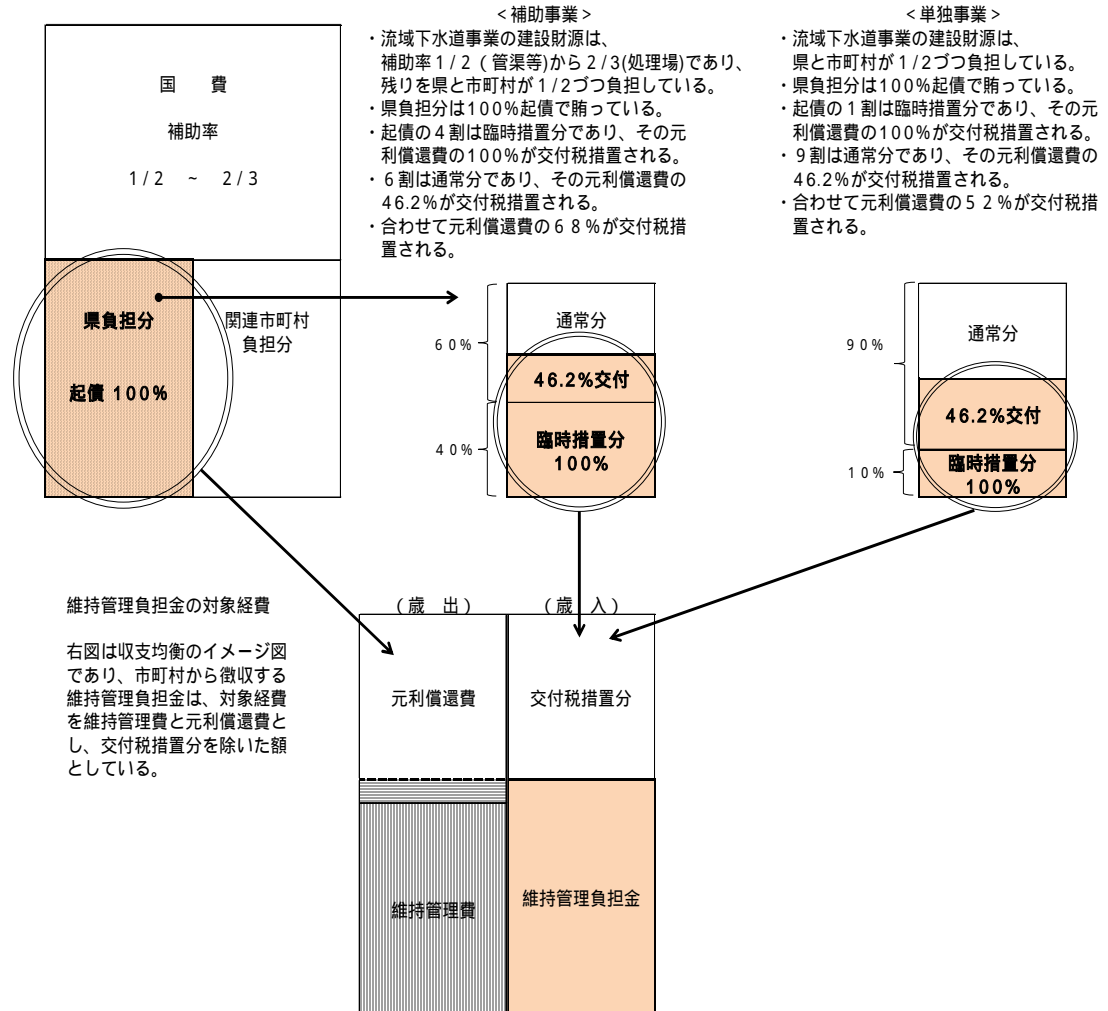
流域下水道事業における負担金は、県が、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用につき利益を受ける限度において市町村に負担させるものである（下水道法第31条の2第1項）。

県は、市町村から徴収した負担金を財源として、設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う。市町村は、県に支払う負担金を、下水道の使用者（受益者）から下水道使用料として徴収する。

負担金の単価とは、市町村が県に対して負担する水量1 m^3 当たりの負担金のことをいう。負担金単価は、維持管理費と元利償還費（交付税措置分を除く。）を処理区ごとに年間流入水量で除した値を基に算出したものである。

< 事業費と財源の関係 >

建設（「建設改良費」を含む）に係る県負担



事業費と財源の関係は上図のとおりである。

補助事業の場合、国費分及び起債の償還に当たっての地方交付税措置部分はそれぞれ国庫補助金、地方交付税が財源となる。国費分を除いた建設分は、支出年度に県と関連市町村とで 1 / 2 ずつ負担する。単独事業の場合も、県と関連市町村との負担割合は 1 / 2 ずつである。

したがって、維持管理費(図中の縦線部分)と元利償還費のうち交付税措置なされない部分(図中の横線部分)が、関連市町村が維持管理負担金として負担すべき部分である。

(2) 負担金単価の基本的考え方

負担金の対象経費の範囲の合理性について

流域下水道事業は、受益者負担の考えに基づく公費負担原則の下での独立採算をもって

運営される。したがって、県負担分（図中の点模様部分）については、事業の実施に当たっては県が起債するが、償還に地方交付税が措置されない部分は受益者である市町村が負担すべきである。

他県の流域下水道事業では、元利償還費のうち、地方交付税が措置されない分を県の一般会計が負担する例もあるが、秋田県の市町村負担金の単価は、これを市町村負担分で賄うように算定されており、負担金単価の対象範囲は合理的に決定されていると考えられる。

処理区ごとの単価設定方法の合理性について

秋田県では、処理区ごとに「流域別下水道経営計画」を策定し、長期的に収支均衡するように負担金単価を設定している。ある処理区における黒字を別の処理区の赤字に補填するといったプール制は適用していない。

他県の流域下水道事業では、処理区ごとの赤字・黒字を通算して単価設定するプール制を採用する例も見られる。しかし、受益者負担の原則に照らせば、処理区ごとに赤字・黒字を通算せず、それぞれの区域の受益者がそれぞれの提供を受けたサービスに対して負担すべきである。この点、秋田県の負担金の単価の設定は、適切な受益者負担の考えのもとに決定されていると考えられる。

(3) 負担金単価の算定における前提条件の妥当性

負担金収入は「負担金単価×処理水量」で決定する。

負担金単価は、処理区ごとの流域別下水道経営計画上の維持管理費及び元利償還費から雑入・交付税措置額を差し引き、さらに今後解消すべき累積赤字額または還元すべき累積黒字額を調整した金額を計画上の流入水量で除して単位水量当たりのコストを算定し、これを基本として設定する。

$$\text{負担金単価} = \frac{\begin{array}{l} \text{維持管理費} \\ + \\ \text{元利償還費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{交付税措置額} \\ + \\ \text{雑入} \end{array} \pm \begin{array}{l} \text{今後解消すべ} \\ \text{き累積赤字} \\ \text{又は} \\ \text{今後還元すべ} \\ \text{き累積黒字} \end{array}}{\text{流入水量}}$$

すなわち、負担金単価は、「流域別下水道経営計画」において、処理区ごとに、長期的な歳出を見積もる、長期的な流入水量を見積もる、中長期的に収支均衡させる一定の期間を設ける、の3つの前提を置いた上で、の期間内で「歳出()=単価×数量()」となるように決定される。

したがって、負担金単価の水準が適正かどうかを検証する前に、長期的な歳出の見積りの前提条件、長期的な流入水量の見積りの前提条件、収支均衡を図る目標期間が適正かどうかを検証した。

長期的な歳出の見積りの前提条件の妥当性

将来の施設更新費用が起債償還額を通じて流域別下水道経営計画に反映されているかがポイントである。

この点、流域別下水道経営計画を確認したところ、事業計画表より下水道設備の更新費用を賄うための起債額及び償還額を見積って算定しており、流域別下水道経営計画上の支出には、将来の下水道施設の更新費用（長寿命化のための費用を含む）が織り込まれていることを確認した。

長期的な流入水量の見積りの前提条件の妥当性

流入水量が、a.短期的には接続率の上昇を通じて伸びていくこと、b.中長期的には人口減少を通じて減少していくことをきちんと反映しているかがポイントである。

この点、各処理区の負担金単価算出の前提となる流入水量は、各処理区の水洗化人口（接続率）と原単位（流入水量÷水洗化人口）の実績からのトレンド予測をもとに算定していた。

全体的なトレンドとして、供用開始以降しばらくの間は接続率の上昇により流入水量が

増加するが、接続人口が区域内人口に達した後は、区域内人口の減少に伴い接続人口も減り、流入水量が減少するとの予測となっていた。

なお、水洗化人口は過去5年間の水洗化人口トレンドをもとに予測しており、原単位は過去5年間の原単位（晴天日平均）のトレンドをもとに予測されていた。

収支均衡を図る目標期間の妥当性

処理区ごとの収支の状況は、供用開始直後にあつては流域下水道への接続率が低く処理水量が少量であることから、収入で支出を賄えず、単年度赤字が生じ、この状況が一定の期間継続する。しかし、次第に接続率が向上するにつれて流入水量が増加する。

つまり、事業開始当初は赤字が累積するが、ある一定の時点で単年度収支が黒字化し、累積赤字が解消に向かう。この見通しをもとに、累積赤字が供用開始後30年～35年間で解消するように、負担金単価を一定期間ごとに見直すこととしている。

累積赤字を長期間かけて解消させるには、下水道施設の整備の進展による年間水量を確保して負担を平準化する必要がある。

この点、県では、公的資金の償還年数が30年間（5年据置25年元利均等償還）であることを踏まえて、30年～35年間程度を累積赤字解消の目標期間としている。料金徴収期間内で債務の確実な償還を果たすいわゆる「償還主義」の考え方であり、これと同様の考え方は高速道路などのインフラ事業でも見られる。

なお、現在の負担金単価の適用期間（財政計画期間）は、平成26年度から平成30年度までの5年間である。

【意見4】目標とする累積赤字の解消期間について

現状、県が累積赤字の解消期間を、公的資金の償還年数を踏まえて設定しているのは、「償還主義」の考え方に沿ったものである。

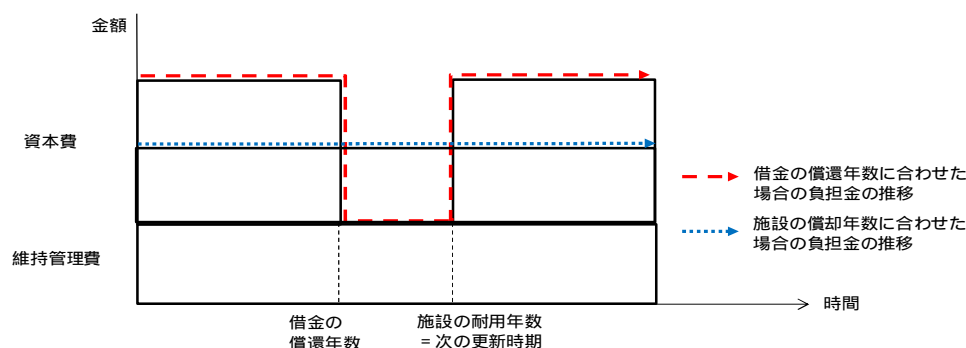
しかし、流域下水道事業における負担金は、受益者負担としての性格を持つものであり、ここでいう受益とは、借金の償還ではなく、施設の利用（サービス・便益の享受）であることを踏まえると、累積赤字の解消期間としてより合理的なのは、借金の償還年数ではなく、施設の耐用年数である。

累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、受益者負担の一層の平準化が図られる。すなわち、借金の償還年数は30年であるのに対して、施設の耐用年数は約45年程度（全ての施設の耐用年数を加重平均したもの）であり、施設の耐用年数の方が借金の償還年数より長い。借金の償還年数に合わせて累積赤字を解消すると、借金の償還後から施設の更新時期までの約15年間は元利償還費なしで維持管理費のみが発生するので、負担金単価を大きく引き下げる必要が生じる。そして、次の更新時期が到来し再び起債すると、それにつれて元利償還費が再び発生し、負担金単価を引き上げる必要が生じる。実際には、借入・償還は毎年実施されるので、ある決算年度において元利償還費がゼロになることは

ないが、施設の整備に当たって時期による事業費の多寡がある以上（今後は、長寿命化計画により整備事業費は平準化する予定である）、少なからずこの影響は発現する。

このように、「維持管理費 + 元利償還費 = 負担金」とし、償還年数をベースに負担金単価水準を決定する方法は、中長期的に負担金の平準化ひいては受益の適正化が図られにくい。

一方、施設の耐用年数に合わせて累積赤字を解消すると、耐用年数の到来時点で次の更新投資が行われるとすれば、累積赤字が解消した後も、一定の資本費（減価償却費）が常に発生し続け、負担金の水準は一定化する。この方法は、借金の償還年数までは「負担金 < 償還額」となり収支上の赤字が累積するが、その後、償還額がなくなるため、収支が黒字化し、施設の耐用年数で収支均衡する。



現在、県では、流域下水道事業の法適化に向けた取組みを始めたところであり、これに合わせる形で、あるべき負担金の単価水準のあり方を検討することが望ましい。

なお、現在の制度において、収支負担の基礎を、借金の償還年数ではなく施設の耐用年数に置いた考え方として、以下のものが見られる。

資本費平準化債¹⁴

下水道事業において起債が認められる資本費平準化債は、資本費負担の平準化を目的として、借金の償還年数と施設の耐用年数の差異を解消する役割を果たしている。資本費平準化債を起債することにより、事実上、借金の償還年数を施設の耐用年数に合わせて延長する効果を有している。

なお、財務省の諮問機関である財政制度等審議会において、総務省が財政投融资資金について最長30年であった公営企業債の償還年数を施設の耐用年数（下水道事業債は40年）

¹⁴ 資本費平準化債

下水道整備は先行投資が多額となる事業であり、供用開始当初は有収水量も少なく、処理原価は著しく高くなる傾向があり、これを全て利用者から徴収しようとする、事実上、利用者が負担できないような高い使用料を設定せざるを得なくなるとともに、本来は後年度の利用者から徴収すべき先行投資部分も当初の利用者が負担することとなり、世代間の公平に反することとなる。このため、資本費の一部を後年度に繰り延べるものとして認められる起債。

まで延長を求め、平成27年度資金の貸付により、貸付条件が変更となった。

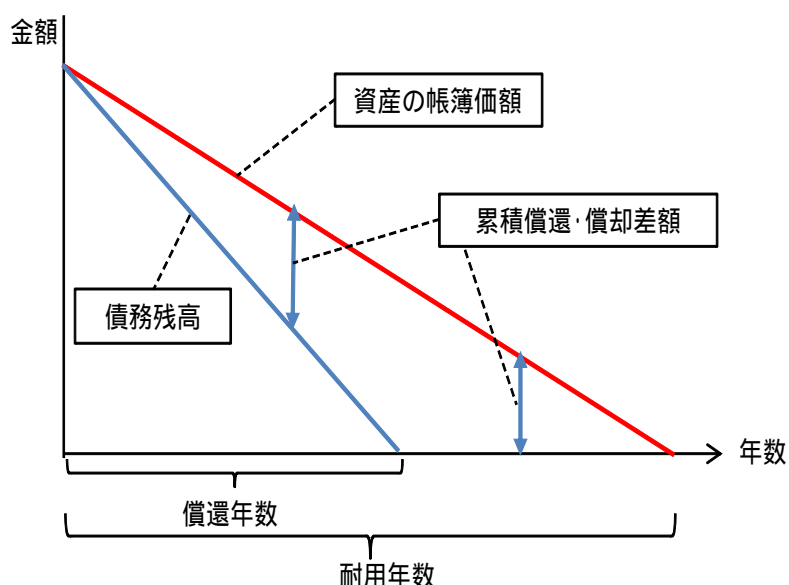
経費回収率の資本費の定義

下水道事業の経営の効率性を図る指標に、負担金で維持管理費と資本費をどの程度賄えているかを表すものとして「経費回収率」がある（32ページ参照）。

この「資本費」とは、地方公営企業法の非適用企業においては「元本償還額 + 支払利息」を、法適用企業においては「減価償却費 + 支払利息」をいう。減価償却費は施設の耐用年数に基づいて算出されるものであることから、法適用企業において資本費に元本償還額ではなく減価償却費を用いることは、下水道事業を適切に経営する上で、施設の耐用年数をベースに負担金単価を設定することの合理性を示すものと考えられる。

財政健全化法における解消可能資金不足額を算定する際の累積償還・償却差額方式

財政健全化法では、公営企業の資金不足比率を算定する際に、毎年度の累積赤字額に「解消可能資金不足額」を加味することになっており、下水道事業の場合、解消可能資金不足額を算定するに当たって「累積償還・償却差額方式」（公共下水道事業にあつては償却期間に相当する年数を45年とする）を採用する。この「累積償還・償却差額方式」は、上記の施設の耐用年数に合わせて負担金を徴収する考え方に通じるものである。



取得価額300、耐用年数6年、残存価額ゼロ、定額法で減価償却 償還年数3年（据置期間なし、均等償還）、起債充当率100% と仮定						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
減価償却費	50	50	50	50	50	50
償還額	100	100	100	0	0	0
資金不足額	(50)	(50)	(50)	50	50	50
累計	(50)	(100)	(150)	(100)	(50)	0

(4) 処理区ごとの状況

平成25年度現在で累積黒字が計上されている処理区

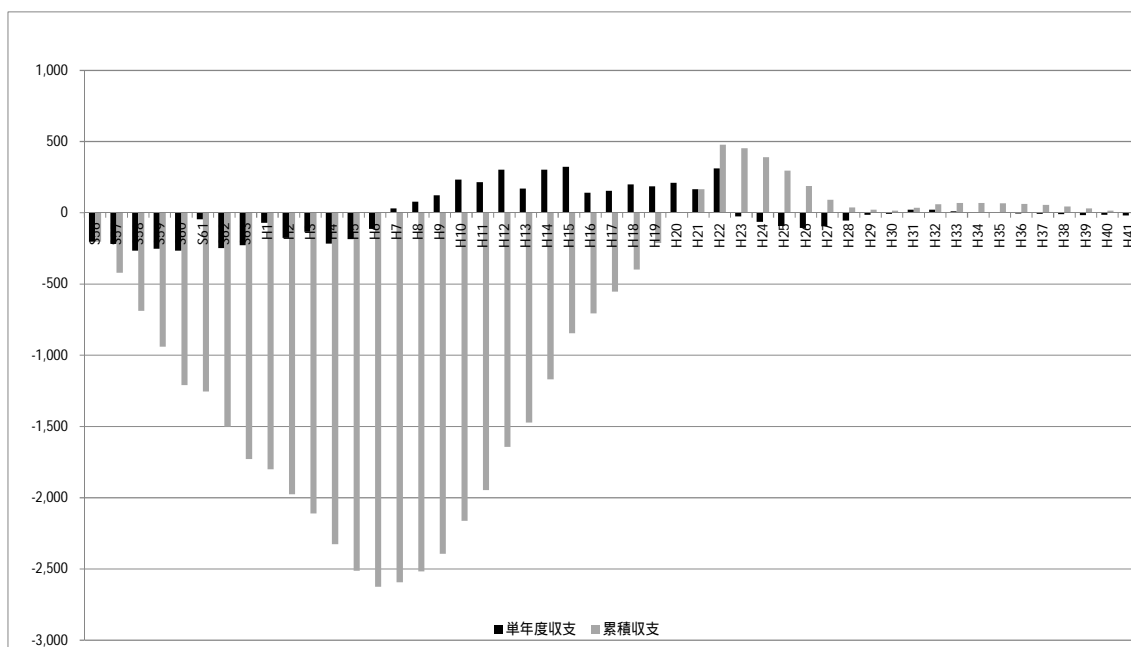
昭和57年の供用開始時から平成6年までは単年度赤字であり、赤字が累積し続けていたが、供用開始から14年目の平成7年度に単年度黒字を達成し、供用開始から27年目の平成20年度に累積赤字が解消した。その後も単年度黒字を計上し続け、平成24年度現在の累積黒字は3億89百万円である。

(i) 臨海処理区

平成23年度に負担金単価を52.0円/m³から33.0円/m³へと改定し、平成30年度までに累積黒字を解消させる予定である。

< 長期的な収支の状況 >

(単位: 百万円)



平成26年度から適用されている維持管理負担金単価の適用期間(財政計画期間)は、平成26年度から平成30年度までの5年間であるが、これは平成23年度から据え置きとなっている。当該期間の単位水量当たりの管理運営コストを試算した結果は、下表のとおりである。

臨海処理区 管理運営コスト(平成26年度~H30年度の5年間)

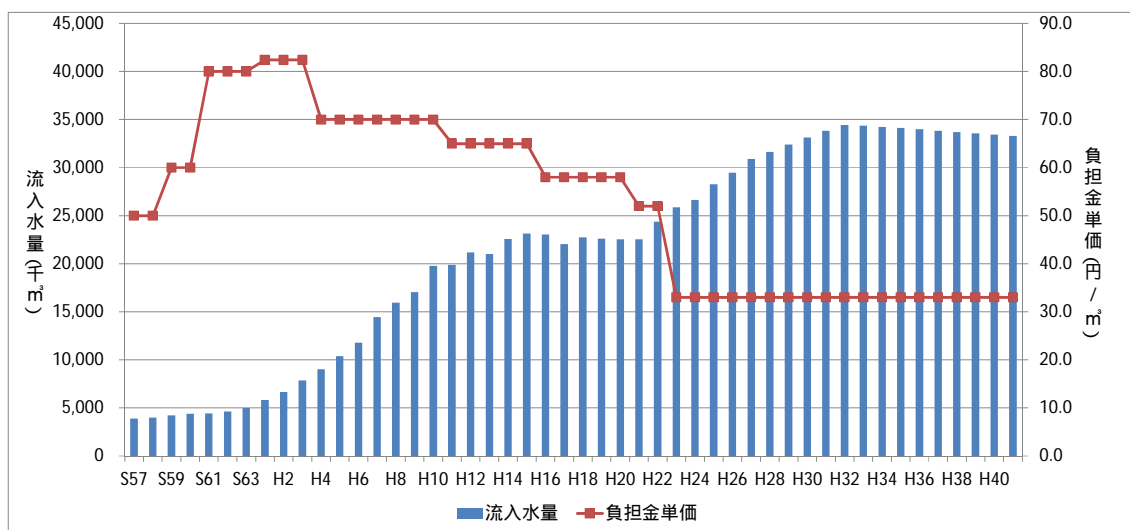
維持管理費 (千円) A	元利償還費 (千円) B	累積収支額 (千円) C	雑入 (千円) D	交付税措置分 (千円) E	総コスト (千円) F = A+B-C-D-E	流入水量 (千m3) G	単位水量当りのコスト (円/m3) F/G
4,318,545	3,293,144	295,301	745	2,132,473	5,183,170	157,547	32.90

表の数字は、累積収支額以外は、流域別下水道経営計画上の平成26年度から平成30年

度までの合計数字であり、累積収支額は、同計画上の平成 25 年度の数字である(以下同じ)。

当試算結果より、平成 23 年度から、臨海処理区の維持管理負担金単価は、33 円/m³が適用されている。

流入水量と負担金単価の推移状況は下図のとおりである。



臨海処理区は、平成 20 年度に累積赤字が解消されたため、平成 21 年度～平成 25 年度の負担金単価を 58 円/m³から 52 円/m³に引き下げたが、この程度の引き下げ水準では単年度黒字が解消せず、累積黒字が生じる結果となってしまったために、平成 23 年度に一気に 52 円/m³から 33 円/m³まで大幅に単価を引き下げ、単年度赤字を発生させることで累積黒字を解消させ、収支均衡を図ろうとしたものである。

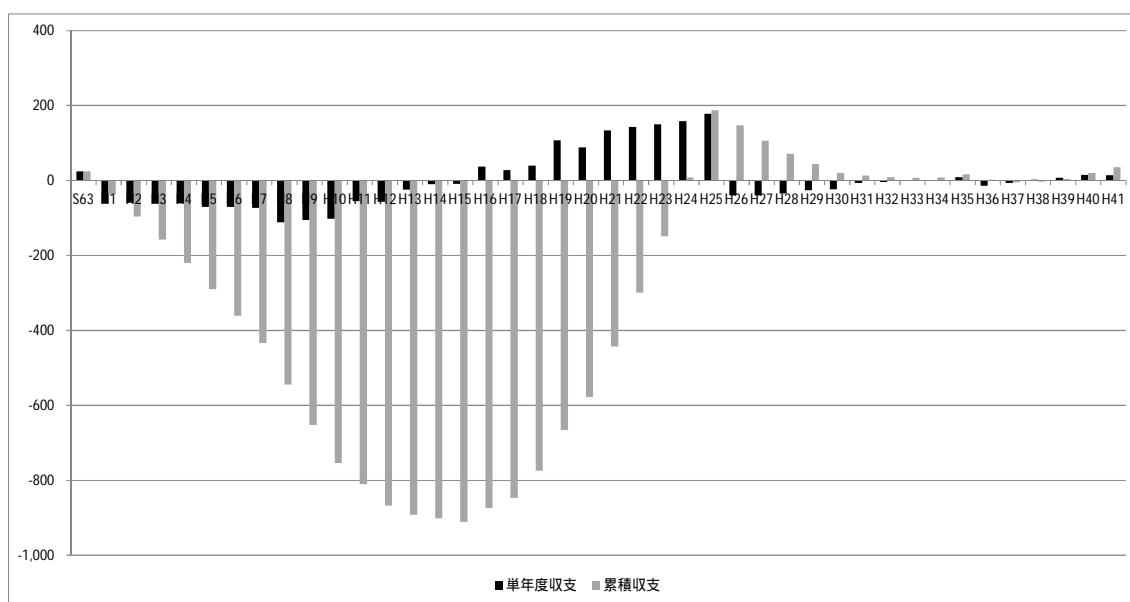
() 横手処理区

平成元年の供用開始時から平成15年度までは単年度赤字であり、赤字が累積し続けていたが、供用開始から16年目の平成16年度に単年度黒字を達成し、供用開始から24年目の平成24年度に累積赤字が解消した。その後も単年度黒字を計上し続け、平成24年度末現在の累積黒字が8百万円である。

この累積黒字を市町村に還元するために、平成26年度に負担金単価を100.0円/m³から53.0円/m³へと大幅に引き下げ、平成30年度までに累積黒字をほぼ解消させる予定である。

< 長期的な収支の状況 >

(単位 : 百万円)



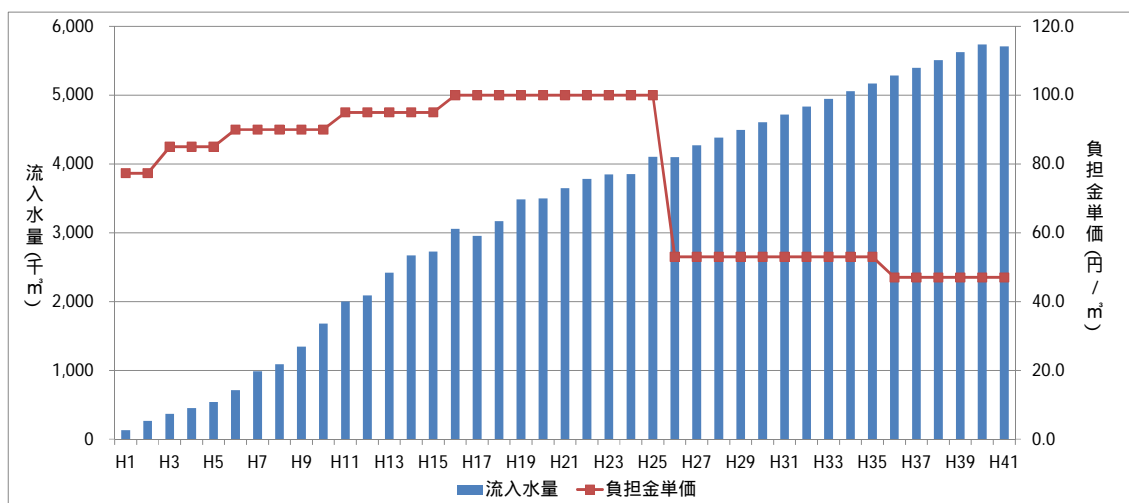
平成 26 年度から適用されている維持管理負担金単価の適用期間（財政計画期間）は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間である。この期間の単位水量当たりの管理運営コストを試算した結果は、下表のとおりである。

当試算結果より、横手処理区の維持管理負担金単価は、平成 26 年度から 53 円/m³が適用されている。

横手処理区 管理運営コスト(平成26年度～H30年度の5年間)

維持管理費 (千円) A	元利償還費 (千円) B	累積収支額 (千円) C	雑入 (千円) D	交付税措置分 (千円) E	総コスト (千円) F = A+B-C-D-E	流入水量 (千m ³) G	単位水量当りのコスト (円/m ³) F/G
905,569	1,167,726	187,535	240	747,296	1,138,224	21,860	52.07

流入水量と負担金単価の推移状況は下図のとおりである。



【意見5】累積黒字の取扱いについて

臨海処理区及び横手処理区は、平成25年度現在で累積黒字が生じている。

累積黒字は市町村が受益を上回って負担している状況の表れである。この状況に対して、県は、臨海処理区では負担金単価の水準を引き下げ意図的に単年度赤字を発生させることで累積黒字を市町村に還元することとし、横手処理区では次の負担金見直しのタイミングが到来するまでの過渡期的な処理として一般会計への繰出しを通じて収支均衡を図っている。

しかし、今後、流域下水道事業は、長寿命化による改修費用や、施設の更新時期の到来により多額の更新費用を要することが確実であり、累積黒字を意図的に短期間で解消させる必要はない。この累積黒字は、将来確実に訪れる施設更新時期の負担金引き上げの原資となるからである。つまり、累積黒字を経常的な維持管理費に充当するか更新費用に充当するかの違いであり、どちらも累積黒字の還元策であることには変わりない。

したがって、累積黒字が生じた場合、臨海処理区のように単年度赤字を発生させて短期的に解消する、つまり、累積黒字を経常的な維持管理費に充当することで市町村還元を図るのではなく、中長期的な更新費用に充当することで市町村還元を図ることが、負担金平準化の観点からも財政健全化の観点からも望ましい。

また、当該累積黒字は、受益者負担に基づく市町村からの負担金を原資として発生したものであるため、受益者に適切に還元されなければならない。したがって、横手処理区のような一般会計への繰出し処理はやめ、特別会計内で基金として処理区ごとにプールしておくことが望ましい。この場合、基金額が過度に多額にならないよう、将来必要と考えられる改修費用や更新費用を織り込んだ形での中長期間に渡って収入・支出が均衡する水準で負担金単価を設定し、それ以上の負担金を徴収することのないよう留意する必要がある。

平成 25 年度現在で累積赤字が計上されている処理区

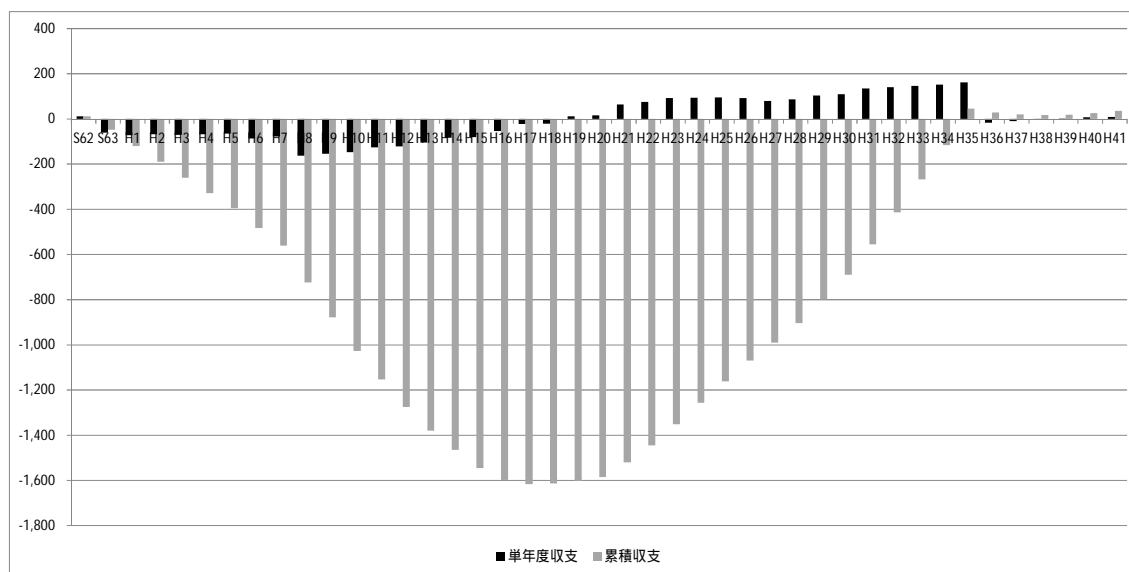
() 大曲処理区

昭和63年の供用開始時から平成18年までは単年度赤字であり、赤字が累積し続けていたが、供用開始から20年目の平成19年度に単年度黒字を達成し、累積赤字の減少の段階に入った。平成24年度現在の累積赤字は12億57百万円である。

負担金単価を平成21年度に105.0円/m³から110.0円/m³へと改定し、供用開始から36年後の平成35年度までに累積赤字を解消させる予定である。

< 長期的な収支の状況 >

(単位 : 百万円)



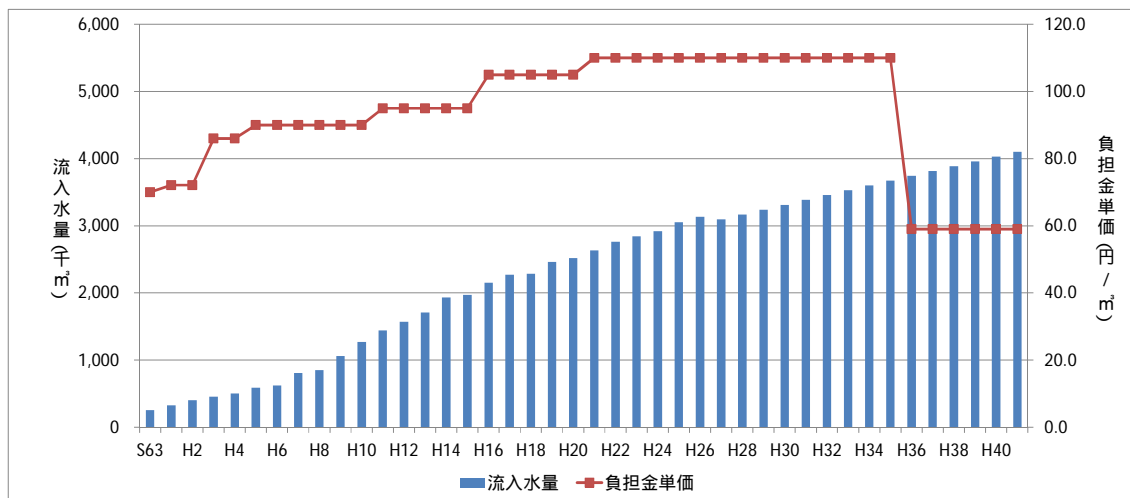
平成 26 年度から適用されている維持管理負担金単価の適用期間 (財政計画期間) は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間である。この期間の単位水量当たりの管理運営コストを試算した結果は、下表のとおりである。

大曲処理区 管理運営コスト(平成26年度～H30年度の5年間)

維持管理費 (千円) A	元利償還費 (千円) B	累積収支額 (千円) C	雑入 (千円) D	交付税措置分 (千円) E	総コスト (千円) F = A+B-C-D-E	流入水量 (千m3) G	単位水量当りのコスト (円/m3) F/G
835,637	1,295,662	-465,009	640	848,169	1,747,500	15,950	109.56

累積収支額は、平成 25 年度における 11 億 61 百万円の累積赤字ではなく、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に解消すべき累積赤字 4 億 65 百万円をもとに試算している。これは、当処理区では累積赤字解消目標年次を「供用開始から概ね 35 年目」とし、平成 35 年度に累積赤字を解消させる計画としているためである。

流入水量と負担金単価の推移状況は下図のとおりである。



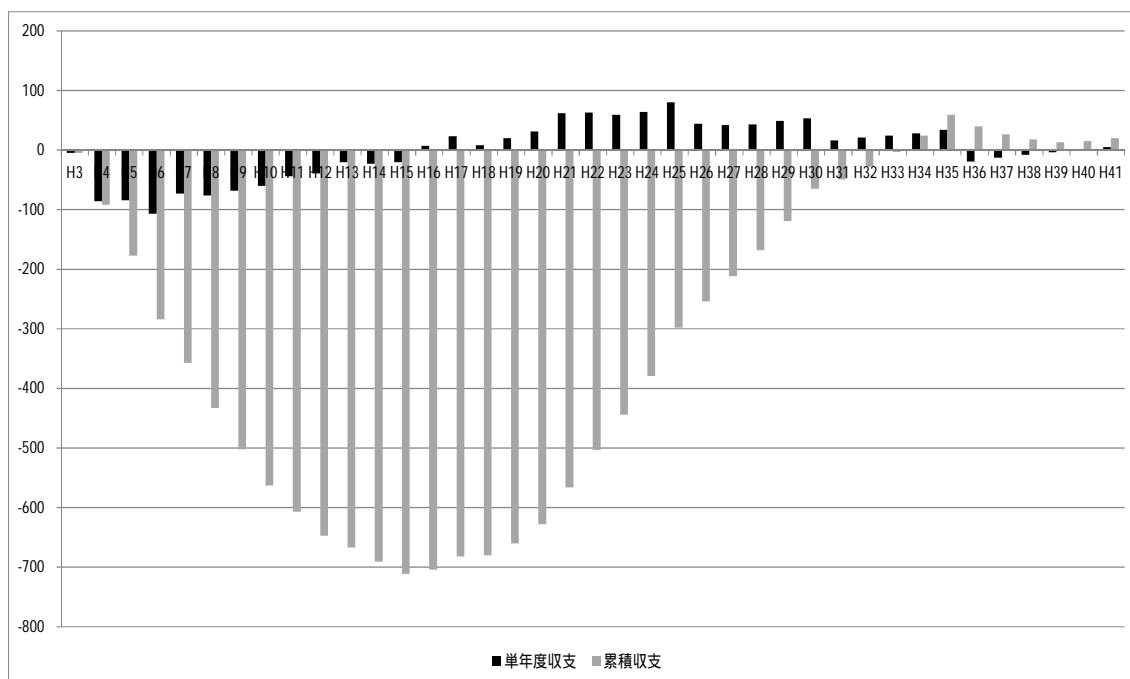
() 大館処理区

平成4年度の供用開始時から平成15年までは単年度赤字であり、赤字が累積し続けていたが、供用開始から13年目の平成16年度に単年度黒字を達成し、累積赤字の減少の段階に入った。平成24年度現在の累積赤字は3億79百万円である。

負担金単価を、平成16年度に95.0円/m³から100.0円/m³へと改定しており、今後平成26年度に90.0円/m³、平成31年度に76.0円/m³へと段階的に引き下げを行いながら、供用開始から30年後の平成34年度までに累積赤字を解消させる予定である。

< 長期的な収支状況 >

(単位 : 百万円)



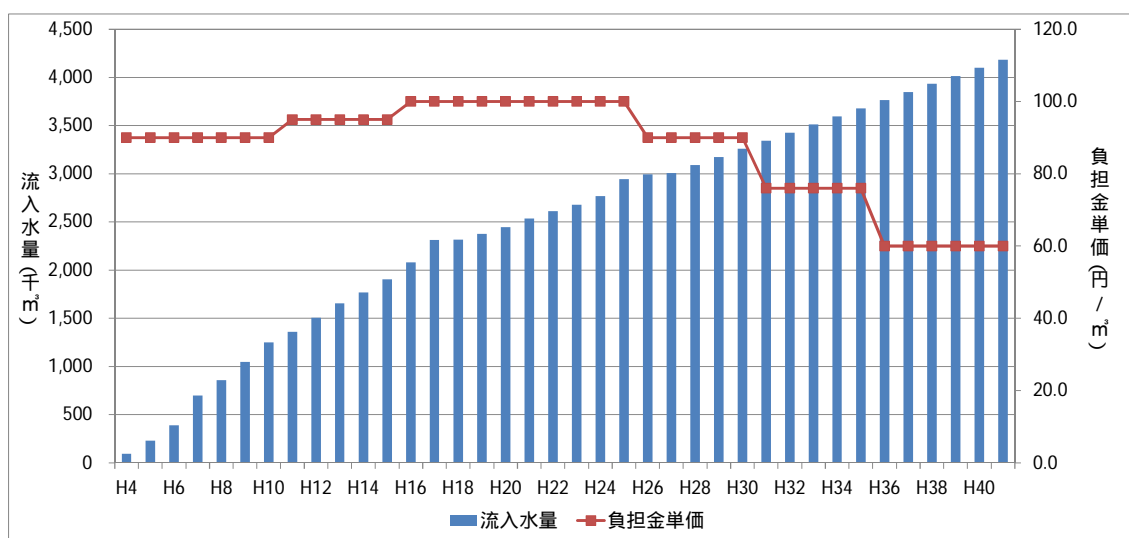
平成 26 年度から適用されている維持管理負担金単価の適用期間（財政計画期間）は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間である。この期間の単位水量当たりの管理運営コストを試算した結果は、下表のとおりである。

大館処理区 管理運営コスト(平成26年度～H30年度の5年間)

維持管理費 (千円) A	元利償還費 (千円) B	累積収支額 (千円) C	雑入 (千円) D	交付税措置分 (千円) E	総コスト (千円) F = A+B-C-D-E	流入水量 (千m3) G	単位水量当りのコスト (円/m3) F/G
888,432	757,331	-233,114	550	480,807	1,397,520	15,528	90.00

累積収支額は、平成 25 年度における 2 億 99 百万円の累積赤字ではなく、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に解消すべき累積赤字 2 億 33 百万円をもとに試算している。これは、当処理区では累積赤字解消目標年次を「供用開始から概ね 30 年目」とし、平成 34 年度に累積赤字を解消させる計画としているためである。

流入水量と負担金単価の推移状況は下図のとおりである。



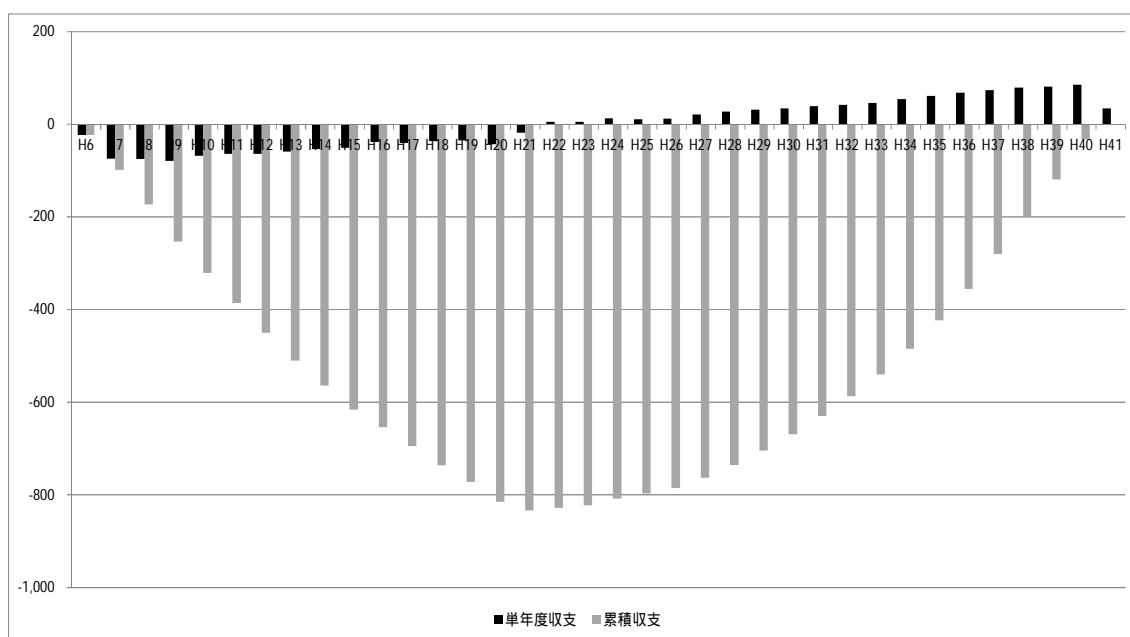
() 鹿角処理区

平成7年度の供用開始時から平成21年までは単年度赤字であり、赤字が累積し続けていたが、供用開始から16年目の平成22年度に単年度黒字を達成し、累積赤字の減少の段階に入った。平成25年度現在の累積赤字は7億97百万円である。

負担金単価は、平成16年度に95.0円/m³から105.0円/m³、平成21年度に105.0円/m³から115.0円/m³へと改定し、供用開始から35年後の平成41年度までに累積赤字を解消させる予定である。

< 長期的な収支の状況 >

(単位 : 百万円)



平成26年度から適用されている維持管理負担金単価の適用期間(財政計画期間)は平成26年度から平成30年度までの5年間である。この期間の単位水量当たりの管理運営コストを試算した結果は、下表のとおりである。

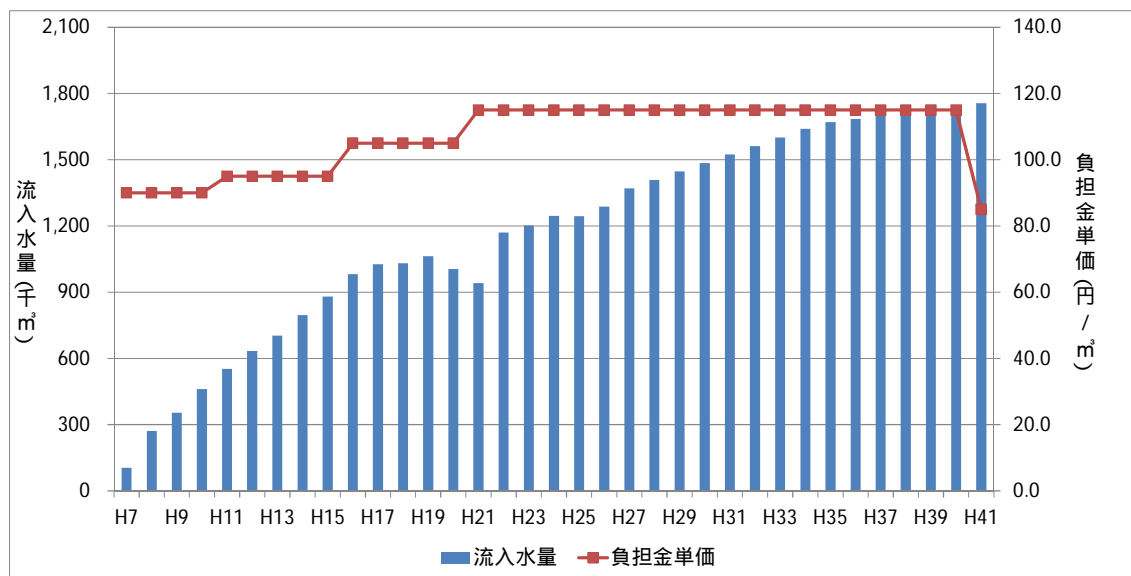
鹿角処理区 管理運営コスト(平成26年度～H30年度の5年間)

維持管理費 (千円) A	元利償還費 (千円) B	累積収支額 (千円) C	雑入 (千円) D	交付税措置分 (千円) E	総コスト (千円) F = A+B-C-D-E	流入水量 (千m ³) G	単位水量当りのコスト (円/m ³) F/G
454,676	518,138	-124,920	15	296,064	801,655	6,997	114.57

累積収支額は、平成25年度における7億97百万円の累積赤字ではなく、平成26年度から平成30年度までの5年間に解消すべき累積赤字1億24百万円をもとに試算している。これは、当処理区では累積赤字解消目標年次を「供用開始から概ね35年目」とし、平成41

年度に累積赤字を解消させる計画としているためである。

流入水量と負担金単価の推移状況は下図のとおりである。



【意見6】累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消目標年次について

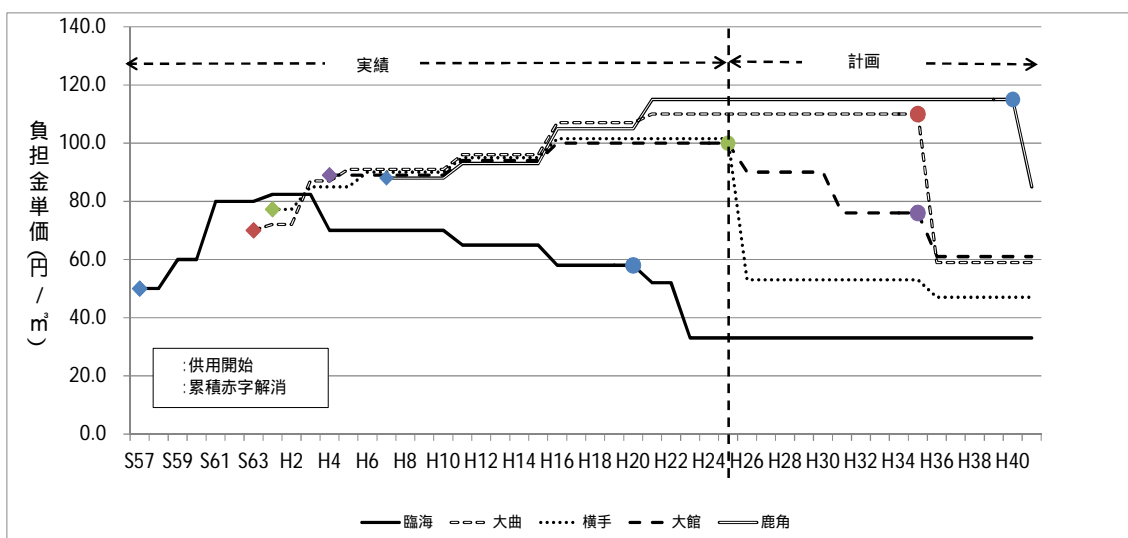
累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消年次について、大曲処理区と鹿角処理区が「供用開始から35年目」となっているのに対して、大館処理区は「供用開始から30年目」となっていて統一されていない。

公的資金の償還年数が30年であることを踏まえて、累積赤字解消の目標期間も原則として30年としつつも、初期の元利償還費コストの負担が重い大曲処理区と鹿角処理区は35年、そうでない大館処理区は30年としているとのことである。

しかし、処理区によって期間が異なることは公平性の観点から問題があること、市町村の今後の経営状況によってはなし崩し的に累積赤字解消期間が長期化する懸念もあることから、統一することが望ましい。

【意見7】中長期的な視点での負担金水準の平準化について

処理区ごとの負担金単価の推移は、下図のとおりである。



上図及び下表のとおり、累積赤字が解消された後の単価水準は、ピーク時の負担金単価水準と比べると、事業開始して間もない鹿角処理区を除いて、いずれの処理区も40%～60%引き下げられた水準であり、また、累積赤字解消直前の単価水準と比べても21%～47%の水準で大幅に引き下げられている。

処理区	ピーク時の負担金単価	累積赤字解消直前の負担金単価	累積赤字解消後の負担金単価	ピーク時から引き下げ率 (-)/	累積赤字解消直前からの引き下げ率 (-)/
臨海処理区	82.4 円/m ³	58 円/m ³	33 円/m ³	60%	43%
大曲処理区	110 円/m ³	110 円/m ³	59 円/m ³	46%	46%
横手処理区	100 円/m ³	100 円/m ³	53 円/m ³	47%	47%
大館処理区	100 円/m ³	76 円/m ³	60 円/m ³	40%	21%
鹿角処理区	115 円/m ³	115 円/m ³	85 円/m ³	26%	26%

インフラ施設の利用料金は、中長期的には平準化されることが望ましく、乱高下することは好ましくない。また、早期に接続した市町村と遅れて接続した市町村とで各市町村の受益の量は年度によって変わらないにもかかわらず負担水準が違うこと、あるいは、同じ市町村の中でも第一世代の負担が高く第二世代以降の負担が低いことは、適正な受益者負担の観点からも適当ではない。したがって、流域下水道事業の負担金単価も、処理区ごとによる差異は地域差として許容されるが、年度による差異は可能な限り発生させないよう

に、中長期的に平準化を図ることが求められるものとする。

接続率の低い供用開始当初において、負担金単価が多少高くなるのは止むを得ないが、累積赤字を解消したとたんに、一気に4割以上も負担金水準が下がる現在の仕組みは、負担金水準の平準化の観点からは望ましくない。むしろ、累積赤字の解消の目標期間を今より延ばした上で、中長期的な負担金水準の平準化を図るべきである。

なお、目標期間を今より延ばすとした場合、どこまで延ばすかという点、施設の更新サイクル（＝施設の耐用年数）まで、というのが合理的である。この考え方については【意見4】に記載したとおりである。

【意見8】負担金単価の見直し期間の短縮について

現在の負担金単価の適用期間（財政計画期間）は、全ての処理区で平成26年度～平成30年度の5年間である。

他県の流域下水道事業における実態は下表のとおりである。

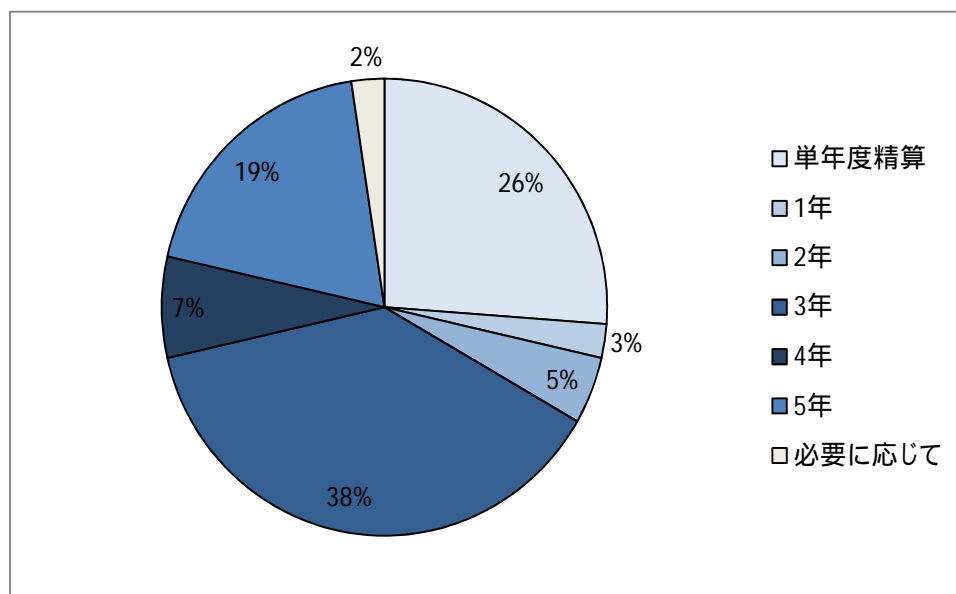
都道府県名	負担金単価 見直し期間	都道府県名	負担金単価 見直し期間	都道府県名	負担金単価 見直し期間
北海道	-	青森県	-	岩手県	3年
宮城県	3～4年	秋田県	5年	山形県	3年
福島県	2～4年	茨城県	5年	栃木県	1年
群馬県	-～3年	埼玉県	5年	千葉県	5年
東京都	-	神奈川県	-	新潟県	3年
富山県	-	石川県	5年	福井県	3年
山梨県	3年	長野県	3年	岐阜県	5年
静岡県	3年	愛知県	3年	三重県	3年～5年
滋賀県	-	京都府	-～5年	大阪府	-
兵庫県	3年	奈良県	2年	和歌山県	必要に応じて
鳥取県	3年	島根県	3年	岡山県	4年
広島県	-	山口県	5年	香川県	4年～5年
徳島県	-	高知県	4年	福岡県	3年
長崎県	5年	熊本県	3年	沖縄県	3年

（注1）「-」とあるのは、単年度精算により、負担金単価という考え方がないものである。

（注2）同一県内で処理区によって更新年数が異なる場合、「年～年」として表記した。

（秋田県提出資料より作成）

当表を、年数別に割合を示したのが下図である。



(注)「 年～ 年」とある場合は、年数が短い方で集計した。

多くの流域下水道事業で、負担金単価の見直し期間は 3 年としている県が最も多く、全体の 4 割を占める。秋田県が属する「5 年」も、2 割程度の県が採用しており、必ずしも秋田県が他県と比べて長いというわけではないが、「5 年」見直しは単価設定期間としては最も長いものである。負担金単価の設定に当たっては、中長期的な将来の方向性を決める場合には中長期的な負担平準化の視点を持つべきだが、一方で、足元の直近の状況を反映した負担金単価とすることで、累積赤字・累積黒字の発生をコントロールしていく必要もある。

他県の流域下水道事業における事例も踏まえて、負担金単価見直し期間を 3 年とすることを検討することが望ましい。

第 7 . 固定資産管理に係る財務事務

1 . 台帳作成の関連法令等

流域下水道に係る財産の取扱いは、下水道法等で以下のように規定されている。下水道財産は、秋田県財務規則第 335 条（公有財産台帳の作成及び保管）に規定されている公有財産の範囲には含まれないが、秋田県では、下水道台帳のうち資産台帳は公有財産台帳に準じて作成されているため、その取扱いには公有財産台帳の作成要領にあたる秋田県財務規則を準用することになると解する。

< 下水道法 >

（公共下水道台帳）

第 23 条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

（準用規定）

第 25 条の 10 ..第 23 条..の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。

（注）下線は監査人が加筆

< 下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和 42 年 12 月 19 日厚生省・建設省令第 1 号） >

（流域下水道台帳）

第 4 条 流域下水道台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書には、流域下水道につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 流域関連公共下水道の排水区域の面積及び排水人口並びに排水区域内の地名
- 二 流域関連公共下水道の処理区域の面積及び処理人口並びに処理区域内の地名
- 三 供用の開始の年月日及び終末処理場による下水の処理の開始の年月日
- 四 吐口の位置及び下水の放流先の名称
- 五 管渠（流域関連公共下水道との接続管渠を除く。以下この条において同じ。）の延長及びマンホールの数
- 六 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 七 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 八 流域関連公共下水道が接続する位置及びその他法第 25 条の 9 の規定に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件に関する次に掲げる事項

（以下、省略）

（注）下線は監査人が加筆

< 秋田県財務規則 >

(公有財産台帳の作成及び保管)

第 335 条 出納局長、教育長及び警察本部長は、その所管する公有財産について公有財産台帳正本を備え、部局長（教育長及び警察本部長を除く。）及び課長等は、その所管に属する公有財産について公有財産台帳副本を備えなければならない。

2 部局長及び課長等は、前項に規定する公有財産台帳正本及び公有財産台帳副本（以下「公有財産台帳」という。）を、公有財産の区分及び種目ごとに作成し、その所管する公有財産について取得、所管換、処分その他の事由に基づく異動及び変動があつた場合は、すみやかに記載内容を修正し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

3 公有財産台帳には、土地にあつては登記事項証明書、公図の写し、位置図及び境界標埋設の表示を付した実測図を、建物にあつては登記事項証明書、位置図、配置図及び平面図を、その他の公有財産にあつては図面を添付しておかなければならない。

(公有財産の区分、種目等)

第 335 条の 2 公有財産台帳に登載すべき公有財産の区分、種目及び数量の単位は、別表第十に定めるところによる。

(注) 下線は監査人が加筆

【指摘事項 2】建物の登記漏れについて

現状、「資産台帳」は公有財産台帳に準じて作成している。

公有財産台帳の作成要領に相当する秋田県財務規則の 335 条 3 項に、「建物にあつては登記事項証明書、位置図、配置図及び平面図を、その他の公有財産にあつては図面を添付しておかなければならない。」との記載があり、建物も登記することが必要と解される。

しかし、秋田県では、以下の「国政モニターの声に対する回答（法務省）」を理由に建物の登記をしていない。

< 国政モニターの声に対する回答（法務省） >

「不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）は、不動産の表示の登記については、所有者等に登記申請を義務付けています（同法第 47 条等）が、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務については、当分の間これを免除すると
の従前の取扱いを継続することとしています（同法附則第 9 条、不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和 35 年法律第 14 号）附則第 5 条第 1 項）。これは、不動産登記と土地台帳等との一元化に伴い、従前の土地台帳法・家屋台帳法において、国又は地方公共団体が所有する不動産について登録の申請義務を課していなかった取扱いを考慮したものです。この土地台帳等の取扱いの趣旨は、国有地の管理は国有財産台帳によって行われるため、土地台帳等に登録することは、二重の管理となり、制度として考える必要がなかったためとされております。この趣旨は現在でも同様であり、国又は地方公共団体の所有不動産

産の管理が国有財産台帳（国有財産法第 32 条第 1 項）又はいわゆる公有財産台帳（国有資産等所在市町村交付金法第 3 条第 3 項参照）によって行われていることから、また、不動産の権利関係を公示することによって取引の安全と円滑に資するという不動産登記制度の意義にかんがみても、一般の取引の対象とならない国又は地方公共団体が所有する不動産について、表示の登記の申請義務を直ちに課すまでの必要はないものと考えられます。以上のとおり、地方公共団体が所有する建物については、表示に関する登記の申請義務が課されていないため、表示登記がないとしても違法状態にあるとはいえません。

（注）下線は監査人が加筆

「国政モニターの声に対する回答」は、登記しないことが違法ではないことを述べた国の見解に当たるが、これは違法な状態ではないことに言及したものであって、登記すること自体を妨げるものではない。秋田県財務規則で、明確に登記事項証明書の添付を義務付けている以上、当規則に基づき、登記すべきである。

なお、仮に上記「国政モニターの声に対する回答」に基づき、建物を登記しない場合には、「資産台帳」の作成要領を別途作成すべきと考える。

2. 秋田県の下水道台帳の整備状況

（1）下水道台帳の構成と管理部署について

上述の下水道法第 23 条及び第 25 条の 10 に規定されているとおり、流域下水道管理者は、「下水道台帳」を整備し、保管することが義務付けられている。

秋田県の「下水道台帳」は、「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の 3 つの台帳で構成されており、管路は「管路台帳」にて、機械及び電気設備は「設備台帳」にて、土地・建物・工作物・地上権は「資産台帳」にて管理されている。

各台帳は基本的に各地域振興局の建設部が管理しているが、大曲処理区及び横手処理区では、管路台帳と設備台帳は建設部が管理し、資産台帳は総務企画部が管理している。

< 下水道台帳の整備状況 >

台帳名		システム名	対象施設	管理部署	備考
下 水 道 台 帳	管路台帳	該当なし	管路	各地域振興局	紙原簿
	設備台帳	設備台帳システム	機械 電気設備	建設部	修繕履歴簿も含まれる
	資産台帳	該当なし	土地、建物、工 作物、地上権	各地域振興局 建設部又は総 務企画部	・紙原簿 ・公有財産台帳に準じて作成

【指摘事項3】下水道台帳の管理部署の一元化の必要性について

流域下水道事業に係る下水道財産について、秋田県は、管路を「管路台帳」により、機械及び電気設備を「設備台帳」により、土地・建物・工作物・地上権を「資産台帳」により管理している。

上述のとおり、大曲・横手処理区では、管路台帳と設備台帳は建設部が、資産台帳は下水道特別会計外の総務企画部が管理している。

当該処理区のみ資産台帳を総務企画部が管理している理由は、平成20年度に、それまで単独事務所であった下水道業務を行う地方機関が振興局へ移行した際に、資産台帳の管理を含む事務分担を各振興局の判断としたため、全県的な取扱いの統一が図られなかったことによるものである。結果、臨海・大館・鹿角処理区では、実際に資産を管理している建設部が台帳管理を行っているが、大曲・横手処理区では、資産台帳を公有財産台帳に準じて作成していることを理由に、公有財産台帳を管理している総務企画部が下水道事業に係る資産台帳も管理しており、処理区により台帳管理の取扱いに差が見られることになった。

この点、公有財産の作成要領に相当する秋田県財務規則の335条1項に、「出納局長、教育長及び警察本部長は、その所管する公有財産について公有財産台帳正本を備え、部局長（教育長及び警察本部長を除く。）及び課長等は、その所管に属する公有財産について公有財産台帳副本を備えなければならない。」との記載があるが、そもそも下水道財産は当該条項で明記されている「出納局長、教育長及び警察本部長の所管する公有財産」には当たらないものである。

資産台帳を公有財産台帳に準じて作成すること自体は、下水道法、その他関連省令等に照らして、記載項目等に相違がない場合には、認容されるものと解するが、資産台帳の作成・管理を、公有財産台帳を作成・管理している部署（総務企画部）の分掌事務とすることは、総務企画部の権限範囲を超えているものと解する。

したがって、大曲・横手処理区においても、資産台帳の作成・管理は建設部が実施すべきと考える。

設備台帳（実物サンプル）

五南町北山通教育センター(建築台帳)

事業名称: 多目的児童館 課名: 保健

事業種別: 児童福祉センター 設備機器番号: 0X10-000
 部: 児童福祉センター設備 設備機器名称: 5-5前式多目的児童館
 大分類: 児童福祉設備 機材番号: N
 中分類: 遊具・遊具設備 設置場所: 遊具広場
 小分類: 遊具設備設備 標準設置年数: 17
 保全区分: 特別維持保全



写真機能: 25% 変更 印刷


高寿命化調査データ(詳細点検)

部品名称	設置年数	経過年数	機組比	設置日	検点項目	劣化状態	劣化割合	判定結果	部品健全度
電動機	12	20	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0	目少	4.50	2.50
減速機	12	20	20.0	2008/11/27	経路確認	目点線、目欠損	目少	4.50	2.50
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	A=無		5.00	3.00
本体中心	12	17	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0		2.50	3.00
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	A=無		5.00	3.00
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0	目多	3.00	3.00
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0		3.00	3.00
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0		3.00	3.00
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0		3.00	3.00

印刷 点検事項印刷 写真表示登録 登録 終了

点検記録

事業名称: 多目的児童館



T/F TC < > >>

解除+コメント
 値が多少異なるが、特に問題無し。

写真機能: 25% 変更 印刷

D:\Doc\Server\AI\kai\detektphoto\kai\2009_10_30_130_220_0000-000_1_1_1_detekt01.JPG

部品名称	設置年数	経過年数	機組比	設置日	検点項目	劣化状態	劣化割合	判定結果	部品健全度
減速機	12	20	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0	目少	4.50	2.50
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	A=無		5.00	3.00
本体中心	12	17	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0	目多	3.00	3.00
ナット	15	17	20.0	2008/11/27	経路確認	F1<2.0		3.00	3.00

登録 終了

【指摘事項4】「資産台帳」の記載方法について

「資産台帳」を全件通査したところ、以下のとおり、同種目であるにも関わらず、「名称」、「利用状況」等の記載内容が台帳を管理する振興局ごとに異なっていた。

これは、台帳管理に関するマニュアルが整備されていないことに起因するものである。記載方法に係るマニュアルを整備し、一定のルールに基づいて、資産状況を明瞭・明確に台帳に記載する必要がある。

名称欄の記載方法が異なる例

ア 名称欄に管轄部署名を記載している事例（北秋田、秋田地域振興局）

分類	名称	種目	所在	(略)...	備考
行政財産	北秋田地域振興局建設部工務課	敷地	(略)	(略)	(略)

イ 名称欄に用途を記載している事例（仙北地域振興局）

分類	名称	種目	所在	(略)...	備考
行政財産	流域下水道用地	敷地	(略)	(略)	(略)

利用状況欄の記載方法が異なる例

ア 利用状況欄に用途を記載している事例（秋田地域振興局）

分類	名称	種目	(略)...	利用状況	備考
行政財産	(略)	事務所建	(略)	管理棟	(略)

イ 利用状況欄に記載していない事例（北秋田、仙北地域振興局）

分類	名称	種目	(略)...	利用状況	備考
行政財産	(略)	事務所建	(略)	(空白)	(略)

【指摘事項5】「資産台帳」の更新漏れ

直近3カ年の「下水道工事一覧」より工種が“建築一式”として整理されている案件を選択し、「資産台帳」との突合せを実施したところ、「資産台帳」に登録されていない資産が散見された。具体的には、直近3カ年で行われた建築工事7件のうち5件が「資産台帳」に反映されていなかった。資産の状況が適切に台帳に反映されている状況とは言い難い。

資産台帳作成に当たって準用する秋田県財務規則には「所管する公有財産について取得、所管換、処分その他の事由に基づく異動及び変動があつた場合は、すみやかに記載内容を修正し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。」と規定されていることから、現状は、本規定に沿った対応が十分に行われていない状況にある。

まずは「資産台帳」の記載内容を総点検し、現状を適切に表した状態に更新することが必要である。さらに、今後同様の事案が生じないように、下水道工事一覧の作成と資産台帳への登録作業を同一担当者が実施する等、担当（業務内容）の見直しを行い、加えて、事後においても、更新漏れ等の不備を発見できるように、少なくとも、年に1度以上、現物確認（実査）を実施する等の防止策を講ずる必要がある。

<平成23年度発注 下水道工事>

発注課所	工事名	箇所名	工種 (工事)	完成日	金額 (千円)	登録 状況
仙北建設 部	秋田湾・雄物川流域下水道 工事（横手）	横手市 黒川字福柳	建築一 式	2011/ 12/16	34,744	×

<平成24年度発注 下水道工事>

発注課所	工事名	箇所名	工種 (工事)	完成日	金額 (千円)	登録 状況
仙北建設 部	秋田湾・雄物川流域下水道 工事（大曲）	大仙市 花館字上大 戸下川原	建築一 式	2012/ 12/14	8,224	×
仙北建設 部	秋田湾・雄物川流域下水道 工事（横手）	横手市 黒川字福柳	建築一 式	2013/ 8/30	10,659	×
仙北建設 部	秋田湾・雄物川流域下水道 工事（横手）	横手市 黒川字福柳	建築一 式	2013/ 7/31	8,923	×
北秋田建 設部	米代川流域下水道工事（鹿 角）	鹿角市 十和田錦木	建築一 式	2013/ 3/15	23,033	

<平成25年度発注 下水道工事>

発注課所	工事名	箇所名	工種 (工事)	完成日	金額 (千円)	登録 状況
仙北建設部	秋田湾・雄物川流域下水道工事(大曲)	大仙市 花館字上大戸下川原	建築一式	2014/7/10	5,064	×
北秋田建設部	米代川流域下水道工事(大館)	大館市 川口	建築一式	2014/3/13	45,675	

【指摘事項6】「設備台帳」の更新漏れ

下水道法で調製が義務付けられている「下水道台帳」の一部を構成する「設備台帳」について、対象地区を“臨海処理区”、工種を“電気工事”に範囲を絞った上で、直近3カ年の「下水道工事一覧」との突合せを実施したところ、以下の設備の登録漏れが発見された。

<平成24年度発注 下水道工事(更新漏れ箇所(下水道工事一覧より抜粋))>

発注課所	工事名	箇所名	工種 (工事)	完成日	金額 (千円)
秋田建設部	秋田湾・雄物川流域下水道工事(臨海)	秋田市向浜	電気	2013/3/15	64,982

本庁下水道課に確認したところ、これは、設備台帳システムへのデータ入力に徹底されていないことに起因するものとのことであった。

具体的には、台帳システムへのデータ入力は、各地域振興局で実施しており、各地域振興局の入力担当者のシステム理解が十分でなかったことから生じたものであった。

当該設備台帳システムは、平成21年度に導入されたものであり、システム化してから約5年経過しているが、設備の状況を適切に反映しているとは言い難い。

システムの導入は、それ自体が効果をもたらすものではなく、予定された利用方法に基づき適切な運用を行うことにより、はじめて効果をもたらすものであるから、システム導入後の利用者(地域振興局の担当者等)の育成が鍵となる。

したがって、「設備台帳」の登録状況の総点検に加えて、各地域振興局の担当者に対して、システムの運用方法等の周知を徹底し、適切な運用が図られるように本庁下水道課が指導・監督していく必要がある。

【指摘事項7】「設備台帳」の登録データの不備

下水道法で調製が義務付けられている「下水道台帳」の一部を構成する「設備台帳」について、臨海処理区の“設備機器一覧・センター電気”を査閲したところ、以下のとおり、登録データの不備が発見された。

これらの不備は、システム上、不完全なデータであっても登録できる仕様になっていること、及び台帳システムへのデータ入力、各地域振興局で実施しており、各地域振興局の入力担当者のシステム理解が十分でなかったことから生じたものである。

適切な台帳整備を行うためには、台帳登録時の運用方法を周知徹底する必要があるとともに、入力内容に不備がないことを確認し、定期的に現物確認（実査）を実施する等、事後検証の機会を設けるべきである。

機器番号の重複

機器番号が重複している事例が、3件発見された。

機器番号の設定目的は、台帳の正確性担保のため、また、固定資産実査を行う際に漏れなく、重複なく、カウントすること等が挙げられるが、これは機器番号が機器ごとに設定されることを前提とする。

したがって、1つの機器番号が複数の機器に割り当てられている場合には、上記目的を達成することは困難となり、適切な資産管理を行えない可能性が生じる。

機器番号	機器名称	目	節	設置場所	設置場所名称	運転開始年月日
010943020-01	監視制御コントローラ (1)	機械及び装置	電気設備	管理棟	電算機室	1998/4/1
010943020-01	シーケンス制御装置	機械及び装置	電気設備	管理棟	操作室	1987/4/1

機器番号	機器名称	目	節	設置場所	設置場所名称	運転開始年月日
010943020-02	監視制御コントローラ (2)	機械及び装置	電気設備	管理棟	電算機室	1998/4/1
010943020-02	汚泥処理監視制御コントローラ盤	機械及び装置	電気設備	汚泥棟	3F 監視室	2002/4/1

機器番号	機器名称	目	節	設置場所	設置場所名称	運転開始年月日
010943020-03	監視制御コントローラ (3)	機械及び装置	電気設備	管理棟	電算機室	2001/4/1

010943020-03	汚泥処理設備コントローラ盤	機械及び装置	電気設備	汚泥棟	2F 電気室	2002/4/1
--------------	---------------	--------	------	-----	--------	----------

機器番号の誤入力及び設置場所等が未入力

機器番号は 11 桁の数字で構成されており、機器番号付設要領に沿って、機器番号の設定が行われることになるが、以下のとおり、機器番号付設要領から逸脱した機器番号の資産が散見された。設置場所等の情報が未入力であり、台帳として不完全な状態である。

機器番号	機器名称	目	節	設置場所	設置場所名称	運転開始年月日
1	汚泥棟 No.1 引込盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
2	濃縮消化引込盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	汚泥棟 No.1 き電盤/No.1 変圧器 1 次盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
10	濃縮消化動力・照明分岐盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
11	濃縮消化母線 MCCB・照明変圧器盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
2	汚泥棟 No.2 き電盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
3	汚泥棟母線連絡盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
4	汚泥棟 No.1 動力変圧器盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
5	汚泥棟電灯き電盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
6	汚泥棟 No.1 動力変圧器 2 次盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
7	汚泥棟 No.1 動力分岐盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
8	濃縮消化 No.1 変圧器 1 次/No.2 変圧器 1 次盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
9	濃縮消化 No.1 変圧器盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	汚泥棟直流電源 1 盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	汚泥棟直流電源 2 盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	消化設備コントロールセンタ機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
2	浮上濃縮設備(1)コントロールセンタ機能	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	余剰ガス流量計	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入

1	汚泥処理設備プロセスコントロール機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
2	汚泥処理設備プロセスコントロール機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
3	浮上濃縮設備プロセスコントロール機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	汚泥処理設備 RIO(1)機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
2	第一濃縮消化設備 RIO 機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
3	汚泥処理設備入出力装置機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
4	第一濃縮消化設備入出力装置機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
5	浮上濃縮設備 RIO 機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	消化設備補助継電器盤	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
2	浮上濃縮設備（1）補助継電器盤機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	汚泥処理設備計装変換器盤機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
1	CRT 監視制御装置機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
2	CRT 監視制御装置機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入
3	浮上濃縮設備 CRT 監視制御装置機能増設	機械及び装置	電気設備	未記入	未記入	未記入

取得価額、完成図面番号等の基礎情報の入力漏れ

以下のとおり、取得金額、完成図面番号等の基礎情報が未入力の資産が発見された。基礎情報が未入力であり、台帳として不完全な状態である。

機器番号	規格	製造会社	製造年月日	製造番号	取得金額	完成図面番号
010943016-04	未記入	未記入	未記入	未記入	未記入	未記入

稼働状況に関する入力漏れ

以下のとおり、台帳上、稼働状況欄が未記入（空白）となっている資産が散見された。稼働状況欄に「10」と記載された資産は、現在稼働中であることを示し、空白のものは未稼働であることを示す。以下の資産は稼働状況欄が空欄であるが、本庁下水道課によると、実際には全て稼働中であり、未稼働の設備はないとの回答を得た。

機器番号	機器名称	目	節	設置場所	設置場所名称	稼働状況
010937100-02	真空遮断器(1号受電盤)	機械及び装置	電気設備	特高受変電所	電気室	未記入
010937100-03	接地開閉器(1号受電盤)	機械及び装置	電気設備	特高受変電所	電気室	未記入
010937100-04	接地開閉器付断路器(1号受電盤)	機械及び装置	電気設備	特高受変電所	電気室	未記入
010938024-03	1変圧器1次盤/2変圧器1次盤	機械及び装置	電気設備	機械濃縮棟	濃縮消化・電気室	未記入
010940036-01	直流電源2盤	機械及び装置	電気設備	汚泥棟	電気室	未記入
010941032-03	2-1-1返送汚泥ポンプ盤	機械及び装置	電気設備	水処理第1電気室	電気室	未記入
010941032-04	2-1-2返送汚泥ポンプ盤	機械及び装置	電気設備	水処理第1電気室	電気室	未記入
010941042-02	2-2系返送汚泥ポンプVVVF盤	機械及び装置	電気設備	水処理第1電気室	電気室	未記入

010942014-07	1 加温ボイラ燃焼ガス 流量	機械及び装置	電気設備	機械濃 縮棟	濃縮消 化・余剰 燃焼装置	未記入
010942020-13	2 主ポンプ吐出弁開度	機械及び装置	電気設備	管理棟	1F・ポン プ室	未記入
010942020-15	4 主ポンプ吐出弁開度	機械及び装置	電気設備	管理棟	1F・ポン プ室	未記入
010942021-01	1 プロウ吸込電油弁開 度計	機械及び装置	電気設備	第一ブ ロウ棟	B1F	未記入
010942021-02	2 プロウ吸込電油弁開 度計	機械及び装置	電気設備	第一ブ ロウ棟	B1F	未記入
010942026-11	2 ケーキホッパ重量	機械及び装置	電気設備	汚泥棟	1F	未記入
010942095-01	浮上濃縮装置汚泥濃度計	機械及び装置	電気設備	機械濃 縮棟	浮上濃 縮・B1F	未記入
010942095-02	混合濃縮汚泥濃度計	機械及び装置	電気設備	機械濃 縮棟	浮上濃 縮・B1F	未記入
010943010-07	管理本館 R10 盤 (3)	機械及び装置	電気設備	管理棟	電気室	未記入
010943015-02	浮上濃縮設備 R10(1)盤	機械及び装置	電気設備	機械濃 縮棟	電気室	未記入
010943032-15	2 系統生汚泥ポンプ現場 盤	機械及び装置	電気設備	水処理 管廊(1)	管廊	未記入
010943032-18	1 系余剰汚泥引抜現場盤	機械及び装置	電気設備	水処理 管廊(1)	管廊	未記入
010943032-37	2 系統 2 系列機械式攪拌機 -1 現場盤	機械及び装置	電気設備	水処理 管廊(1)	屋外	未記入
010943033-11	二次処理水移送ポンプ現 場盤	機械及び装置	電気設備	滅菌棟		未記入
010943034-22	消化汚泥ポンプ現場盤	機械及び装置	電気設備	機械濃 縮棟	汚泥棟管 廊	未記入
010943034-23	1 汚泥循環ポンプ現場 盤	機械及び装置	電気設備	機械濃 縮棟	濃縮消 化・消化 槽	未記入
010943034-25	1 濃縮槽汚泥掻寄機現 場盤	機械及び装置	電気設備	機械濃 縮棟	濃縮消 化・屋外	未記入
010943036-01	汚泥処理中継端子盤 1	機械及び装置	電気設備	汚泥棟	電気室	未記入

010943036-02	汚泥処理中継端子盤 2	機械及び装置	電気設備	汚泥棟	電気室	未記入
010943044-02	汚泥重力濃縮設備					未記入
010943044-06	1 濃縮消化補助継電器 盤(2)	機械及び装置	電気設備	機械濃縮棟	濃縮消化・電気室	未記入
010943100-05	LOG コントローラ(2)	機械及び装置	電気設備	管理棟	中央監視室	未記入

【指摘事項 8】管路に関する修繕履歴の取扱いについて

長寿命化計画策定の一環として、管路の修繕履歴に係る調査資料があるが、当該修繕履歴情報が管路台帳へ反映されていない。

下水道台帳は、下水道の維持管理の基本となるものである。以下に示した、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道維持管理指針」のとおり、効率的な維持管理や予防保全目的に修繕履歴等の情報を整備した維持管理台帳を作成すべきと考える。

< 下水道維持管理指針 公益社団法人日本下水道協会発行 >

(第 2 章下水道台帳 第 1 節 総説 2.1.1 台帳の意義【解説】(抜粋))

今後は、計画的に施設の状況を調査点検し、その結果に基づいて必要な清掃や修繕について、手法と優先順位を定めて対策を効率的に行うことにより、突発事故等を未然に防ぎ、かつ施設の延命化を目指す計画的維持管理が重要となる。そのためには、清掃、修繕、事故等の履歴を整備した維持管理台帳を作成することが効果的である。また、事故や通報等の情報により、維持管理上弱い個所や注意すべき個所について、事前対策や点検頻度を多くすることが、予防保全になる。道路陥没等の事故は、供用開始後、時間が経つに従い多くなることから、できるだけ早い時期から事故履歴情報を整理分析することが事故発生の予防につながる。

(注) 下線は監査人が加筆

【指摘事項9】固定資産の機器番号による管理について

現在、固定資産は、設備台帳上の機器番号ではなく、機器名称で管理されている。

固定資産を管理する際は、一般的に、機器番号を付して、機器番号により管理を行うケースが多い。これは、実査時のカウント漏れやカウントミスを防ぐことができるとともに、台帳を更新する際に、更新箇所を容易に把握できるからである。

秋田県では、機器番号による管理がなされていないが、一方で、同一資産が複数存在する場合には『No.1 』といったように機器名称の先頭に No.を付して対応している。この場合、仮に 1 台しか保有していなかった固定資産を追加でもう 1 台取得した場合、追加で取得した資産には『No.2 』として台帳に記載することになるが、既存の資産についても、それまで No.を付していないことから、台帳上、機器名称の先頭に No.を振る必要が生じ、台帳の更新作業が煩雑となる。また、そのような煩雑な作業に起因し、台帳の更新漏れのリスクまたは実物の名称更新漏れのリスクが機器番号により管理した場合に比べて、相対的に高いことが考えられる。

したがって、そのようなリスクを低減するために、機器番号による管理を実施すべきである。

< 固定資産登録（例） >



同一資産が複数存在する場合には、機器名称の前に No.が付される。

【意見9】下水道台帳のデータ集約化とシステム化について

下水道台帳の作成指針の1つである「下水道台帳の調製について」(昭和53年7月19日付都下企発第73号建設省都市局長通知)には、「下水道台帳は下水道の維持管理の基本となるものであるとともに、苦情処理、他の事業者等との協議、災害時などにおいて必要となる情報の収集等に役立てるために作成するもの」との記載がある。下水道台帳が、下水道法及びその他関連諸法令にて定められた記載事項を網羅することは当然のこととし、下水道事業の経営に資する情報を提供するものであることを示唆している。

現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。

下水道台帳に全ての資産情報が集約されていないのは、【指摘事項3】で記載したとおり、一部の処理区について、資産台帳の管轄部署が地域振興局建設部ではなく、下水道特別会計外の総務企画部となっていることにも原因がある。下水道財産に係る情報が建設部に集約されていないため、建設部では、下水道財産全体の状況を把握しづらい環境にある。全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。

また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考ええる。

より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつなげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。

なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。

3. 設備投資計画

(1) 設備投資計画の概要

設備投資計画は、新規投資計画と更新投資計画の2つに区別される。

新規投資計画

新規投資は、流入水量・発生活泥量の実績及び見込をもとに策定された新規投資計画に基づき決定される。

新規投資は、流域下水道処理施設への生活排水処理機能の集約化に伴う処理場の新設及び当初計画では流域下水道処理区域以外であった区域に係る汚水処理施設や汚泥の広域共同処理施設の新設に係るものであり、将来人口推計も加味し、流入水量及び発生活泥量を見込んだ上で、計画を策定している。

更新投資計画

更新投資は、主に施設の健全度判定結果等をもとに策定された長寿命化計画に基づき決定される。

更新投資の根拠となる長寿命化計画は、計画期間を5ヵ年（平成25年度～29年度）とし、健全度判定結果にて、健全度¹⁵が2以下の場合、または、健全度が2超であったとしても主要機器と同時更新の方が効率的な場合に、改築（全部または一部）等の方針を定め、計画的な改築を検討するために策定する計画である。

なお、管路については、最も古い臨海処理区においても事業開始から32年が経過したところであり、法定耐用年数（50年）を超過する資産がないことから長寿命化計画の対象から除外されている。

< 設備投資計画 >

【単位：百万円】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
新規投資	184	189	200	640	1,975	1,870	2,044	0	0	0	0	7,102
更新投資 ¹⁶	1,854	1,526	2,902	3,438	4,246	3,643	4,637	4,321	3,611	3,012	981	34,171
合計	2,038	1,715	3,102	4,078	6,221	5,513	6,681	4,321	3,611	3,012	981	41,273

上表のとおり、設備投資計画の多くが更新投資に係るものである。管渠やポンプ場の整備は完了しているため、新規投資は、臨海処理センター及び大館処理センターの水処理施設（処理場）と、大館処理センター及び大曲処理センターの汚泥処理施設（処理場）のみ

¹⁵ 健全度とは、改築の必要性を判断する際の指標であり、詳細調査によって得られた劣化状況等から客観的に判定し、数値化したものである。なお、健全度が2の場合、「著しい劣化がみられる状態」を表す。詳細は、次ページの（参考）健全度判定方法を参照。

¹⁶ 長寿命化計画は5ヵ年計画であるため、H30以降の数値については、長寿命化計画策定の際の機能診断結果及び過年度情報に基づく予測値に基づくものである。

であり、新規投資の比重は更新投資に比べて低い。

なお、平成 29 年度～平成 31 年度にかけて、新規投資額が大幅に増加するのは、主に臨海処理センターの水処理施設工事に係るものである。当該投資は、秋田市単独公共下水道八橋処理区を流域関連公共下水道に変更し、八橋処理区の汚水を流域下水道で処理することで、既存の八橋終末処理場の汚水処理施設を廃止するものであり、そのために臨海処理センターの処理機能を増強するものである。平成 32 年度～平成 35 年度にかけては、現時点において、新規投資案件がないため、投資額はゼロとなっている。

(参考) 健全度判定方法

(1) 健全度の基本的な考え方

詳細調査によって得られた劣化状況等を客観的に判定し、改築の必要性を判断するため、長寿命化計画手引きに基づき「健全度（5段階）」を用いて評価を行う。健全度は、詳細調査における調査判定項目毎に判定基準を設定し算出するものとする。

健全度評価区分については原則次のとおりとする。

- ・長寿命化対策検討対象外設備 : 設備単位で健全度評価
- ・長寿命化対策検討対象設備 : 設備単位及び主要部品単位で健全度評価

(2) 健全度の判定区分と措置方法

次表に設備単位及び主要部品単位の健全度判定区分と措置方法の定義を示すが、基本的な判定基準の考え方は次のとおりとする。

- ・健全度 5 : 設置当初の問題ない状態
- ・健全度 3～4 : 健全度 5 及び 2 の中間的な状態
- ・健全度 2 : 著しい劣化がみられる状態
- ・健全度 1 : 動かない状態、故障中の状態

設備単位の健全度判定区分と措置方法

判定区分	運転状態	措置方法
5 (4.01～5.00)	設置当初の状態、運転上、機能上問題ない。	措置は不要。
4 (3.01～4.00)	設備として安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	措置は不要。部品交換等。
3 (2.01～3.00)	設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態。機能回復が可能。	部品交換等の長寿命化対策により機能回復する。
2 (1.01～2.00)	設備として機能が発揮できない状態。機能回復が困難。	精密点検や設備の更新等、大きな措置が必要。
1 (1.00以下)	動かない。機能停止。	設備の更新等、大きな措置が必要。

主要部品単位の健全度判定区分と措置方法

判定区分	運転状態	措置方法
5 (4.01～5.00)	部品として設置当初の状態、運転上、機能上問題ない。	措置は不要。
4 (3.01～4.00)	部品として機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	措置は不要。要観察。
3 (2.01～3.00)	部品として劣化が進行しているが、部品の機能は確保できる状態。機能回復が可能。	部分補修により機能回復する。
2 (1.01～2.00)	部品として機能が発揮できない状態で、設備としての機能への影響がでている。機能回復が困難。	交換が必要。
1 (1.00以下)	著しい劣化。設備の機能停止。	ただちに交換が必要。

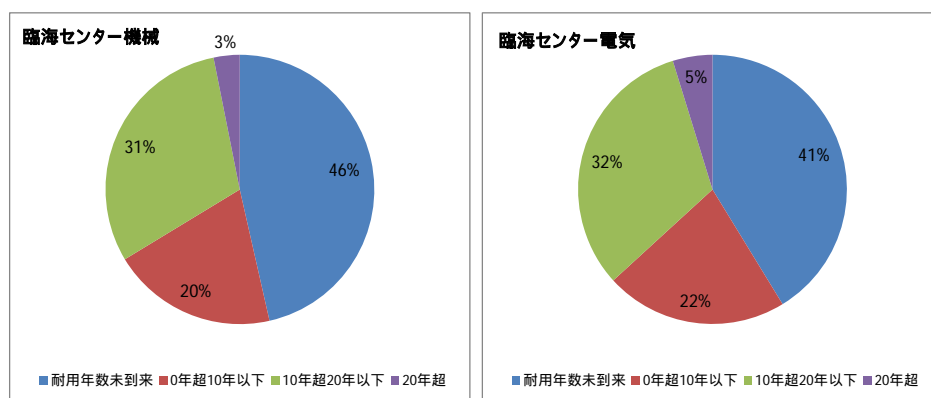
出典) 長寿命化計画手引き

【意見10】設備投資計画の精緻化について

長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。

保有する償却資産のうち、どれだけが耐用年数到来済みかを把握するために、事業開始年度が最も古い臨海処理区の処理センターにおける機械及び電気設備をサンプルとして、設備台帳より償却済固定資産の割合を算定したものが下図である。

償却済固定資産の割合



これによると、半数以上の資産が既に法定耐用年数が到来済みになっていることが分かる。この事実は、法定耐用年数が到来した後もメンテナンスにより施設を維持していると捉えられる一方で、必要な更新投資が行われていないとも捉えられる。

秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。

今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度合を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考えられる。

4. 未利用財産

下水道課に照会したところ、下水道事業特別会計で有している未利用財産は、下表の土地のみであり、その面積は全体で 31.89ha である。

処理場用地は、当初の全体計画をもとに必要な用地を計画時点で全て取得したが、人口減少により、当初の計画に反して処理水量が減少し、それに伴い全体計画が変更されたため、未利用地が発生した。

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道				米代川流域下水道			秋田県
処理区名		臨海	大曲	横手	小計	大館	鹿角	小計	合計
敷地面積	ha	44.41	7.80	6.40	58.61	6.16	3.80	9.96	68.57
整備済面積	ha	21.13	5.45	4.32	30.89	3.56	2.23	5.79	36.68
整備率	%	47.6%	69.8%	67.5%	52.7%	57.8%	58.7%	58.1%	53.5%
未利用地	ha	23.28	2.36	2.08	27.72	2.60	1.57	4.17	31.89
今後利用予定面積 ¹⁷	ha	20.13	1.94	1.22	23.28	0.69	1.03	1.72	25.00

< 臨海処理区の浄水場における未利用地 >



¹⁷ 臨海処理センターの今後利用予定面積には、秋田市八橋処理区統合に伴う流入水量増への対応として、3系水処理分が含まれている。大館処理センターに建設予定の「県北地区広域汚泥処理施設」については、整備面積が未定のため、今後利用予定面積には含まれていない。

【意見 1 1】未利用資産の把握の状況について

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」も、【指摘事項 7】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項 7】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的を実施すべきである。

【意見 1 2】未利用資産の活用について

未利用地の今後の活用方法として、流域下水道処理施設への生活排水処理機能の集約化を進めており、それに伴う処理場の新設及び当初計画では流域下水道処理区域以外であった区域の汚水処理のための施設や汚泥の広域共同処理施設の新設の際に活用することを計画している。

ただし、当該計画を実行した場合であっても未利用地の全てを活用するには至らないため、引き続き、未利用地の活用方法を検討する必要がある。

第8 入札契約事務

1. 入札契約事務の概要

(1) 契約の方法

地方自治体が売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合、その契約の方法は、主に、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類に分類できる（地方自治法第234条¹⁸）。

このうち自治体の契約方法の原則ともいえる方法が「一般競争入札」である。

これ以外の契約方法を採用するのは、例えば「指名競争入札」の場合ならば比較的少額の契約であって、契約までの期間短縮効果を重視すべき場合など、一定の理由のあるときに限られている¹⁹。また、「随意契約」は、特に少額の契約の場合であるとか、競争の余地がない、または競争になじまないなど、特に限定された契約の場合にのみ採用できる方式である²⁰。

これらの契約の方法の概要、長所、短所と、秋田県における取扱いは以下のとおりである。

一般競争入札

概要（定義）	公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。
長所	・機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性及び経済性を最も確保することができる。

¹⁸ 地方自治法（契約の締結）

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。（第3項以下省略）

¹⁹ 地方自治法施行令（指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

²⁰ 地方自治法施行令（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（第3号以下省略）

短所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約担当者の事務上の負担が大きく、経費が増加する。 ・ 不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。
----	--

秋田県においては、「個別の契約の性質または目的により入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認める場合には、一般的な参加資格のほかに更に参加資格を定めることができる」とされた地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 を受けて、必要に応じて参加資格を設定した条件付一般競争入札としている。

指名競争入札

概要（定義）	地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式である。
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札と比較して不良・不適格業者を排除できる。 ・ 契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。
短所	・ 指名される者が固定化する傾向があり、一般競争入札と比較して談合が容易である。

秋田県においては、秋田県財務規則²¹にてなるべく 5 名以上の参加者を指名するよう定められており、競争性の確保に配慮している。

なお、下水道事業について言及すれば、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で下水道工事、委託ともに指名競争入札は行われていない。

随意契約

概要（定義）	地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定することから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定できる。 ・ 契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与する。
短所	・ 地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格となるおそれがある。

²¹秋田県財務規則（入札者の指名）

第 169 条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、入札に参加する者をなるべく五人以上指名しなければならない。

秋田県の建設工事では、以下の場合に限って随意契約できる旨が定められている。

建設工事等における随意契約の取扱いについて（抜粋）

第3 令 167 条の2 第1 項各号の規定は、次に掲げるものであるが、第2 号及び第5 号から第7 号までについては「秋田県建設工事請負契約等における随意契約のガイドライン（平成元年3 月22 日 監 - 2306）の例示を参考に、第2 の規定に留意して行うこと。

第1 号「秋田県財務規則第 171 条第1 項で規定する予定価格が 250 万円（測量、地質調査、工事設計及び工事監理事務については 100 万円）を超えないものをするとき」

第2 号「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」

第5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

第6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」

第7 号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」

第8 号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」

第9 号「落札者が契約を締結しないとき」

なお、第1 号に記載された金額の基準は、地方自治法施行令第 167 条の2 及び別表第五に準じて設定されていた標準的な基準であり、秋田県が個別の事情を勘案して設定したものではない。

（2）入札に関連する基本的な制度の概要

予定価格

予定価格とは、国や地方公共団体が契約を締結する際に、競争入札や随意契約に付する事項の価格について、契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない（予算決算及び会計令第 79 条、第 99 条の5）見込価格をいう。

予定価格を超えた契約は認められないことから、地方公共団体側の予算執行の上限額としての性格を持つ。

予定価格の積算方法は、各地方公共団体の財務規則等により定められるものである。

予定価格の作成に当たっては、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して、適正に定められるべきものである。

県の財務規則では、予定価格について以下のように定められている。

< 秋田県財務規則 >

(予定価格)

第 159 条 一般競争入札に付する事項については、その予定価格を定め、予定価格調書を作成して封書にし、開札の際これを開札場所に置く。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定める。ただし、単価について契約しようとするときは、単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格を定める場合においては、当該物件、工事又は役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮する。

最低制限価格制度・低入札価格調査制度

ア) 制度の概要、下水道事業における制度の整備の状況

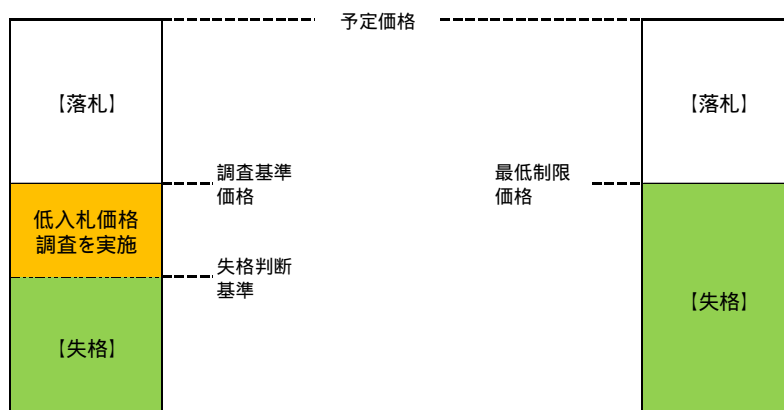
最低制限価格制度とは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者は失格とし、最低制限価格以上の価格を持って申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。

これに対して、低入札価格調査制度とは、ある一定の価格（調査基準価格）を下回る入札があった場合に、積算内訳書の内容を調査することで、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための制度である。低入札価格調査は、低入札価格調査の対象者全ての資格確認を行った後で、報告書の提出を受けて実施する。

秋田県では、原則として 4 千万円以上の案件につき低入札価格調査を適用できることを定めており、下水道事業においても同様である。低入札価格調査制度を適用しない案件には、最低制限価格制度が適用される。

< 低入札価格調査制度のイメージ >

< 最低制限価格制度のイメージ >



< 秋田県低入札価格調査取扱要綱（抜粋） >

（適用対象工事）

第1条の2 この要綱の規定は、建設工事の競争入札のうち請負対応額が4千万円以上又は総合評価落札方式による入札に適用するものとする。ただし、請負対応額が4千万円を下回る工事であっても、契約担当者が特に必要があると認める場合には、この要綱の規定を適用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、工期上の理由等により必要があると認められるときは、この要綱の規定を適用しないことができる。

イ) 下水道事業における低入札価格調査制度の運用の状況

低入札価格調査は、まず下水道課または地域振興局が積算根拠資料の調査や最低価格入札者へのヒアリング等を行い、その後に審査委員会（知事契約分：部局入札審査会、振興局長等契約分：地方入札審査委員会）が落札者として妥当かどうかを判断する。

審査委員会は建設部または各地域振興局の役職者が担当する。審査委員会の判断に際しては、低入札価格調査の対象者を失格とする場合、及びその他必要と認めた場合は外部有識者が委員となっている“入札制度適正化推進委員会”の意見聴取が行われることとなっており、恣意的な運用はできない仕組みとなっている。

県の下水道工事について言及すれば、平成23年度から平成25年度までの3年間で低入札価格調査の対象となったものは、平成23年度に1件、平成24年度に1件、平成25年度はゼロ件であり、このうち、失格とされ、契約に至らなかった案件はなかった。

なお、4千万円以上の工事は全て対象としており、恣意的に低入札価格調査を行わなかったということはなかった。

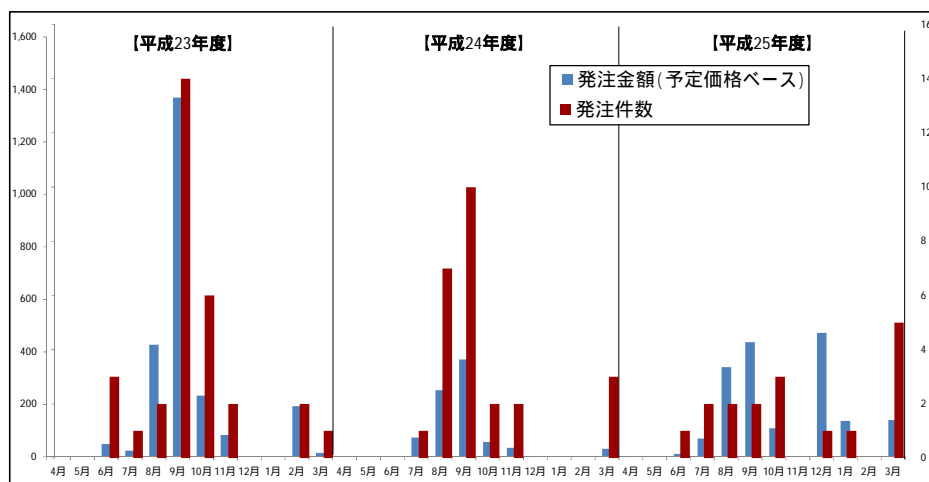
2. 工事の発注時期

公共工事は、議会で議決された予算の枠内で、会計年度に発注される。

一般的には、前年度の3月の議会で予算が議決され、その後新年度入りした4月から発注の準備を始めることが多いため、発注は年度の半ばから後半に集中する傾向にある。

平成23年度から平成25年度までの3年間において、下水道工事の年度ごとの発注時期と発注額・発注件数の推移を調査したものが下図である。秋田県では、年度の後半よりも年度の半ばに発注が集中する傾向にある。

<平成23年度～平成25年度の発注額・発注件数の推移>



なお、毎年度3月にも多数の発注があるが、これは、工事発注に先立ち実施されていた業務委託において、設計条件の見直し等により設計成果の取りまとめが年度後半となり、工事の発注が3月となったこと等を理由とするものであり、いわゆる予算の使い切りのための不要な工事を実施していたものではない。

【意見13】工事の発注時期の前倒しについて

秋田県では、積雪の影響により、冬場の工事は、春～秋の工事と比較して作業効率が低下し、それに伴うコストが増加しがちであることを踏まえると、発注時期が8月から9月に集中する（すなわち、実際の工事が冬にまたがって施工される）現状は、経済性の観点から最適ではないと考えられる。

したがって、現状8月から9月に集中する発注時期を4月から7月に前倒しすることが望ましい。

現状において4月から7月に発注がほとんどないのは、予算が3月の議会で議決されてから発注の準備を開始しているためである。予算要求の段階で来年度に確実に工事の発注が見込まれる案件については、予算要求と並行して、前年度から発注作業に取り掛かり、4月から7月の発注量を増加させることが望ましい。

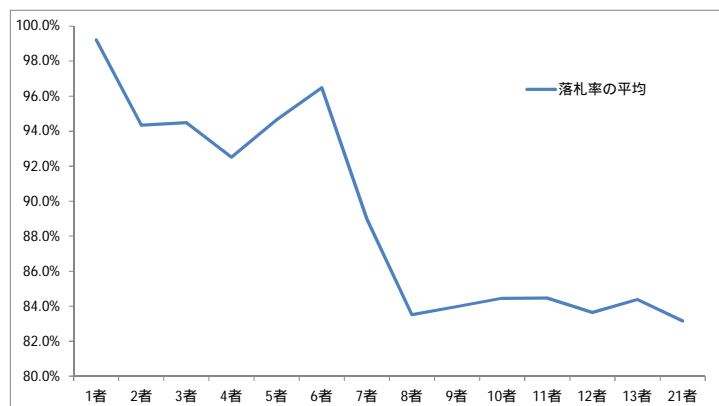
3. 1者入札の取扱い

(1) 1者入札と落札率の関係

一般競争入札は、広く公告して入札希望者を募集することから募集段階で競争性が確保されるため、入札参加者が1者であろうと、入札は有効と取り扱われる。

しかし、一般的に1者入札の落札率は、複数の参加者が入札する案件の落札率と比較して、高くなる傾向にある。実際に、秋田県の下水道工事においても下図のとおり1者入札は落札率が最も高い。

< 入札者数と落札率の関係 >



(2) 秋田県での1者入札に対する取組み

秋田県では、平成21年6月1日に秋田県建設交通部長名で「建設工事における条件付き一般競争入札で、入札参加者が1者のみであった場合の取扱いについて(通知)」を発出し、一定の要件を満たす入札案件は1者入札を認めないことができる旨を定めている。

< 建設工事における条件付き一般競争入札で、入札参加者が1者のみであった場合の取扱いについて(通知)(抜粋) >

このことについて、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱(平成19年3月29日建管-2422)により、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として入札を執行するものとしていますが、競争性の確保の観点から次の場合は1者入札を認めないことができることとしましたので通知します。

なお、各部局長等にあつては、関係各課所長に周知して下さるようお願いいたします。

1 1者入札を認めないことができる対象工事(ただし、地域要件に県外を含める(JVの場合は代表者の地域要件)など、競争性の確保を最大限に考慮した発注の場合はこの限りでない。)

(1) 特定建設工事共同企業体に発注する工事

理由: JVの結成数によっては、競争性が確保されない恐れがあるため。

(2) 鋼構造物工事や機械器具設置・電気等の設備工事で1者入札が頻繁に発生している工種の工事

理由: 応札可能業者が著しく限定される工事内容であるため。

(3) 総合評価落札方式による入札

理由: 競争性を確保し、品質向上を図るため

2 1者入札を除外する方法

(1) 契約担当者は上記第1項に該当し、競争性の確保が懸念される場合には、あらかじめ入札公告に1者入札を認めない旨を記載することができる。

(2) 1者入札を除外する場合は、入札公告文を次のとおり変更する。

【入札書等の提出等 () その他 部分】

入札参加者が1者であった場合は、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第10条第3項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。

入札公告文に発注概要書が含まれる場合は、当該発注概要書のその他の事項欄に、上記部分を再掲すること。

3 上記第1項に該当し、分離・分割工事を発注する場合

中小建設業者の受注機会の確保対策について(建管-228、平成15年4月18日付け、秋田県建設交通部長通知)を準用し、条件付き一般競争入札において分離・分割工事を発注する場合は、1の工事の落札候補者となり、他の工事の入札に参加できない者を除いた結果、入札参加者が1者となった場合においても上記第2項と同等の措置を執ることができるものとする。

4 入札の執行を取り止めた場合の対応

契約担当者は、入札の執行を取り止めた場合、競争性の確保及び優先的県内発注に留意しながら、入札参加要件(地域要件の拡大等)の見直しなどにより出来る限り速やかな工事の発注に努めることとする。

(下線部は監査人が加筆)

しかし、平成 25 年 8 月からの大雨による被害を受け、災害工事需要が急激に高まったことから現場労働者の不足が生じ、下水道工事の 1 件当たり入札者数は、下表のとおり、平成 23 年度は 5.8 者、平成 24 年度は 6.1 者あったものが、平成 25 年度（11 月 4 日まで）には 3.1 者に大きく減少した。

< 下水道工事案件数とそれに対する入札者数の推移 >

	年間の工事案件数	工事の入札者数	1 件当たりの入札者数（ ÷ ）
平成 23 年度	31	181	5.8
平成 24 年度	25	153	6.1
平成 25 年度 （11 月 4 日まで）	10	31	3.1
平成 25 年度 （11 月 5 日以降）	7	19	2.7

このように入札参加業者数が減少したため、1 者入札を従来どおり除外していたのでは円滑な工事の実施が困難となる懸念があったことから、1 者入札も認めていく必要が生じた。

そこで、施工確保の観点から、平成 25 年 11 月 1 日に秋田県の建設政策課と技術管理課発出の「今後の施工確保対策について」にて、1 者入札を除外する取扱いを一時的に取りやめる旨が示された。

< 今後の施工確保対策について（抜粋） >

1 現状と課題

県では、これまでも工事の適正な品質確保に向けた施工の推進に努めてきたが、県民の安全・安心のため、頻発する自然災害からの迅速な復旧工事が求められる中で、今後の発注状況によっては、配置予定技術者や技能者など現場の労働者不足が生じ、計画に沿った円滑な工事の施工が困難となることが懸念されている。

東日本大震災発生に当たっても被災地域を中心とした施工確保対策が講じられてきたが、今回の豪雨災害等を踏まえ、本県独自の施工確保対策を実施する。

2 今後の施工確保対策と実施予定

（中略）

(2) 入札不調案件等への対応 【緊急措置】

1 者入札の取扱いの変更（11月5日予定）

鋼構造物工事等、JV、総合評価落札方式においても1者入札を認める。

再度入札時の指名競争入札の活用（11月中旬～下旬）

入札不調の場合には、指名競争入札による再度入札を認める。

(3) 発注ロットの大型化（11月中旬～下旬） 【緊急措置】

災害復旧工事等においては、経済対策としての「分離・分割発注の徹底」の原則にかかわらず、発注ロットの大型化を認める。

(4) 発注の平準化の推進（12月上旬） 【緊急措置】

企業の手持ち工事、技術者等に配慮した適切な工期設定等による発注の平準化の推進に努める。特定の時期に発注が集中しないよう配慮する。

【緊急措置】については、平成25年度の特例措置として実施²²。

²² 「今後の施工確保対策について」は、平成26年3月24日発出の「円滑な工事实施のための施工確保対策の実施期間の延長について（通知）」にて、平成26年度においても引き続き同様の取扱いとする旨が示されている。

【意見14】1者入札に対する取組みについて（再入札の回避）

「建設工事における条件付き一般競争入札で、入札参加者が1者のみであった場合の取扱いについて（通知）」に基づき、1者入札だったために入札の執行を中止した場合には、仕様や地域要件を見直して再入札を実施する。

ただし、一般競争入札は、公告、資格審査、入札、開札、契約の締結という一連のプロセスを法令等に則って実施する必要があり、公告を伴わない指名競争入札や随意契約よりも手続きが煩雑となる。

したがって、このような再入札を実施することは、契約担当者の事務負担を大きくするだけでなく、経費の増嵩をきたすおそれがある。

平成24年度では当該通知の適用は無かったが、平成25年度（11月4日まで）²³では契約に至った10件の案件のうち、2件が入札をやり直した上での契約であった。

なお、再入札して契約締結した2件のうち、1件は地域要件を緩和することで、1件は時期を変更して入札を実施することで契約に至った。

1者入札が起こる理由として、以下の4点が考えられる。

- ア 入札に参加しうる業者の地域要件を県内に限定しているため。
- イ 業者の事務所が集まる都市部から遠く離れた地域の小さな案件などは、多くの業者にとって魅力が無いため。
- ウ 随意契約から一般競争入札に移行したが、その後も随意契約の相手方だった特定の業者しか入札に参加しないため。
- エ 極めて高度な品質を要求したことなどにより、もともと仕様の品質を満たす業者が1者しか存在しないため。

秋田県の下水道工事で1者入札が起こるのは、ア（県内業者に限定する条件）が主な要因であると考えられる。

1者入札になった場合に入札を中止して、その後要件を緩和することで1者入札を回避できるのであれば、当初から緩和した要件で発注すべきである。参加業者が1者となった場合に入札を取りやめる運用は、経費の無駄であることに加えて、入札業者に対しても積算を行うコストをかけさせてしまっている。そのため、「建設工事における条件付き一般競争入札で、入札参加者が1者のみであった場合の取扱いについて（通知）」を運用するに当たっては、その通知が適用となる1者入札自体を要件緩和によりできる限り減少させることが望ましい。

²³ 「今後の施工確保対策について」は11月5日以降の工事に適用されたため、それ以前の工事については1者入札を認めない取扱いが継続しており、1者入札による再入札案件が発生した。

【意見 15】県内業者に限定する地域要件付き入札の今後の運用について

ア) 競争性確保の視点からの意見

地方自治法第 2 条第 14 項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められており、地方公共団体における調達是一般競争入札によることが原則とされる。

秋田県の下水道工事においては、上記のとおり、地域要件を県内業者に限定することにより 1 者入札となり、競争性が確保されないと判断される案件が生じている。競争性を確保する観点からは、県内業者に限定することなく、地域要件を広く設定することが望ましい。

地域要件などの条件付き一般競争入札を実施する場合の入札参加業者数は、指名競争入札に係る基準に準ずるとされている（秋田県建設工事入札制度実施要綱第 14 条の 2）。しかし、秋田県の下水道工事における現状の運用は入札参加可能な県内業者数とその基準に満たない場合であっても、入札は実施されている。

県内業者に限定する地域要件は、競争性確保の観点から、できるだけ設定しない方が望ましい。設定する場合には、参加可能業者数の基準を改めて設けて、厳格に運用するなど、競争性の確保に配慮することが望ましい。

イ) 県内業者育成及び雇用対策の視点からの意見

秋田県の有効求人倍率は平成 26 年 8 月時点で 0.92 倍（全国平均は 1.10 倍）であり、雇用対策は秋田県の課題の 1 つである。

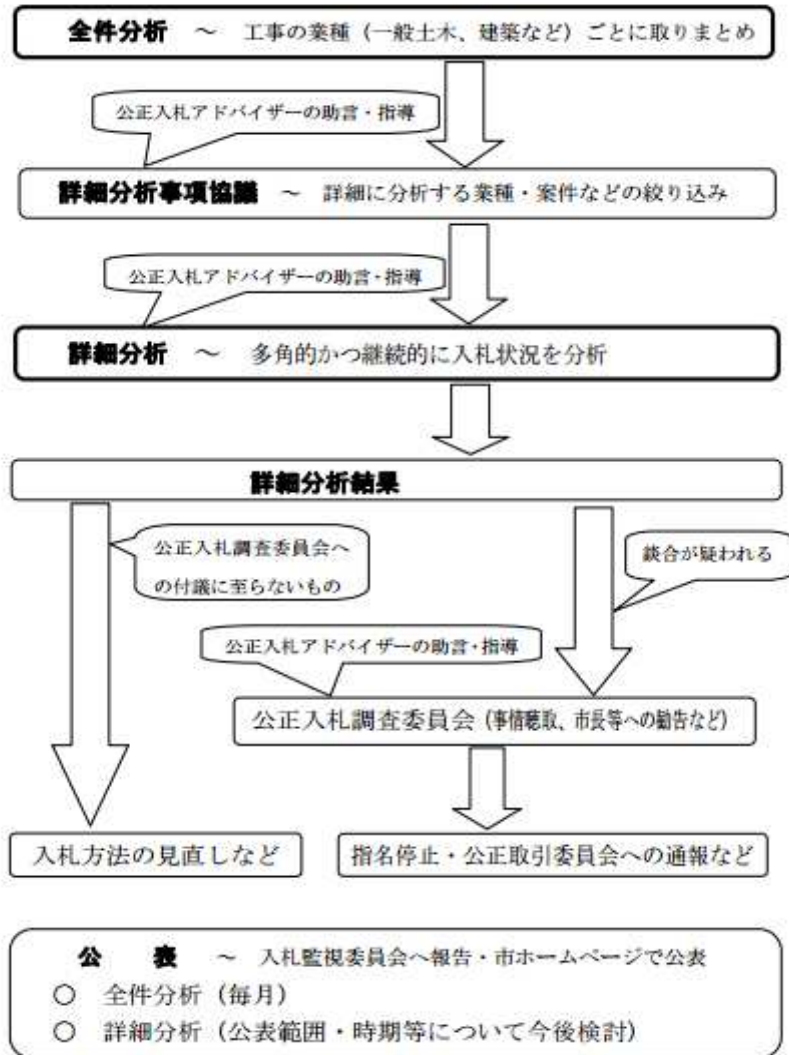
県内業者に限定する地域要件の設定は、県内業者の育成と雇用対策という視点からはメリットがある。

ただし、1 者入札となった場合には、競争性が保たれていたかどうかを事後的に検証し、説明責任を果たす意味からも、結果を公表することが望ましい。

なお、具体的な検証方法は、次図に示した名古屋市の事例が参考になる（1 者入札に限定せず入札制度全般を検証した事例である）。名古屋市では、毎月、工事の業種ごとに参加者数、落札率等を取りまとめ、詳細に分析する業種・案件を絞り込んだ上で、入札に不自然な状況がないかを分析している。また、横須賀市では入札監視委員会という組織が入札結果等を分析した上で 2 年に一度入札制度に対する意見書を提出している。

< 名古屋市の入札監視事例 >

常時監視のフロー



（出典：名古屋市ホームページ）

4. 処理場の維持管理の指定管理制度の運用

(1) 処理場の指定管理の概要

流域下水道事業では、処理場の維持管理について、平成 21 年度から指定管理者制度を採用している。指定管理の期間は 1 期目は 3 年間であり、現在は、2 期目（5 年間）の運用に入っている。

<平成 21 年度から平成 23 年度の処理場の指定管理の概要>

処理区	指定管理の期間	指定管理料 (平成 23 年度までの 3 年間の合計)	指定管理者	公募時の 応募者数
大館処理区 鹿角処理区	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	683,403 千円	株式会社県北環境保全センター	1 者
臨海処理区	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	2,506,421 千円	東北環境管理株式会社	1 者
大曲処理区 横手処理区	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	1,020,644 千円	株式会社県南環境保全センター	1 者

<平成 24 年度以降の処理場の指定管理の概要>

処理区	指定管理の期間	指定管理料 (平成 26 年度までの 3 年間の合計)	指定管理者	公募時の 応募者数
大館処理区 鹿角処理区	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	692,626 千円	株式会社県北環境保全センター	1 者
臨海処理区	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	2,675,279 千円	東北環境管理株式会社	1 者
大曲処理区 横手処理区	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	1,091,240 千円	株式会社県南環境保全センター	1 者

(2) 指定管理者制度を導入したことによる費用削減効果

平成 21 年度に指定管理者制度を導入したことにより、下水道事業単体では 207,247 千円の費用削減効果（主に、人件費の圧縮）があったとされている。

しかし、下水道事業会計だけでみれば人件費が圧縮されているが、当該職員は庁内で異動し他業務を処理しているため、県全体の削減効果を考える上では当該職員の人件費は直接的には考慮せずに把握すべきである。

そこで、人件費の削減効果を除いて費用削減効果を再計算すると、61,458 千円程度であった。

< 指定管理者制度導入による費用削減効果 >

	H20	H21	差額	増減理由
人件費	145,788 千円	0	145,788 千円	処理場の管理のための人員が減少
光熱水費	437,842 千円	21,975 千円	415,867 千円	処理場の光熱水道費が県負担から指定管理者の負担となったため減少
委託料	916,054 千円	1,443,631 千円	527,577 千円	委託から指定管理者となり、業務の範囲が広がったため増加
消耗品費	130,205 千円	2,345 千円	127,860 千円	処理場の消耗品費が県負担から指定管理者の負担となったため減少
修繕費	61,818 千円	16,510 千円	45,309 千円	処理場の修繕が県負担から指定管理者の負担となったため減少
合計	1,691,707 千円	1,484,460 千円	207,247 千円	-

(3) 指定管理者の選定過程について

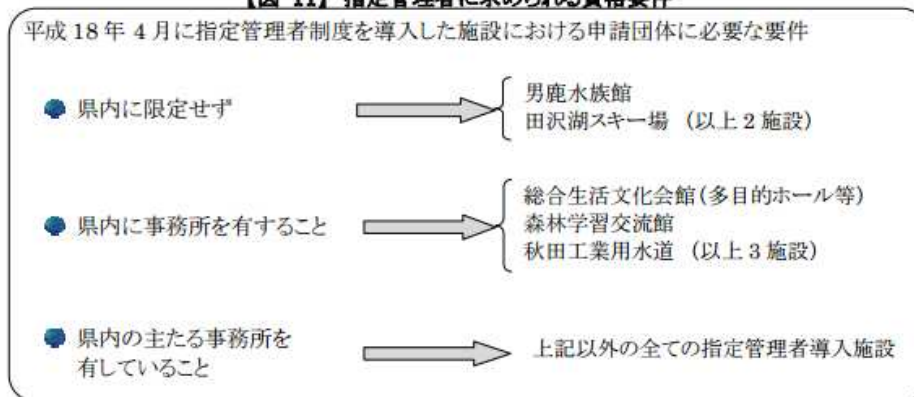
秋田県の平成 21 年度の包括外部監査では「指定管理者制度の運用状況について」をテーマとして、以下の意見が報告されている。

<平成 21 年度秋田県包括外部監査報告書(抜粋)>

指定管理者の資格要件の限定の排除（監査の意見）

秋田県では、申請をする団体に必要な資格として、一部例外（男鹿水族館、田沢湖スキー場）を除いて、「県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。」又は「県内に事務所を有する法人その他の団体であること。」を要件とし、その旨、募集する際の募集要項に記載している。このように資格要件を限定することは、指定管理者選定における競争性を下げおそれがある。

【図 11】 指定管理者に求められる資格要件



このように、秋田県は一部例外を除いて指定管理者の資格要件として「県内に（主たる）事務所を置く法人その他の団体であること」としている。秋田県は、このような資格要件を設けている理由として 1) 県内産業の育成、2) 県内雇用の確保、及び 3) 迅速な連絡調整の確保の 3 つをあげている。しかしながら、これらの目的を達成するためには県内に事務所を置くことが絶対条件というものではない。これら 3 つの目的を達成したいのであれば、資格要件を限定するのではなく指定管理者を評価する際の評価項目の中でこれら 3 つの目的の達成可能性を評価すれば良いと考える。いずれにしても、資格要件を限定することによって選定における競争性が阻害される可能性は否定できない。今後、指定管理者を募集する際には、指定管理者選定における競争性を高めるために可能な限り県内に（主たる）事務所を置く法人その他の団体といった資格要件を設けないことが望ましいものと思われる。

また、平成 24 年度の包括外部監査報告書でも、工業用水道事業における指定管理者制度について一部触れられている。

<平成 24 年度包括外部監査報告書(抜粋)>

現在の指定管理者を務めている業者について、秋田県による評価結果（秋田県ホームページにて公開されている「秋田工業用水道の管理運営状況等評価結果について」）を見ると、アンケートによる利用者からの評価は良くなってきている。また、通常の運転管理面では原水の高濁度時も含め、浄水処理は良好に行なわれているものの、設備事故などの緊急時対応では、まだ改善の余地があるとの考えから、秋田県側と更なる技術情報共有を図る必要があるとも記載されている。このような要望事項に応えることのできる企業が他にあるかも知れない。1 社入札が全て悪いというわけではないが、やはり 1 社の提案内容しか見られない、他社との比較検討ができない、というのは、業者を選定する側の秋田県にとっては機会損失であると考えられる。次回の指定管理者募集に当たって再び 1 社応募となることのないよう、秋田県は 1 期目に応募した企業のうち 2 期目に応募しなかった企業について、応募に対するハードルとなった点を明らかにし、次回の募集に生かすべきである。

下水道事業における処理場の指定管理者の選定も 1 者のみの応募であり、平成 21 年度、平成 24 年度の包括外部監査報告書で述べられた事象と同様の事象が発生している。

その原因の 1 つは、下水道事業においても、地域要件を県内業者に限定したためと考えられる。平成 21 年の公募時点で県内に受託できる業者が少ないことは県でも把握できていたこと、平成 21 年度の包括外部監査報告書にて意見が述べられていることを鑑みれば、平成 24 年の 2 期目の公募時には地域要件を設けないなどの対応が必要であったと考える。

指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、コストの削減と住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することである。この趣旨に鑑みると、1 者のみの応募となっている現状は競争原理が働いておらず、コストを下げるインセンティブが働きづらい。そのため、現状は指定管理者制度の趣旨を十分に達成できていないといえる。

平成 21 年度の包括外部監査報告書にも記載されているとおり、秋田県として地域要件が重要であると考えるのであれば、地域要件を評価項目の 1 つとすれば良いと考えられる。少なくとも複数の事業者に参加させ、比較検討を行うことが指定管理者制度の趣旨に合致する。

平成 22 年 12 月 28 日に総務省自治行政局長から発出された「指定管理者制度の運用について」には以下のように記載されている。

< 指定管理者制度の運用について（抜粋） >

指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

5. 委託契約の変更について

秋田県財務規則第 211 条は、工事契約の変更について、以下のように定めている。

< 秋田県財務規則（抜粋） >

(工事の変更、中止等)

第 211 条 契約担当者は、必要があるときは、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期限を変更する必要があるときは、双方協議の上、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、契約金額の変更見込額が当該契約金額の十分の三をこえる工事にあつては、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き別途契約をするものとする。

委託契約については同様の趣旨の定めがない。委託の場合には、工事と異なり、入札・発注の段階で仕様を明確に数量化できないものも多くあり、当初契約の十分の三を越える委託について別途契約とすることが実情に合わないからである。

一方、一般競争入札は、不特定多数の参加を求め、入札によって競争を行わせることで、地方公共団体に最も有利な価格で契約が締結できる仕組みである。そのため、かかる入札方法を採用した場合の契約変更（特に価格の契約変更）は特に慎重さが求められる。

【意見 16】発注時の発注内容の精査について

次の契約は契約変更の理由に疑問が残る。

工事名	入札種別	予定価格	当初契約額	精算額	変更金額	変更率
横手処理センター設備更新 詳細設計業務 委託	一般競争	6,205,500 円	5,775,000 円	7,220,850 円	1,445,850 円	25.0%
秋田湾・雄物川流域下水道 工事（横手）	一般競争	17,914,050 円	15,142,050 円	19,647,600 円	4,505,550 円	29.8%

それぞれの契約の変更理由は以下のとおりである。

横手処理センター 設備更新詳細設計 業務委託	本委託は、横手処理センター1系水処理設備の更新設計業務であり、既存設備の仕様で更新可能としたものは詳細検討不要として発注した。その後、将来の運転管理費を考慮した省エネ機器導入の検討も必要と判断し、詳細検討不要とした設備を含めた変更とした。
秋田湾・雄物川流域 下水道工事（横手）	本工事は、横手処理センター3系水処理施設増設後に行った施設周辺の場内整備工事である。発注後に水処理施設間に埋設される連絡管路の敷設が未施工なことが判明し、舗装等を行う本工事前に実施する必要があったことから、本工事に追加した。

前段の案件は、発注時に設計内容を精査していれば起こり得ず、また、後段の案件は連絡管路の接続を確認せずに発注を行っている案件であり、当該接続工事は別発注とすべき性質の契約である。

発注時に発注する工事の内容を精査し、今後同様の変更契約が起きないようにすべきである。

第9 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況

1. 事業運営の状況

対象箇所 116 戸のうち 96 戸が接続済み（接続率 82.8%（平成 25 年度））である。

一方、有収水量ベースでは、5 戸あるホテル・旅館だけで 77%を占め、収益のほとんどはホテル・旅館に依存する。平成 23 年度、平成 24 年度にはホテルが 1 件ずつ廃業したことにより主力得意先が失われており、下水道事業の経営の状況は厳しさを増している。

2. 経営の状況

（「第3 県が実施する下水道事業特別会計の概要」から再掲）

特定環境保全公共下水道

			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収益的収支	収益的収入	営業収益	21,517	11,467	13,383	10,752
		営業外収益	51,191	53,704	58,168	62,726
		小計(a)	73,036	65,333	71,591	73,486
	収益的支出	営業費用	55,527	48,919	56,452	59,651
		営業外費用	17,509	16,414	15,139	13,835
		小計(b)	73,036	65,333	71,591	73,486
収益的収支	差し引き = (a)+(b)	0	0	0	0	
資本的収支	資本的収入	地方債	12,300	9,300	10,300	8,000
		他会計補助金	43,118	44,282	45,494	46,758
		他会計借入金	0	0	0	0
		国庫補助金	11,768	9,204	9,478	7,015
		工事負担金	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	小計(c)	67,186	62,786	65,272	61,773	
	資本的支出	建設改良費	24,068	18,504	19,778	15,015
		地方債償還金	43,118	44,282	45,494	46,758
		他会計繰出金	0	0	0	0
小計(d)		67,186	62,786	65,272	61,773	
資本的収支	差し引き = (c)+(d)	0	0	0	0	
繰越	前年度からの繰越金	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源	0	0	0	0	
実質収支	合計(+ + +)	0	0	0	0	

供用開始時より使用料収入で運営費を賄えない赤字の状態が続いており、一般会計からの補填が続いている。毎年度、1 億円程度の赤字補填を一般会計から受けている（上表の点線枠で示した部分）。

流入水量は供用開始から平成 17 年度までは増加傾向にあったが、その後反転し、現在はピークの半分の水準にとどまっている。

流入水量がピークの時ですえ、収支均衡がなされず、赤字補填を受けていたことは、この事業自体にもともと収益性がなかったことを示している。

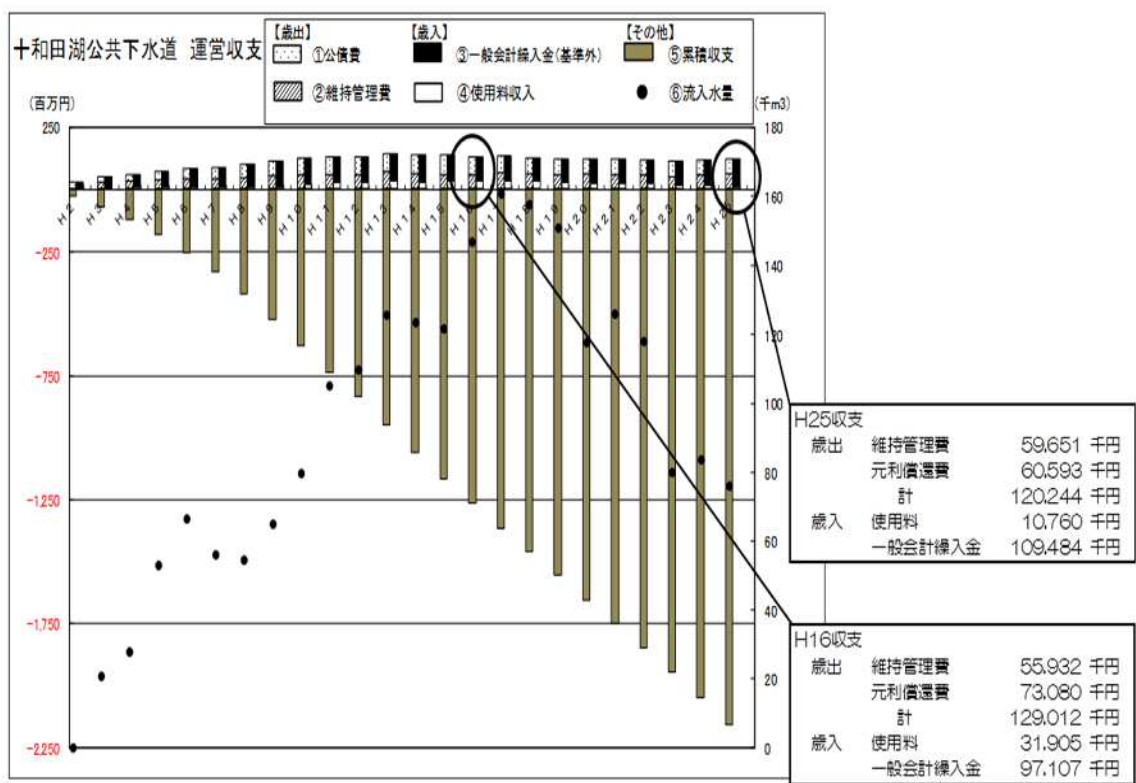
事業自体の収益性がない中、公共下水道の敷設に踏み切った背景として、当該事業が計画・整備された昭和 50 年代後半～昭和 60 年代前半は、十和田湖に観光客が大量に流入していた時期であり、この期間はちょうどバブル期に重なることから、かなりの高水準での将来の観光客の来訪を見越していた可能性もある。

本事業の本来の目的は、十和田湖周辺地域の公衆衛生の向上に加え、生活排水や観光排

水の汚濁負荷を削減することにより十和田湖の水質悪化を防ぐことにあつたともいえる。下水道整備前の観光シーズンには沿岸に多数の暗褐色浮遊物があり、底泥から悪臭ガスが発生したという指摘も残っている。下水道整備後も、COD値は必ずしも改善していないが、少なくとも、悪化の進行は食い止められており、これをもって一定の成果といえなくもない。

しかし、十和田湖特定環境保全公共下水道は、毎年度、1億円程度の赤字が生じ、一般会計からの繰入で賄っている。“公費負担の原則の下での独立採算”とする公営企業の原則からすれば、十和田湖特定環境保全公共下水道の一般会計からの繰入は、本来なら受益者が使用料で負担すべき経費を県民全体の税で負担していることを表しており、受益者負担の原則からすれば、好ましい状況ではない。

県としても、現状を打開する有効な手段を打ち出せないでおり、十和田湖が県民全体の観光資産であり、その水質保全のための費用として、赤字は県民全体で負担する、という整理をせざるを得ないというのが現状である。



また、青森県の経営状況と比較すると、下表のとおりである。

< 秋田県側と青森県側の収益的収支・資本的収支の状況 >

	秋田県側	青森県側
総収益	71,591 千円	250,309 千円
うち使用料	13,383 千円	28,098 千円
うち他会計繰入金	58,168 千円	115,314 千円
うちその他	40 千円	(*)106,897 千円
総費用	71,591 千円	248,478 千円
収益的収支(差引)	- 千円	1,831 千円
資本的収入	65,272 千円	244,960 千円
うち他会計補助金	45,494 千円	149,455 千円
資本的支出	65,272 千円	261,554 千円
資本的収支(差引)	- 千円	16,594 千円
前年度からの繰越金	- 千円	16,594 千円
実質収支	- 千円	1,831 千円

(平成 24 年度決算統計より)

(*)秋田県からの施設使用料が含まれている。秋田県は当該収入が計上されない。

事業の黒字・赤字を判断する実質収支は、秋田県はゼロであり、収支均衡しているようにも見えるが、これは、一般会計から多額の繰入金(前表でいう他会計繰入金+他会計補助金)を受けているためである。この点、秋田県も青森県も財源の多くの部分を一般会計からの繰入金に依存しており、共同事業でありながら秋田県だけが赤字体質というわけではない。

しかし、秋田県と青森県の収益構造を比較すると、秋田県は青森県より接続率が低いという特徴がある。

< 秋田県と青森県の対象戸数、接続戸数、接続率 >

	秋田県側			青森県側		
	対象戸数	接続戸数	接続率	対象戸数	接続戸数	接続率
	116 戸	96 戸	82.8%	272 戸	256 戸	94.1%
ホテル・旅館	5 戸	5 戸	100%	12 戸	12 戸	100%
食堂・土産店	6 戸	6 戸	100%	60 戸	55 戸	91.7%
公共施設	11 戸	11 戸	100%	32 戸	32 戸	100%
民家・教員住宅	59 戸	54 戸	91.5%	125 戸	114 戸	91.2%
民宿・寮・保養所	35 戸	20 戸	57.1%	43 戸	43 戸	100%

秋田県の接続率が低い理由として、“民宿・寮・保養所”について、秋田県側は 35 戸の

うち 20 戸しか接続していないのに対して（未接続 15 戸、接続率 57.1%）、青森県側は 43 戸全てが接続している（接続率 100%）点あげられる。

未接続 15 戸のうち 14 戸が大川岱地区の民宿等である。下水道課としても、環境部局と一緒に接続を呼びかけているが、この地区は、観光客の足が伸びにくく、かつ、民宿等の事業者の高齢化も進行していることから公共下水道に接続する誘引が働きにくいという事情を抱えているため、接続率がなかなか向上しない。

【意見 17】接続率の向上について

収益に結びつく有収水量のほとんどが“ホテル・旅館”からのものであり、“民宿・寮・保養所”の接続率を向上させても損益改善に与える影響は小さいが、接続率の向上は限られた業務運営の改善手段であるため、今後も可能な限り 100%に近づくよう取り組むべきである。

なお、下水道接続率 100%を目指すことは、「十和田湖水質・生態系改善行動指針（平成 13 年度青森県・秋田県）」でも掲げられた目標である。

3. 計画の策定状況

十和田湖特定環境保全公共下水道事業は、事業計画は策定しているものの、経営計画（収支計画）は策定されていない。

流域別下水道事業は、負担金単価を決定するために中長期的な収支計画である経営計画を策定しているものの、十和田湖特定環境保全公共下水道事業は、使用料単価を青森県と同一水準として条例で定めており、仮に経営計画を策定したとしても、将来に渡って赤字が計上され続け、流域下水道事業のように収入によって累積赤字が解消される見込みがないとの理由による。

【指摘事項 10】十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る経営計画の策定について

当事業は、毎年度 1 億円程度の赤字が計上され続け（かつ、将来にわたって継続する）一般会計からの繰入で賄い続ける状況である。

この状況を打開するためには、十和田湖の観光施策を振興し、観光客を誘致することで大口先であるホテル・旅館からの有収水量を引き上げる、使用料単価（特に経営に重要な影響を与える大口先の使用料単価）を見直す、公共下水道が敷設されている小坂町に一部の負担を求める（現在は小坂町の負担はゼロであり、全て県の負担）などの手法が考えられる。の使用料単価の見直しについては、これまでも下水道課内では検討がされてきたが、大口先の経営状況も芳しくないこともあり、実現に至っていない。

そもそも、本事業が開始された昭和 55 年当時（供用開始は平成 3 年）は、十和田湖の観光客が増え続けており、その後も観光客が右肩上がりが増え続けることを前提としていた可能性が高い。実際には、流入水量が上がり続ける平成 17 年度までの期間においても毎年

度赤字を計上し、一度も黒字化することなく現在に至っている。

また、十和田湖の水質改善を期待して始められた事業であるにもかかわらず、事業開始によって十和田湖の水質は改善していないというデータ²⁴もある。

今後の事業の継続性を図る上で、現実には生じ続け今後も拡大が見込まれる赤字の補填を誰がどのようにして負担するのかを検討するとともに、仮に、今後も継続的に一般会計からの繰入で負担する（つまり、県民全体の税金で賄う）のであれば、十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営計画を策定し、中長期的に、その財政負担がどの程度であるかを明らかにしておく必要がある。

4. 滞納債権の状況

流域下水道事業は、市町村が利用者から下水道使用料を徴収し、県は市町村からこれらを負担金として徴収するため、県に未回収による滞納債権は発生しない。

他方、特定環境保全公共下水道事業は、県自らが利用者から下水道使用料を徴収するため、未回収による滞納債権が発生する可能性がある。

秋田県の十和田湖特定環境保全公共下水道においても、利用者の経営不振や生活困窮を理由として、毎年度、数万円から数十万円程度の滞納が発生している。下水道課及び振興局建設部が未納者に対して文書及び訪問による督促を行い回収に努めているとのことであるが、平成 25 年度には不納欠損処分した債権も発生した。

<平成 25 年度における滞納債権（残高）の状況>

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	55 千円	35 千円	- 千円	20 千円
過年度分	264 千円	8 千円	23 千円	232 千円
合計	320 千円	43 千円	23 千円	253 千円

【意見 18】滞納債権の発生予防について

滞納債権の発生とそれに続く不納欠損処理は、受益者負担の原則を大きく揺るがせることとなるため、金額的な影響は軽微であるが、公平性の観点からは重要な問題である。不納欠損処理することなく、確実に回収することを目標として、厳格に対応する必要がある。

下水道事業特別会計の滞納の状況は、債権未回収の問題として、監査委員による監査においても、毎年度、回収と発生防止の旨が指摘され続けている。

金額が軽微であるがゆえに、滞留債権の額よりも滞留債権の管理コストの方が高くなる

²⁴ 十和田湖の水質保全

水質は COD（化学的酸素消費量）値で測ることができる。1.0mg/l 以下ならきれいな溪流、1.0～2.0mg/l なら雨水と同程度とされる。（数値が低いほどきれいな水質を保全していることを表す）

十和田湖の COD 値は、事業開始前までは年々の数値が上昇し、事業開始時の COD 値は 1.1mg/l であったものが、現在は 1.3～1.4mg/l で推移している。もし特定環境保全公共下水道を整備しなければ、現在はもっと高かったはずであるとの見方もできるが、事業開始によって水質が改善されたわけではない。

ってしまうため、事後な回収管理よりも事前の発生予防に注力すべきである。

なお、具体的な滞納債権の効率的・効果的な管理手法として、庁内における統一・専門的な組織の設置による一括回収等が考えられるが、これらについては、平成 19 年度の包括外部監査報告書で検討されたテーマでもあり、本報告書では言及しない。

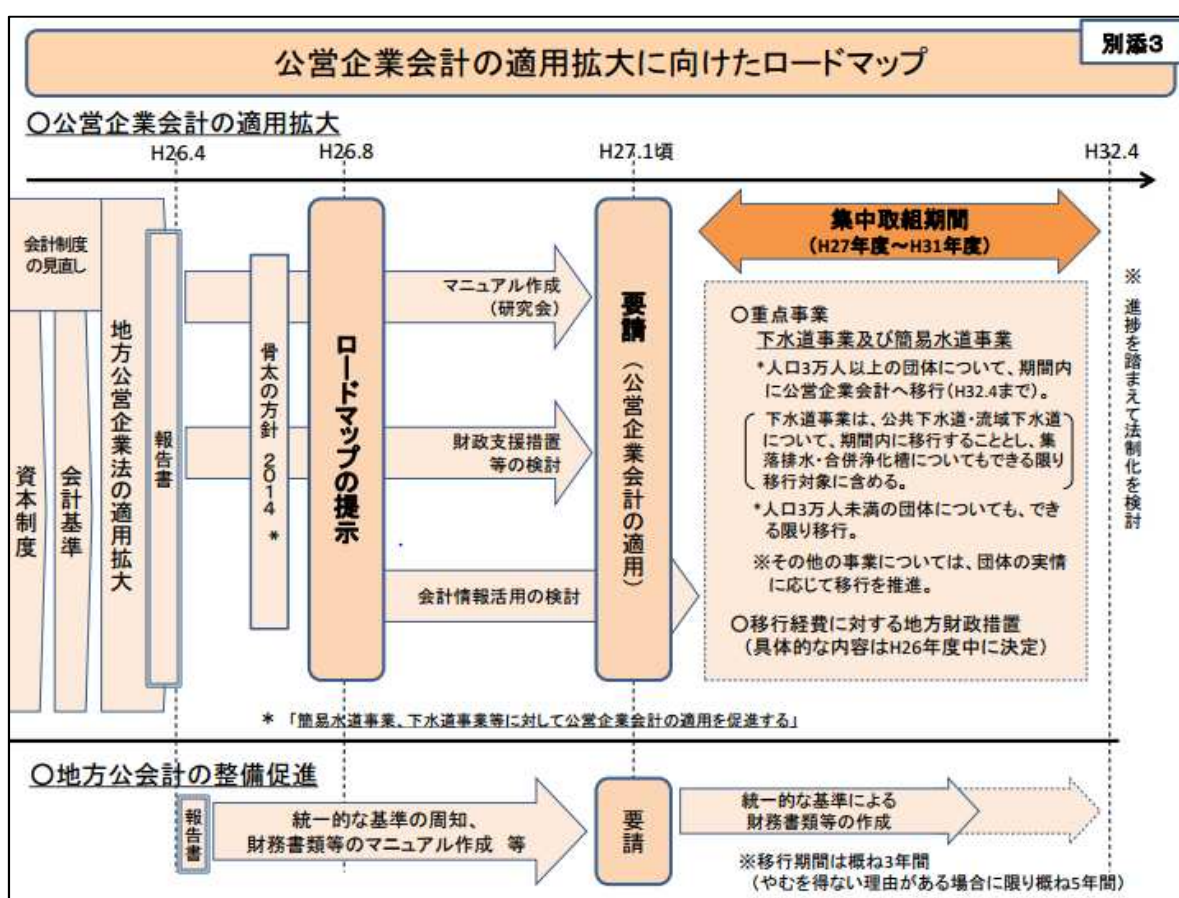
また、平成 19 年度の包括外部監査においては、下水道事業特別会計の債権は監査対象外であったため、本報告書でフォローアップすべき対象はない。

第10 地方公営企業法の適用について

1. 下水道事業に対する地方公営企業法の適用への流れ

現在、公共下水道事業・流域下水道事業は、地方公営企業法の規定を当然には適用されず、一部の団体が任意で適用しているにとどまる。流域下水道事業で、地方公営企業法を適用しているのは、茨城県、埼玉県、東京都などわずかである。

この状況に対して、平成26年8月29日に総務省自治財政局公営企業課から「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示され、下水道事業は法適用の重点事業とされ、平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として法適化作業に取り組むことが求められた。



また、同日に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が発出され、公営企業を取り巻く環境と法適用の拡大についての必要性が論じられている。

< 公営企業の経営に当たっての留意事項について >

2 公営企業の経営のあり方の検討と公営企業会計の適用促進

(中略) 地方公営企業法を適用していない公営企業が引き続き公営企業として事業を行う場合には、同法の全部又は一部を積極的に適用することが必要である。中でも、資産の規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供する簡易水道事業及び下水道事業については、基本的に公営企業会計を導入することが必要である。

その後、平成 27 年 1 月 27 日付「公営企業会計に適用の推進について(総務大臣通知)」により、法適化の取り組みを要請された。

このように、公営企業、特に下水道事業(流域下水道事業も含まれる)には法適化が強く求められている。移行経費に対する地方財政措置も決定し、このタイミングで法適化を行うことで移行に係る県の負担が少なくなる可能性がある。

2. 下水道事業における法適化の必要性

地方公営企業法を適用する一番のメリットは、発生主義・複式簿記の採用により、企業の経営成績、財政状態が把握できるようになることと言われている。詳細は「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書(平成 26 年 3 月 総務省)」等に記載されているため、ここでは記載を割愛するが、秋田県にとっては、下記のメリットが考えられる。

(1) 会計情報の明確化

複式簿記化することにより、会計情報が明確化、つまり「見える化」され、多様な経営分析を行うことによって自己の事業経営の診断が可能となる。また、この結果を住民にディスクローズすることで、投資計画等の将来計画についても、その財務的根拠を示すことが可能になり、経営に対する理解を得ることができる。

(2) 負担金設定の観点

流域下水道事業において、各市町村から徴収する負担金の水準の設定は、原価情報に基づいて行われるが、現状の企業会計方式ではない会計制度では減価償却費等のコストが反映されずに負担金単価が算定されている。具体的には、設備の維持管理に必要な金額と、過去の建設改良費の財源とした企業債の元利償還金を賄うように負担金単価が設定される。

しかし、【意見 4】で記載したとおり、この方法では負担金単価が世代間の公平性を損なうおそれがある。

負担金単価は、下水道サービスの受益者がその受益の程度に応じて負担するよう設定さ

れるべきである。企業債の借入期間は必ずしも設備を使用する期間と一致するわけではないため、過去の投資原価の回収を企業債の元利償還金を賄うように設定すると、下水道設備の使用の程度に応じて負担金を回収する計算とはならないおそれがある。

そのため、将来の更新投資の時期が到来する前に投資原価を回収し終わってしまったり、反対に、更新投資の時期が到来したとしても過去の投資原価が回収されないことが考えられ、世代間の公平性が損なわれるおそれがある。

以上より、地方公営企業法を適用し、発生主義会計を導入することで、減価償却費を把握し、施設の使用という受益に応じた負担金単価を設定すべきである。

(3) 資産管理の観点

法適化作業の過程において、固定資産台帳を作成することが必須となる。

固定資産台帳のあり方については、平成 25 年 10 月から総務省で「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」が開催されており、地方公共団体の固定資産台帳について議論されているところである。

また、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議から、「インフラ長寿命化基本計画」が発出され、さらに平成 26 年 4 月 22 日に総務大臣名で「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が発出された。都道府県及び政令指定都市は公共施設等総合管理計画の策定が求められている。

秋田県の下水道事業における固定資産の管理は、情報の一元管理やシステム化がなされていないことによる情報の利活用の制限等があることは【意見 9】で既に述べた。固定資産情報の一元管理やシステム化は、法適化を行うに当たって最も負担のかかる作業の 1 つである固定資産の把握をより円滑に進めるためにも必要なことであり、法適化のタイミングを見図りながら順次進めていくことが求められる。

3. 法適化に向けての取組み

下水道事業の法適化は、平成 27 年度～平成 31 年度を集中取組期間として、この期間内に移行することが総務省から要請されている。

法適化に当たって、最も時間と手間を要するのが、固定資産台帳の整備を通じた資産情報の把握であるといわれている。

現状、県では、法適化の目標年度を平成 32 年度とし、平成 27 年度から準備作業を開始することとしている。

平成 32 年度までのスケジュールは以下のとおりである。

< 法適化の作業スケジュール >

作業年度	作業内容
平成 27 年度	法適化基本方針の検討
平成 28 年度 ~ 平成 30 年度	固定資産調査・評価
平成 31 年度	法適化に伴う事務手続き・会計システムの構築
平成 32 年度	公営企業会計の開始

当該スケジュールでは固定資産調査・評価を平成 28 年度から平成 30 年度の間に行い、法適化に伴う事務手続きと会計システムの構築を平成 31 年度に行うこととしている。しかし、実際にはこれらの作業を同時進行で進めていくことになると考えられる。平成 32 年度に法適化できるよう、平成 27 年度において、執行体制を強化した上で、基本方針・作業内容・スケジュール等を入念に検討する必要がある。

4. 法適化による消費税の節税メリット

(1) 消費税額計算の概要

地方公共団体の特別会計は一般会計とは区別され、消費税等の納税主体となる（消費税法第60条）。秋田県の下水道事業特別会計においても消費税等を納付している。

仕入控除税額の計算方法

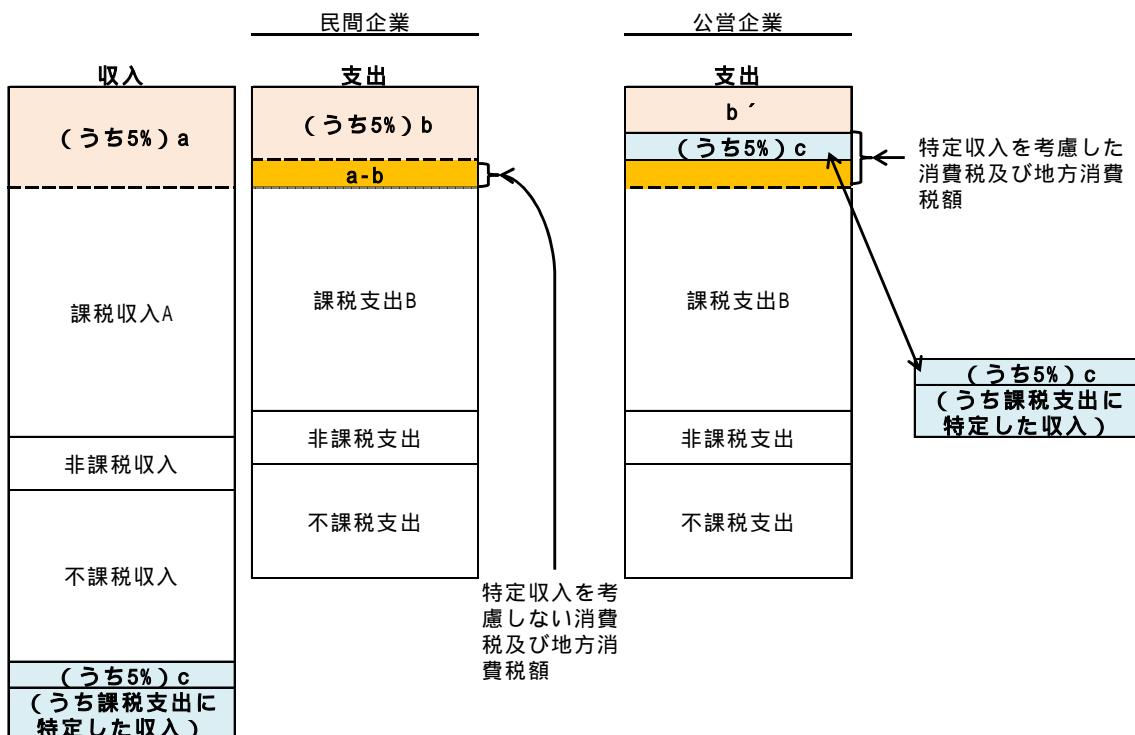
消費税等は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算定される。この課税仕入れ等に係る消費税額（「仕入控除税額」という。）の計算方法として、個別対応方式と一括比例配分方式の2種類があり、事業者は有利な方を選択できる。

一般的には、水道事業や下水道事業のような課税売上げに対応する課税仕入れ等に係る消費税額が多い事業においては、個別対応方式の方が有利となる場合が多いと考えられる。

秋田県の下水道事業特別会計では、個別対応方式を採用している。

消費税額の計算の基本的考え方

< 地方公営企業における消費税の概要²⁵ >



(注) 当該図表では、消費税率5%を前提としている。

民間企業では、当表の(a - b)の部分が消費税等の確定申告額となる。

一方、公営企業では「不課税収入の用途の特定」という特例がある²⁶。公営企業では、補

²⁵ 「石原俊彦・菊池明敏(2011)地方公営企業経営論(大和出版印刷株式会社)」145ページの図を参考に監査人が加工

助金や負担金、一般会計繰入金など多額の不課税収入（消費税のかからない収入）があり、不課税収入である一般会計繰入金を、工事費などの「課税支出」に充てた場合、当該一般会計繰入金は消費税等が課税になる収入とみなして、5/105 を乗じた額が仮受消費税分に加算される。したがって、課税収入に充てた特定収入がある場合には消費税等額（地方消費税含む）は、当表の（a - b'）の部分となり、特定収入を考慮しない（a - b）の額より、c の分だけ納税額が増える。

（2）地方公営企業法適用による節税メリット

地方公営企業法を適用する特別会計では、不課税収入である一般会計繰入金は大きく分けて、収益的収支（3条予算）に「補助金」として繰り入れるものと資本的収支（4条予算）に「出資金」として繰り入れるものに区分される。

地方公営企業法では「出資金」は自己資本金として計理され、消費税法施行令第75条1項第6号に規定される「特定収入」に該当しないため、当該出資金は消費税計算上、不課税収入として整理される。²⁷

以上より、地方公営企業法を適用し、一般会計繰入金を「出資金」として処理した場合、当然にして課税取引にはならず、その分、消費税額が減少する。

この点、法非適用企業ではそもそも「出資金」という概念がないため、一般会計繰入金は全額が特定収入として取り扱われ、課税対象となる。この結果、地方公営企業法を適用していれば支払う必要のなかったかもしれない消費税額を支払うことになる。

なお、参考として、秋田県の下水道事業が法適化した場合にどの程度の節税メリットを享受できるかを、平成25年度の金額で試算した。

試算に当たっては、以下の2点を前提とした。

ア 特定収入の金額は平成25年度の消費税申告書に記載された907,744,557円を使用

イ 特定収入のうち50%である453,872,278円が出資金として一般会計から繰入された

地方公営企業法を適用した場合の節税試算額

²⁶不課税収入の使途の特定

特定収入割合がある一定要件（不課税収入 / （課税収入 + 不課税収入）が5%以上となるもの）を超えた公営企業では、不課税収入を何の支出に充てたかという充当を決定しなければならない。これを「不課税収入の使途の特定」という。

²⁷ 補助金として繰り出した場合に、減価償却費に特定した場合の取扱い

このほか、一般会計から「補助金」として繰出した場合（つまり公営企業側で収益として処理した場合）、その補助金を減価償却費（つまり「特定支出（非課税、不課税）」）に特定できる。特定支出に充てた不課税収入は「特定収入以外」に分類される。「地方公営企業法第20条「計理の方法」の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、令第75条「国、地方公共団体等の仕入に係る消費税額の特例」に規定する特定支出のためにのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱う」と消費税法基本通達16-2-4に定められており、不課税収入であって特定支出に充当を特定された、つまり「特定収入には該当しないもの（特定収入以外）」となっている。

以上より、地方公営企業法を適用した場合には、減価償却費に充てたものとして使途を特定した「補助金」も課税取引に特定した収入ではないということになり、その分、消費税額が減少する。

平成 25 年度の特定収入の 50%	$907,744,557 \text{ 円} \times 50\% = 453,872,278 \text{ 円}$
節税試算額	$453,872,278 \text{ 円} \times 5/105 = 21,612,965 \text{ 円}$

このように、上記の前提のもとでの試算では、平成 25 年度において約 2 千万円の節税が見込まれた。これは単年度の数字であり、現行の消費税の制度が続く限りこの効果が持続するため、複数年度となれば相当な額となる。

消費税率のさらなる引き上げも議論されているところであり、その場合、節税効果額はさらに大きいものとなる。